

BIM 図面審査における  
入出力基準の解説  
(初版)

令和8年3月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

(白紙)

# 目 次

本書の目的	1
本書の見方	1
1. はじめに	3
1-1 用語の定義	3
1-2 入出力基準の概要	4
2. 入出力基準（総則）	7
2-1 入出力方法に関する基準	7
2-1-1 総則	7
2-1-2 禁止事項	8
2-1-3 BIMソフトウェアの拡張機能	9
2-2 PDF形式の図書およびIFCデータの書き出し方法に関する基準	10
2-2-1 PDF形式の図書データへの変換方法及びPDFデータに関する基準	10
2-2-2 IFCデータへの変換方法及びIFCデータに関する基準	10
3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）	11
3-1 意匠分野	11
3-1-1 意匠分野の入出力基準	11
3-1-1-1 敷地関係	11
意-001 敷地境界線	11
意-002 地盤面及び平均地盤面	15
3-1-1-2 基準線関係	18
意-003 方位	18
意-004 通り芯	20
意-005 各階基準線	22
3-1-1-3 建築要素	24
意-006 外壁	24
意-007 間仕切壁	26
意-008 柱	27
意-009 各階の床、屋根、軒及びひさし等	28
意-010 各階の天井	30
意-011 開口部	31
3-1-1-4 領域・空間要素	33
意-012 各室の用途	33
意-013 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	35
意-014 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	38
3-1-1-5 防火・避難関係	42
意-015 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）	42
意-016 防煙壁による区画（令第126条の2の規定）	45
意-017 防火設備等	49
意-018 非常用の進入口等	51
意-019 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網	53
3-2 構造分野	55
3-2-1 共通事項	55

3-2-1-1	意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準	55
3-2-1-2	構造分野内の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準	61
3-2-2	構造分野の入出力基準	61
3-2-2-1	基準線関係	61
共通-001	通り芯	61
共通-002	各階基準線	64
3-2-2-2	建築要素	67
基礎-001	基礎ぐい	67
基礎-002	基礎	70
RC-001	柱	74
RC-002	大ばり	77
RC-003	小ばり	80
RC-004	床版(デッキ床含む)	82
RC-005	屋根版	85
RC-006	耐力壁	87
RC-007	非耐力壁	90
S-001	柱	93
S-002	大ばり	96
S-003	小ばり	99
S-004	斜材	102
W共通-001	土台	105
W共通-002	床版	107
W共通-003	耐力壁(面材)	110
W共通-004	耐力壁(筋かい)	112
W共通-005	準耐力壁等(面材)	114
W共通-006	アンカーボルト	117
W共通-007	金物	119
W共通-008	屋根版	121
W軸組-001	柱	124
W軸組-002	大ばり	127
W軸組-003	小ばり	129
W軸組-004	火打ち材	131
W軸組-005	小屋組	133
W枠組-001	床根太	135
W枠組-002	開口部(まぐさ及びまぐさ受け)	137
W枠組-003	小屋組	139
3-3	設備分野	141
3-3-1	共通事項	141
3-3-2-1	敷地関係	148
機-001	敷地境界線	148
3-3-2-2	基準線関係	150
機-002	通り芯	150
3-3-2-3	建築要素	152
機-003	外壁	152
機-004	間仕切壁	153
機-005	柱	154
機-006	開口部	155

3-3-2-4	領域・空間要素.....	156
機-007	各室の用途.....	156
3-3-2-5	防火・避難関係.....	157
機-008	防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）.....	157
機-009	防煙壁による区画（令第126条の2の規定）.....	158
3-3-2-6	設備要素.....	159
機-010	給気機及び排気機.....	159
機-011	排煙設備.....	161
3-3-3	電気設備分野の入出力基準.....	163
3-3-3-1	敷地関係.....	163
電-001	敷地境界線.....	163
3-3-3-2	基準線関係.....	164
電-002	通り芯.....	164
3-3-3-3	建築要素.....	166
電-003	外壁.....	166
電-004	間仕切壁.....	167
電-005	柱.....	168
電-006	開口部.....	169
3-3-3-4	領域・空間要素.....	170
電-007	各室の用途.....	170
3-3-3-5	防火・避難関係.....	171
電-008	防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）.....	171
3-3-3-6	設備要素.....	172
電-009	非常用の照明装置.....	172
参考資料	入出力基準の項目と図書に明示すべき事項との対応関係整理表.....	175
	<意匠分野>.....	175
	<構造分野>.....	200
	<設備分野>.....	260

(白紙)

# 本書の目的

本書は、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン 別紙 1 BIM 図面審査における入出力基準（以下「入出力基準」という。）」について、基準の意図や基準に従うことにより整合が図られる具体的な内容（誓約の内容に応じ整合性確認の省略が可能な内容）等についての解説するものである。これにより、整合性確認の省略可能な項目に関する申請者と審査者の相互理解の向上を目的とする。

## 本書の見方

### 1. 入出力基準

ここでは、入出力基準を示す。

### 2. 入出力基準の解説

ここでは、入出力基準についての解説を示す。

#### (1) 解説

- 基準の意図や適用にあたっての留意事項を示す。あわせて、当該基準に基づく BIM モデルの入出力イメージを図として示す。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

- BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるために使用する「オブジェクト、機能」「入出力する属性情報」「BIM の機能により算出・計算する数値」を一覧にして示す。

•

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

- 入出力基準 2-1-2 禁止事項に該当する入出力方法の例とその理由を一覧にして示す。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

ここでは、入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書間において、相互に整合する記載事項を示す。

BIM 図面審査においては、設計者からの誓約（誓約書）に基づき、審査者はこれらの記載事項についての整合性確認を省略することができる。

なお、巻末には参考資料として、「入出力基準の項目と図書に明示すべき事項との対応関係整理表」を示す。

(白紙)

# 1. はじめに

## 1-1 用語の定義

### 基準線

通り芯及び各階基準線をいう。

### 通り芯

柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。

### 各階基準線

各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。

### 符号

基準線、面積の求積に用いる範囲、部材を特定するための固有の記号又は番号

### 軒、ひさし等

外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、パラペット、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。

### 防火区画等

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。

### 非常用の進入口等

令第 126 条の 6 本文の非常用の進入口及び令第 126 条の 6 第二号の窓その他の開口部をいう。

### オブジェクト

BIM モデルを構成する BIM の建物部材及び部品等をいう。

### 空間オブジェクト

壁、床、屋根、天井、仮想の要素や境界線に基づいて室を区分するオブジェクトをいう。

### 領域を示すオブジェクト

主として面積算定の目的に応じて定義されるもので、境界線により閉じられたオブジェクトをいう。

### 参照

次のいずれかに該当することをいう。

- ・同一ファイル内の参照：同一ファイル内の単一オブジェクトに入力した形状・属性情報を、2 以上の分野の BIM データに表示・表記すること。
- ・ファイル間の参照：他ファイルの形状・属性情報を、BIM ソフトウェアの参照機能で間接利用・連携すること（単方向又は双方向）、およびその設定・同期・更新の操作。目視による再作成・トレースする行為は含まない。

### <解説>

「用語の定義」には、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」の「用語の定義」に示されていない、入出力基準に関する用語についての定義が示されている。

「領域を示すオブジェクト」には、3 次元のオブジェクト又は 2 次元のオブジェクト（面積算定を目的として、境界線等により任意に区分した領域の面積を算出する機能）を用いることができる。

## 1-2 入出力基準の概要

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」に基づき、BIM 図面審査における入出力基準（BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準。以下「入出力基準」という。）には、以下を定める。

BIM 図面審査においては、当該入出力基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者が「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約した場合、審査者は整合性確認を省略することができる。

①BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法（BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（=出力）」方法）に関する基準

- |             |  |
|-------------|--|
| 「形状」に関する基準： | ・ BIMの機能により、オブジェクトを入力し、当該オブジェクトを複数の図書（図面又は図）に表示することで、複数の図書（図面又は図）間における形状の整合性を確保するための基準   |
| 「属性」に関する基準： | ・ BIMの機能により、単一のオブジェクトに入力した属性情報を複数の図書（図面又は図表）に表記することで、複数の図書（図面又は図表）に表記された情報の整合性を確保するための基準   |
| 「計算」に関する基準： | ・ BIMの機能により、オブジェクトの形状からその部分の長さ、高さ及び領域の面積を算出してその値を複数の図書（図面又は図表）に表記することで、複数の図書（図面又は図表）に表記された値の整合性を確保するための基準<br>・ BIMの機能により、オブジェクトの形状からその部分の長さ、高さ及び領域の面積を算出してその値を表記することで、当該オブジェクトの形状とその長さ、高さ及び面積の整合性を確保するための基準<br>・ BIMの機能により、オブジェクトの情報（オブジェクトの形状から算出された領域の面積、オブジェクトの数量）の複数の値を用いて計算してその計算式と計算結果を表記することで、その図書（図面又は図表）に表記された複数の値、その値を用いた計算式及び計算結果の整合性を確保するための基準 |

②BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データを書き出しの方法に関する基準

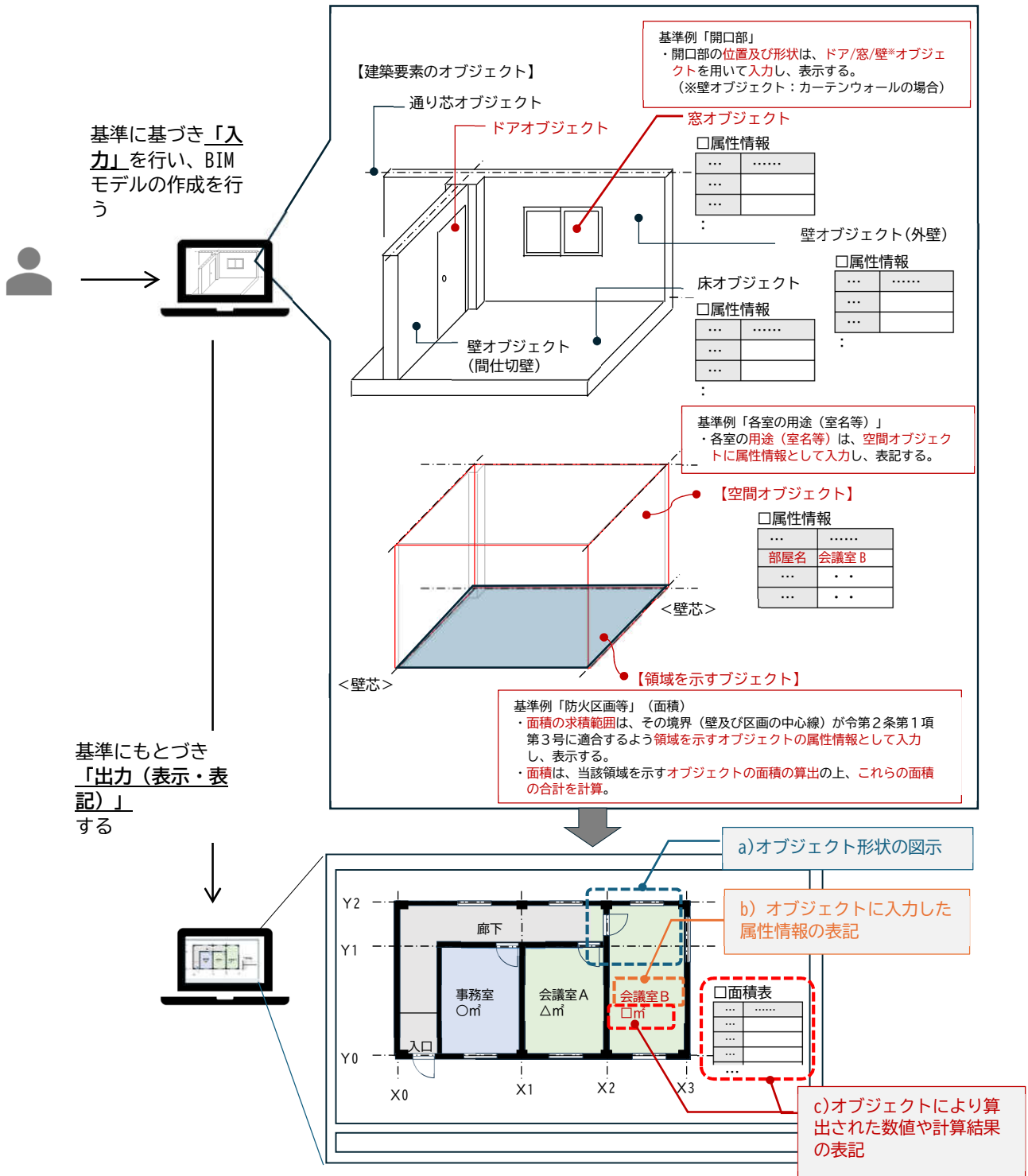
### <解説>

入出力基準は、建築確認における BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準である。そのため入出力基準は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 に基づく「明示すべき事項」と、「明示すべき事項」に関連し図書に表示される基準線、建築要素により構成されている。

入出力基準に従い、BIM の機能によりオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、BIM の機能により算出された数値や計算結果の表記を行うことにより、当該事項について複数の図書間の整合性が確保される。

■入出力基準による入力・出力（表記・表示）のイメージ

（出典：BIM 図面審査 申請・審査マニュアル（初版 令和8年3月24日版）建築BIM推進会議 審査TF p.22）



(白紙)

## 2. 入出力基準（総則）

### 2-1 入出力方法に関する基準

#### 2-1-1 総則

##### 1. 入出力基準

- ・ BIM 図面審査で用いる BIM データの作成（入出力）のための「形状」「属性」「計算」に関する基準は、「2-1 入出力に関する基準」及び「3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）」に定める。当該基準に従っていない図書の記載事項については、「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。
- ・ 各基準に従って BIM データを作成（入出力）するために用いるオブジェクトは、以下を満たすものとする。なお入出力基準における「オブジェクト」の名称には、代表的な BIM ソフトウェアで用いられる分類（種別）に基づく名称を用いるが、BIM ソフトウェアによってその分類（種別）又は名称が異なる場合があることに留意されたい。
  - （ア）入力した形状情報（位置及び形状）と 2 次元に出力（表示）された形状の図表現（位置及び形状）が整合すること
  - （イ）各基準に従うために必要な属性情報の入出力ができ、入力した属性情報と出力（表記）された数値や文字情報、凡例の意味内容が整合すること
- ・ 「形状」に関する各基準に従って入出力された表示（形状が同一の表示）については、複数の図書間で線種の違いや縮尺の違いによる図表現の違いがある場合でも、入出力基準に適合しているものと判断する。
- ・ 「属性」「計算」に関する各基準に従って入出力された表記（数値が同一、又は文字情報の意味内容が同一の表記）については、複数の図書間で文字の大きさやフォント、表記位置の違いがあっても、入出力基準に適合しているものと判断する。

##### 2. 入出力基準の解説

- ・ BIM データから書き出された図書の「形状」「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性を確保するため、BIM 図面審査で用いる BIM データは、意匠・構造・設備分野毎に定められた入出力の方法（BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記（＝出力）」方法）に関する基準に従って作成する必要がある。当該基準に従っていない図書の記載事項については、「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。
- ・ 各基準適合のために用いるオブジェクトは、入力した形状・属性情報と出力の結果（表示・表記）が整合するものである必要がある。
- ・ 「縮尺の違いによる図表現の違い」が生じる場合の例としては、同一のドアオブジェクトを平面図に表示する場合には単線により簡易に表現し、詳細図に表示する場合には枠や戸の厚み等の詳細も含めて表現することが挙げられる。
- ・ 「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」において、整合性確認とは「施行規則第 1 条の 3 等に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。」と示されており、各基準に従って入出力された表示・表記については、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であれば、図表現の違い等があっても入出力基準に適合しているものと判断する。

## 2-1-2 禁止事項

### 1. 入出力基準

- ・以下の（ア）～（キ）を行った項目については、BIM 図面審査において「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。

<記載事項の整合性が確保されないオブジェクトの使用等>

- （ア）形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
- （イ）形状・属性情報と表示（図表現）・表記が整合しないオブジェクトを使用すること

<値の改変等>

- （ウ）属性情報から表記された寸法値・数値の改変を行うこと
- （エ）BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと
- （オ）BIM の機能によりオブジェクトの情報をういた計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと

<2次元加筆>

- （カ）BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

<その他>

- （キ）BIM データと連動しない入出力を行うこと

### 2. 入出力基準の解説

- ・（ア）～（キ）を行った項目については、BIM の機能による図書の記載事項の整合性の確保がされないため、当該項目については、「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。
- ・「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約を行わない項目（整合性確認の省略を行わない項目）については、（ア）～（キ）は許容されている。
- ・2次元加筆（CAD や BIM ソフトウェアの 2D ツールなどを用いて 2次元で表現すること）の例として、線分や塗りつぶし、文字・数値等による加筆がある。BIM データと連動する 2次元加筆は、「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約を行う項目においても許容されている。（例：BIM モデルに含まれる属性情報から文字・数値等を抽出して、注釈として表記する）
- ・「形状・属性情報と表示（図表現）・表記が整合しないオブジェクトを使用すること」の例として、以下がある。
  - ・窓に「引き違い窓」の形状を入力しても、平面図には「FIX 窓」の図表現が表示されるよう設定された窓オブジェクトを使用すること
  - ・開口部の属性情報に「防火設備」と入力しても、平面図には「特定防火設備」の凡例が表記されるよう設定された窓オブジェクトを使用すること
  - ・防火設備に該当する開口部について、「閉鎖方法（常時閉鎖又は随時閉鎖）」を表記すべきところに、当該開口部に入力された「開閉方法」の属性情報が表記されるよう設定された窓オブジェクトを使用すること
- ・禁止事項の具体的な例については、「3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）」に示す。

## 2-1-3 BIM ソフトウェアの拡張機能

### 1. 入出力基準

・BIMソフトウェアのアドイン・アドオンは、以下の要件を全て満たすものであれば、設計者の責任において利用することができる。

- (ア) 「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で定める BIM ソフトウェアの要件（入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェア）に適合するもの
- (イ) BIM ソフトウェアのオブジェクトの形状・属性情報と連動する機能を有するもの

### 2. 入出力基準の解説

- ・ BIM ソフトウェアのアドイン・アドオンとは、標準機能を補完・拡張するために追加するプログラムのことをいう。
- ・ 標準機能では対応が難しい設計手法や特定の集計作業などを強化して、設計・集計・確認などの作業を効率化するために用いられる。

## 2-2 PDF形式の図書およびIFCデータの書き出し方法に関する基準

### 2-2-1 PDF形式の図書データへの変換方法及びPDFデータに関する基準

#### 1. 入出力基準

- ・BIM由来のPDF図書については、BIMソフトウェア上でPDF形式の図書に変換する。
- ・BIM由来のPDF図書については、確認申請用CDEによるPDF図書間の差分チェックを可能とするため、ベクター形式とする。
- ・PDF形式の図書は、すべてを1ファイルにする必要はない。ファイル分割のルールやファイル名のルールについては、審査者において必要に応じ定める。

#### 2. 入出力基準の解説

- ・BIMソフトウェアからBIMデータを用いてPDF形式の図書を書き出すことについて、入出力基準において変換方法やバージョンの指定に関する要件は定められていないが、PDFの形式は、審査時の差分チェックに対応するためにベクター形式とすることが求められている。
- ・PDFデータへの書き出しの単位については、図面単位で分割するか、一つのデータとするかなど、入出力基準では特に定めておらず、申請者と審査者とで事前に協議しておく。

### 2-2-2 IFCデータへの変換方法及びIFCデータに関する基準

#### 1. 入出力基準

- ・BIMソフトウェア上でIFCデータに変換することを想定する。
- ・IFCデータのバージョンはIFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0 (通称IFC2×3) 及びIFC2×3設備IFCデータ利用標準 Ver.1.3 とし、BIM図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般にIDM/MVDと呼ばれるもの）は行わない。
- ・IFCデータは、1ファイルとする必要はない。意匠・構造・設備でファイルを分割する、分野別で高層部・低層部でさらに分割する等により提出することが可能なものとする。
- ・意匠・構造・設備など、複数のIFCデータを提出する場合は、原則としてそれぞれのIFCデータの原点及び座標系（位置、方向及び単位）を合わせ、ビューア上で重ね合わせが可能な仕様とする。

#### 2. 入出力基準の解説

- ・BIMソフトウェアからIFCデータへの変換については、意匠・構造・設備で1つのファイルとして書き出すか、複数のファイルとして書き出すかなど、入出力基準において特に要件は定めておらず、申請者と審査者とで事前に協議しておく。
- ・意匠・構造・設備の複数のファイルを提出する場合は、それぞれのIFCデータを重ね合わせることができるよう、座標系が一致させ、かつビューア上において支障なく重ね合わせて閲覧できる状態とする必要がある。

## 3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）

### 3-1 意匠分野

#### 3-1-1 意匠分野の入出力基準

意匠分野の入出力基準は、以下の通り定める。

#### 3-1-1-1 敷地関係

##### 意-001 敷地境界線

###### 1. 入出力基準

###### <形状>

###### ①位置及び形状

・敷地境界線の位置及び形状は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示する。

###### <計算>

###### ②各辺の長さ

・敷地境界線の各辺の長さは、敷地境界線オブジェクトを用いて算出し、表記する。

###### <計算>

###### ③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

・敷地面積並びに当該敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 敷地面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界が令第2条第1項第一号に適合するよう入力し、表示する。
- 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号を属性情報として入力し、表記する。
- 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号とともに表記する。
- 4) 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
- 5) 敷地面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号、計算式とともに表記する。

###### <属性>

###### ④種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）

・敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別を識別するための名称）は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

###### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

###### ①位置及び形状

- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「敷地境界線の位置及び形状」は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示する。

###### ②各辺の長さ

- ・複数の図書（図面又は図）において値が整合する状態とするとともに、「敷地境界線の位置及び形状」と「各辺の長さ」が整合する状態とするため、「各辺の長さ」は、敷地境界線オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、当該敷地境界線付近に表記する。

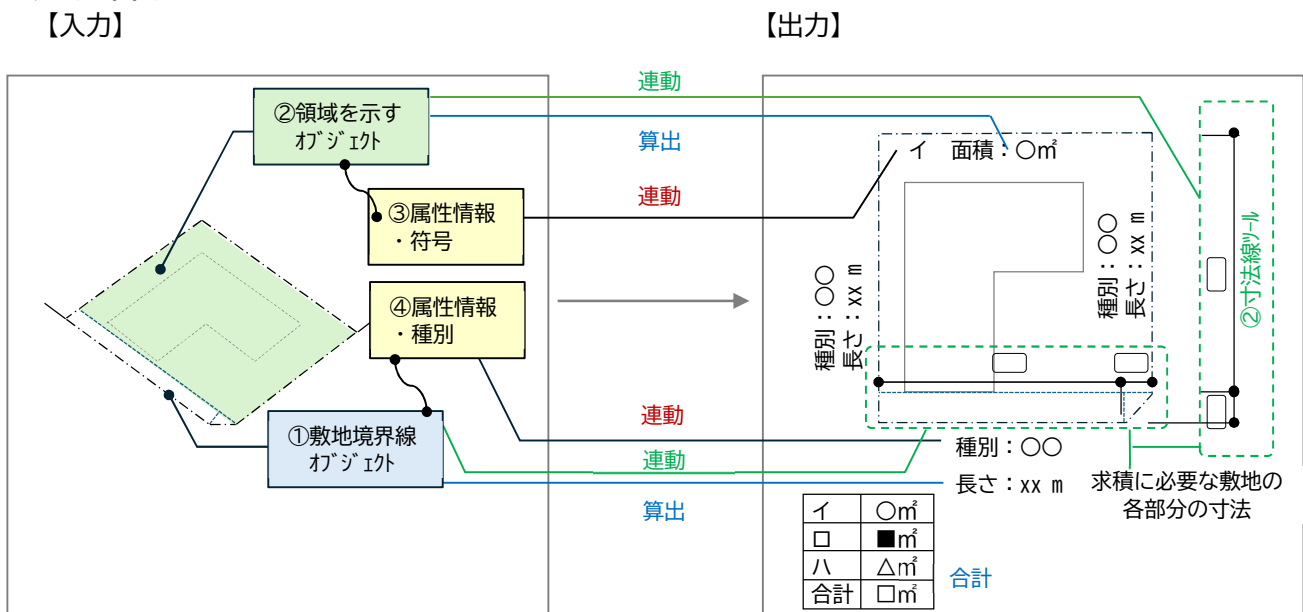
### ③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

- 「敷地面積の求積範囲」は、その境界が敷地境界線と整合する領域を示すオブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 求積範囲と敷地面積の数値が整合する状態とするため、「敷地面積の算式」は、領域を示すオブジェクトの面積の算出、及びこれらの面積の合計の計算とし、これを表記する。
- 敷地境界線を変更する場合には、敷地面積の求積範囲の境界線と領域を示すオブジェクトを変更し、再度、面積の算出、面積の合計の計算を行い、これを表記する。

### ④種別

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「敷地境界線の種別」は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、敷地境界線および各辺の長さとの関係が明確に分かる位置に表記する。

## ■入力と出力のイメージ



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・敷地境界線オブジェクト	—	—
②各辺の長さ	・敷地境界線オブジェクト	—	・敷地境界線オブジェクトの各辺の長さ、寸法
③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	・領域を示すオブジェクト	・領域を特定するための符号等	・領域を示すオブジェクトの面積
	・オブジェクトと連動して距離を表記する機能 (寸法線ツール)	—	・領域を示すオブジェクトの各部分の長さ(寸法)
	・オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能 ・面積の複数の値を計算して合計する機能	・領域を特定するための符号等	・各領域を示すオブジェクトの面積 ・敷地面積(領域の面積の合計)
④種別	・敷地境界線オブジェクト	・敷地境界線の種別	—

※BIMモデルにおいて、「敷地境界線の位置及び形状」を示すために用いる敷地境界線オブジェクトが、「敷地面積の求積範囲」に対応した領域を示すオブジェクトを兼ねている場合がある。このような場合には、敷

地境界線と整合した範囲を示す当該領域を示すオブジェクトを、敷地境界線オブジェクトとして読み替えて取り扱うことができる。

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・ BIM データと連動しない2次元の線を用いて敷地境界線を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、敷地境界線の位置及び形状が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②各辺の長さ	・ 寸法線ツールを用いず、数値を直接入力により、各辺の長さを表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、各辺の長さが整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 寸法線ツールを用いて算出された各辺の長さの数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・ 敷地境界線の位置及び形状の変更と各辺の長さの数値が連動しなくなるため	・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・ 属性情報から出力された値の変更を行うこと
③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	・ 敷地面積の算出を、領域を示すオブジェクトではなく、別の領域を示すオブジェクトから行う	・ 敷地面積の求積に用いる範囲の変更（領域を示すオブジェクトの変更）に、領域の面積が連動しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 寸法線ツールを用いず、数値の直接入力により、敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法を表現する	・ 領域を示すオブジェクトの形状から算出された敷地面積と、敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 領域を示すオブジェクトの境界の変更に追従しない面積値を用いる。	・ 正しい自動集計ができなくなる可能性があるため	・ 形状・属性情報と表示（図表現）・表記が整合しないオブジェクトを使用すること
	・ 寸法線ツールを用いて算出された敷地面積の各辺の寸法の数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・ 計算による検証が実施できないため	・ 属性情報から表記された寸法値・数値の変更を行うこと ・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと
	・ 寸法線ツールを用いて算出された敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法を、新たな数値に書き換える	・ 領域を示すオブジェクトの形状から算出された敷地面積と、敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法が整合しなくなるため	・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・ 属性情報から出力された値の変更を行うこと
	・ 領域を示すオブジェクトの形状から算出された面積の数値を、手動で新たな数値に書き換える	・ 領域を示すオブジェクトの形状と領域の面積の数値が整合しなくなるため	・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	・集計ツールの集計機能で用いる計算式を改変する	・領域の面積の合計が正しく行わなくなるため	・BIM の機能によりオブジェクトの情報を用いた計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと
④種別	・敷地境界線の種別を、当該敷地境界線オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において敷地境界線の種別が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・敷地境界線の種別の表示を、当該敷地境界線オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において敷地境界線の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

- ・ 計画内容に照らして敷地面積の求積範囲（領域を示すオブジェクトの範囲）の設定が適切であるか、また、配置図と求積図の求積範囲（領域を示すオブジェクトの範囲）が相互に整合しているかについては、建築確認においては整合性確認ではなく法適合の審査事項に該当するため、その確認を省略することはできない。

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・敷地の位置 ・敷地の形状（敷地境界線の各辺で囲まれた形状）
②各辺の長さ	・敷地境界線の各辺の長さ
③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法 ・面積の求積対象領域を特定するための符号等 ・求積対象領域ごとの面積値 ・敷地面積の合計
④種別	・道路境界線や隣地境界線など敷地境界線の種別

## 意-002 地盤面及び平均地盤面

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

- ・地盤面及び平均地盤面の位置及び形状は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <計算>

##### ②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ

- ・地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さは、基準高さを設定するオブジェクト及び床/屋根/壁オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能又は当該オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

#### <属性>

##### ③符号

- ・地盤面及び平均地盤面の符号は、基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「地盤面及び平均地盤面の位置及び形状」は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

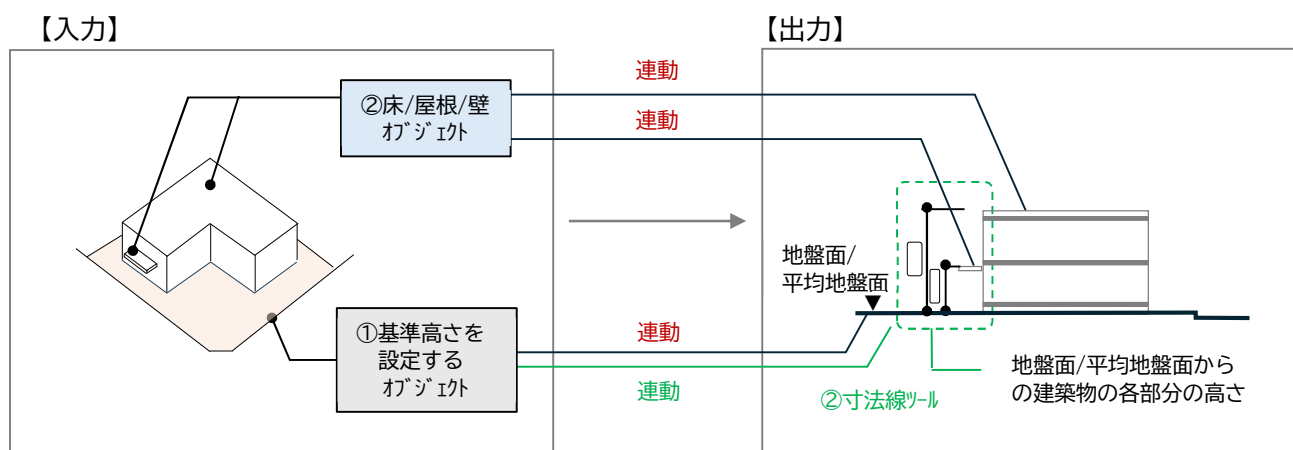
##### ②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ

- ・複数の図書（図面又は図）において値が整合する状態とするため、また「地盤面及び平均地盤面の位置及び形状」「建築物の各部分の位置及び形状」と「地盤面及び平均地盤面から各部分の高さ」が整合する状態とするため、「地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ」は、基準高さを設定するオブジェクト及び床/屋根/壁オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能又は当該オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### ③符号

- ・複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「地盤面及び平均地盤面の符号」は基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・基準高さを設定するオブジェクト	—	—
②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	・基準高さを設定するオブジェクト ・床/屋根/壁オブジェクト ・オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能、又はオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）	—	・高さ
③符号	・基準高さを設定するオブジェクト	・符号	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて地盤面及び平均地盤面の位置及び形状を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、地盤面及び平均地盤面の基準レベルの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さを表現する	・複数の図書（図面又は図）において、地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さが整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること ・BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・属性情報から出力された値の改変を行うこと
	・寸法線ツールを用いて算出された地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さの数値を、新たな数値に書き換える	・地盤面及び平均地盤面の基準レベルの位置及び形状の変更と地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さの数値が連動しなくなるため	
③符号	・符号を、当該基準高さを設定するオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当基準高さを設定するオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・地盤面・平均地盤面の基点位置 ・地盤面・平均地盤面の形状
②地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	・地盤面・平均地盤面の基点高さ ・地盤面・平均地盤面からの各部分の高さの寸法
③符号	・地盤面・平均地盤面の位置を示す符号

## 3-1-1-2 基準線関係

### 意-003 方位

#### 1. 入出力基準

<形状>

①方位

- ・方位は、方位オブジェクト又はBIMデータに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し、表示する。

#### 2. 入出力基準の解説

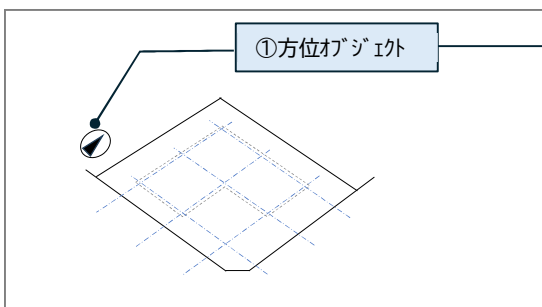
##### (1) 解説

①方位

- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「方位」は、方位オブジェクト又はBIMデータに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し、表示する。
- ・「方位オブジェクト」とは、BIMデータ及び図面上において方位の定義が可能であり、各複数の図書（図面又は図）において同一の定義を参照して方位を明示するための専用オブジェクトを指す。
- ・「BIMデータに入力した方位の情報に連動する機能」とは、プロジェクトの位置情報および方位の方向を設定することにより、方位情報をBIMデータとして一義的に管理できる機能を指す。
- ・図示する方位記号は、BIMデータに入力した方位の情報に連動する機能等により、複数の図書において整合する方位が設定できるものを用いる。

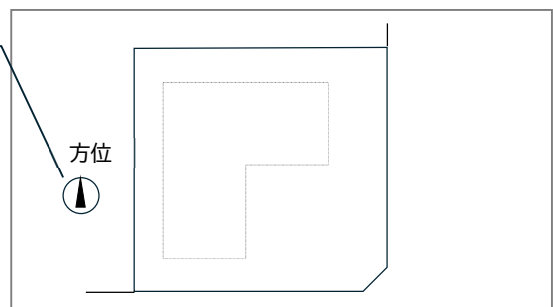
#### ■入力と出力のイメージ

【入力】



連動

【出力】



##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①方位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれか</li> <li>・方位オブジェクト</li> <li>・BIMデータに入力した方位の情報に連動する機能</li> </ul>	-	-

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①方位	・BIMデータと連動しない方位記号を用いて方位を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、方位が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①方位	・方位の方向（東西南北）

# 意-004 通り芯

## 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯の位置及び形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。</li> </ul> <p>&lt;計算&gt;</p> <p>②通り芯間の寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。</li> </ul> <p>&lt;属性&gt;</p> <p>③符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。</li> </ul>
--

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

- ・ 本基準における「通り芯」とは、柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
- ・ 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「通り芯の位置及び形状」は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

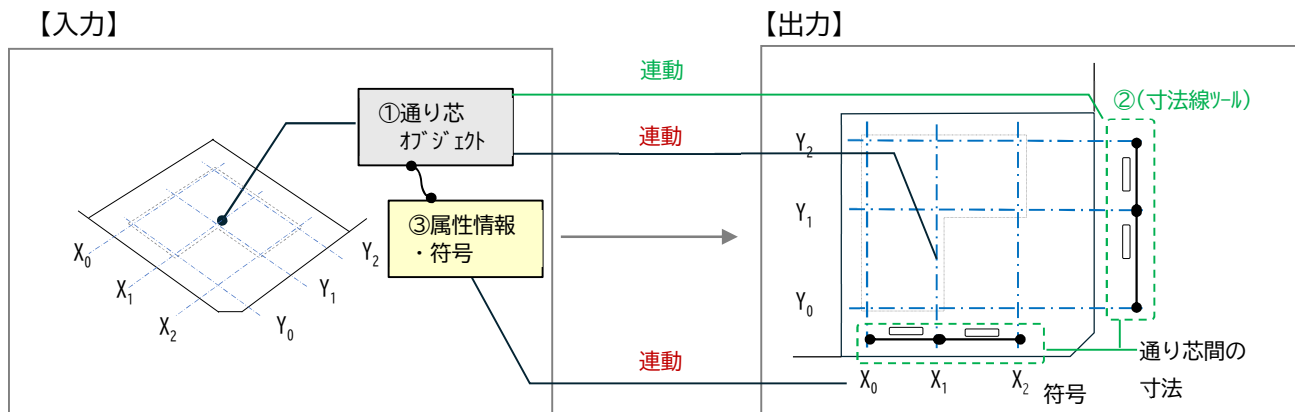
#### ②通り芯間の寸法

- ・ 複数の図書（図面又は図）において、通り芯を基に算定した水平方向の距離の値が整合する状態とするため、また「通り芯の位置及び形状」と「通り芯間の長さ」が整合する状態とするため、「通り芯間の寸法」は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

#### ③符号

- ・ 複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「通り芯の符号」は通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・通り芯オブジェクト	—	—
②通り芯間の寸法	・オブジェクトと連動して長さ を表記する機能 (寸法線ツール)	—	・長さ(寸法)
③符号	・通り芯オブジェクト	・符号	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・ BIM データと連動しない2次元の線を用いて通り芯を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、通り芯の位置及び形状が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②通り芯間の寸法	・ 寸法線ツールを用いず、数値の入力により、通り芯間の寸法を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、通り芯間の寸法が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 寸法線ツールを用いて算出された通り芯間の寸法の数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・ 通り芯の位置及び形状の変更と通り芯間の寸法の数値が連動しなくなるため	・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・ 属性情報から出力された値の変更を行うこと
③符号	・ 符号を、通り芯オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・ 複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 符号の表示を、当該通り芯オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・ 複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 通り芯の位置 ・ 通り芯の形状
②通り芯間の寸法	・ 通り芯間の寸法
③符号	・ 通り芯の符号

## 意-005 各階基準線

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

- ・各階基準線の位置及び形状は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <計算>

##### ②各階基準線間の寸法

- ・各階基準線間の寸法は、基準高さを設定するオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

#### <属性>

##### ③符号

- ・各階基準線の符号は、基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

- ・本基準における「各階基準線」とは、各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線を行い、階の高さの算定根拠となるものをいう。
- ・各階基準線には、地盤面の高さ（GL：Ground Level）は含まない。（地盤面の高さについては、意-002 地盤面及び平均地盤面を参照。）
- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「各階基準線の位置及び形状」は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②各階基準線間の寸法

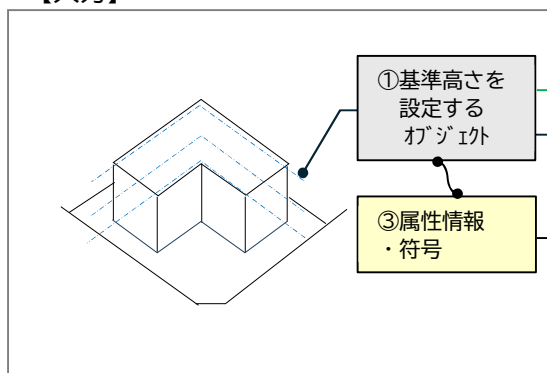
- ・複数の図書（図面又は図）において、各階基準線を基に算定した垂直方向の距離の値が整合する状態とするため、また「各階基準線の位置及び形状」と「各階基準線間の高さ」が整合する状態とするため、「各階基準線間の寸法」は、基準高さを設定するオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### ③符号

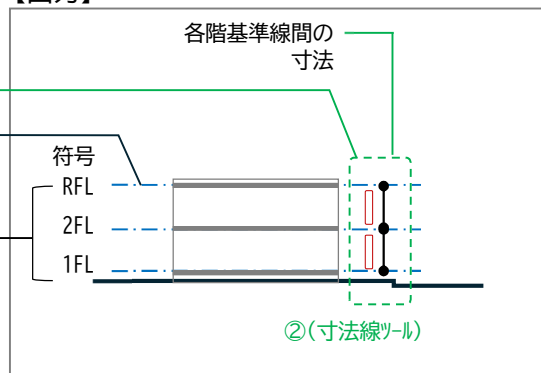
- ・複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「各階基準線の符号」は基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

##### 【入力】



##### 【出力】



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・基準高さを設定するオブジェクト	—	—
②各階基準線間の寸法	・オブジェクトと連動して高さを表記する機能(寸法線ツール)	—	・高さ(寸法)
③符号	・基準高さを設定するオブジェクト	・符号	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて各階基準線を表現する	・複数の図書(図面又は図)において、各階基準線の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②各階基準線間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、各階基準線間の寸法を表現する	・複数の図書(図面又は図)において、各階基準線間の寸法が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・寸法線ツールを用いて算出された各階基準線間の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・各階基準線の位置及び形状の変更と各階基準線間の寸法の数値が連動しなくなるため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・属性情報から出力された値の改変を行うこと
③符号	・符号を、当該基準高さを設定するオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図)において、符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表示を、当該基準高さを設定するオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図)において、符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・各階基準線の位置 ・各階基準線の形状
②各階基準線間の寸法	・各階の基準線間の寸法
③符号	・基準線の符号(FL等)

### 3-1-1-3 建築要素

#### 意-006 外壁

##### 1. 入出力基準

<形状>

①位置及び形状

・外壁の位置及び形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### 2. 入出力基準の解説

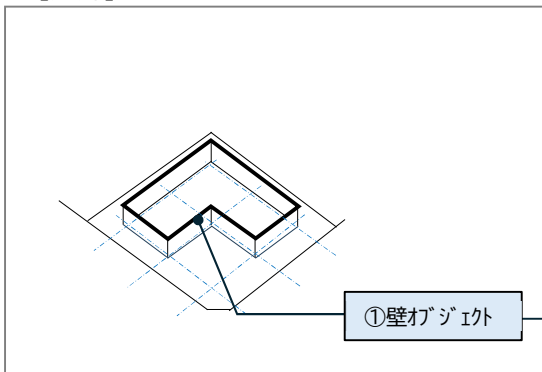
###### (1) 解説

①位置及び形状

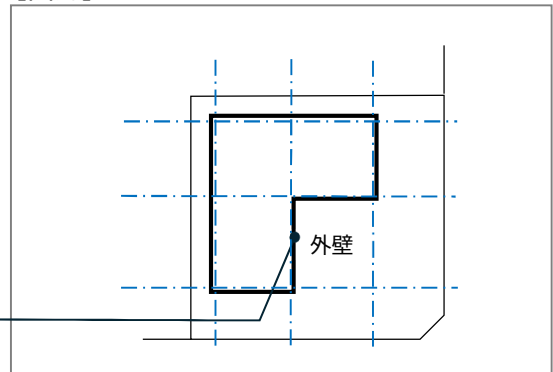
- ・本基準における「壁」とは、建築基準法に定める構造耐力上主要な部分を構成する構造壁に仕上げ材等を含めたものをいう。
- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「外壁の位置及び形状」は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ■入力と出力のイメージ

【入力】



【出力】



###### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・壁オブジェクト	—	—

###### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて外壁を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、外壁の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

##### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・外壁の位置 ・建築物の外周に設ける外壁の形状

●コラム：距離の算出機能の活用

外壁や間仕切壁の位置を示す寸法を表記する場合には、壁オブジェクトと連動して距離を算出し表記する機能（寸法線ツール）を用いることにより、外壁の位置を示す寸法が各図面において常に連動する状態を確保することが望ましい。

同様に、各階の床、屋根、軒及びひさし等の位置を示す寸法を表記する場合には、床/屋根/壁等のオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出して表記する機能（寸法線ツール）を用いることにより、各階の床、屋根、軒及びひさし等の位置を示す寸法が各図面において常に連動する状態を確保することが望ましい。

## 意-007 間仕切壁

### 1. 入出力基準

<形状>

①位置及び形状

・間仕切壁の位置及び形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

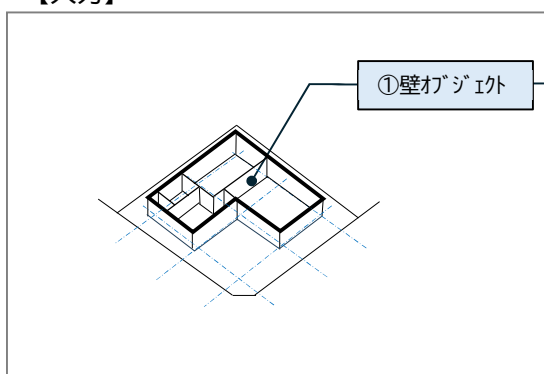
#### (1) 解説

①位置及び形状

- ・ 本基準における「間仕切壁」とは、建築物内部の空間を区画するために設けられる壁で、間仕切壁の外形を示す仕上げ材等を含めたものをいう。
- ・ 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「間仕切り壁の位置及び形状」は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

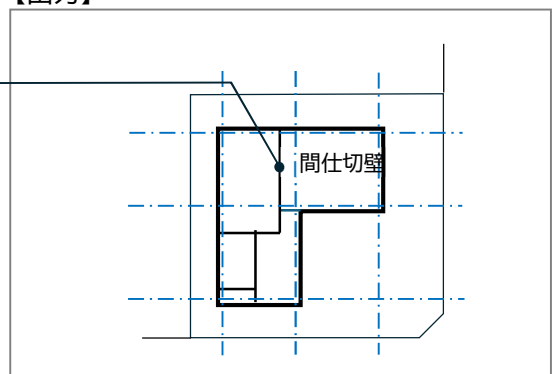
#### ■入力と出力のイメージ

【入力】



連動

【出力】



#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・壁オブジェクト	—	—

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・ BIM データと連動しない2次元の線を用いて間仕切壁を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、間仕切壁の位置及び形状が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 間仕切壁の位置 ・ 建築物内部の空間を区画するために設けられる壁の形状

## 意-008 柱

### 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <p>・柱の位置及び形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。</p>
---

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

- ・本基準における「柱」とは、建築基準法に規定する構造耐力上主要な部分を構成する構造柱であって、仕上げ材等を含めたものをいう。ただし、建築物の構造上において重要でない間柱及び付け柱は含まない。
- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「柱の位置及び形状」は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・柱オブジェクト	—	—

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて柱を表現する	・複数の図書（図面又は図）において柱の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱の位置</li> <li>・柱の形状</li> </ul>

## 意-009 各階の床、屋根、軒及びひさし等

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

- ・各階の床の位置及び形状は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ・屋根、軒及びひさし等の位置及び形状は、原則として、床/屋根/壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。屋根、軒及びひさし等が鋼製等の複数の部材・部品で構成される場合には、汎用的なオブジェクト\*を用いて入力し、表示する。

※「汎用的なオブジェクト」とは、特定の種別（名称）に分類することができないオブジェクトをいう。

### 2. 入出力基準の解説

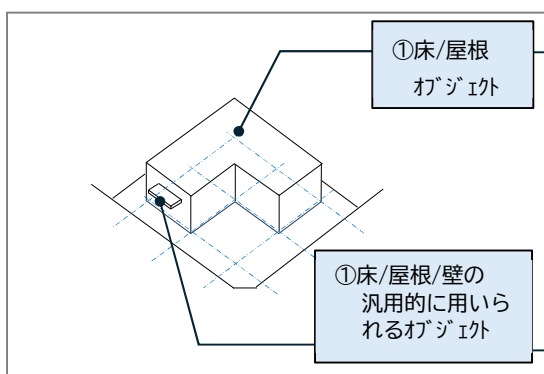
#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

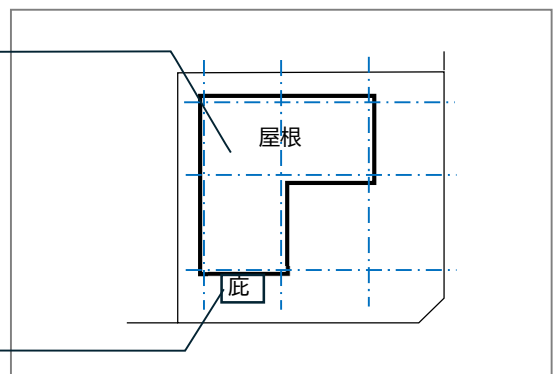
- ・本基準における「軒及びひさし等」とは、外壁から張り出した部分であって、軒、ひさし、パラペット、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。
- ・「軒及びひさし等」がない場合にあっては、各階の床及び屋根のみを対象とする。
- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「各階の床の位置及び形状」は床オブジェクト、「屋根の位置及び形状」は、床/屋根オブジェクトを用いて入力し、表示する。同様に、鋼製等の様々な部材及び部品で構成される「軒及びひさし等の位置及び形状」は、床/屋根/壁の汎用的に用いられるオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ■入力と出力のイメージ

##### 【入力】



##### 【出力】



#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階の床：床オブジェクト</li> <li>・屋根：屋根オブジェクト（又は床オブジェクト）</li> <li>・軒及びひさし等： <ul style="list-style-type: none"> <li>・床オブジェクト</li> <li>・屋根オブジェクト</li> <li>・壁オブジェクト</li> <li>・汎用的なオブジェクト</li> </ul> </li> </ul>	—	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・ BIM データと連動しない2次元の線を用いて床を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、床の位置及び形状が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階の床の位置</li> <li>・ 各階の床の形状</li> <li>・ 各階の屋根の位置</li> <li>・ 各階の屋根の形状</li> <li>・ 軒、ひさし、パラペット、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下の位置</li> <li>・ 軒、ひさし、パラペット、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下の形状</li> </ul>

## 意-010 各階の天井

### 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <p>・各階の天井の位置及び形状は、床/天井/屋根オブジェクトを用いて入力し、表示する。</p>
---

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「各階の天井の位置及び形状」は、床/天井/屋根オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・床オブジェクト ・天井オブジェクト ・屋根オブジェクト	—	—

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて天井を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、天井の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・天井の位置 ・天井の形状

## 意-011 開口部

### 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開口部に設ける建具の位置及び形状は、ドア/窓/壁*オブジェクトを用いて入力し、表示する。 (※壁オブジェクト：カーテンウォールにより構成される開口部の場合)</li></ul> <p>&lt;属性&gt;</p> <p>②開閉方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開口部に設ける建具の開閉方法は、ドア/窓/壁*オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。 (※壁オブジェクト：カーテンウォールにより構成される開口部の場合)</li></ul>
---

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

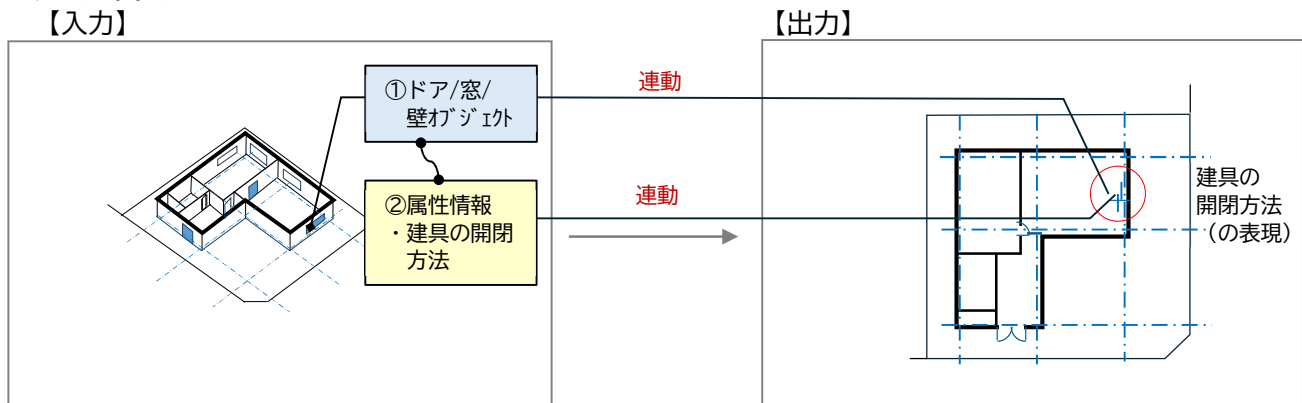
##### ①位置及び形状

- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「開口部に設ける建具の位置及び形状」は、ドア/窓オブジェクト、又は壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）を用いて入力し、表示する。

##### ②開閉方法

- ・「開口部に設ける建具の開閉方法」とは、引き戸、開き戸又はFIX窓その他これらに類する建具の開閉の方式をいう。
- ・複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「開口部に設ける建具の開閉方法」は、ドア/窓オブジェクト、又は壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）に属性情報として入力し、入力した「開口部に設ける建具の開閉方法」と2次元の図表現及び図表の文字情報が整合するよう表記する。

#### ■入力と出力のイメージ



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・ドアオブジェクト ・窓オブジェクト ・壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）	—	—
②開閉方法	・ドアオブジェクト ・窓オブジェクト ・壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）	・開口部（建具）の開閉方法	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて開口部を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②開閉方法	・開閉方法を、当該窓オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、開閉方法が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・開閉方法の表示を、当該窓オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、開閉方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・開口部の位置（取付の位置、取付の高さ） ・開口部の形状（開口部の幅、開口部の高さ）
②開閉方法	・開口部（建具）の開閉方法

### 3-1-1-4 領域・空間要素

#### 意-012 各室の用途

##### 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①各室の用途（室名等）          ・各室の用途（室名等）は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。</p>
--

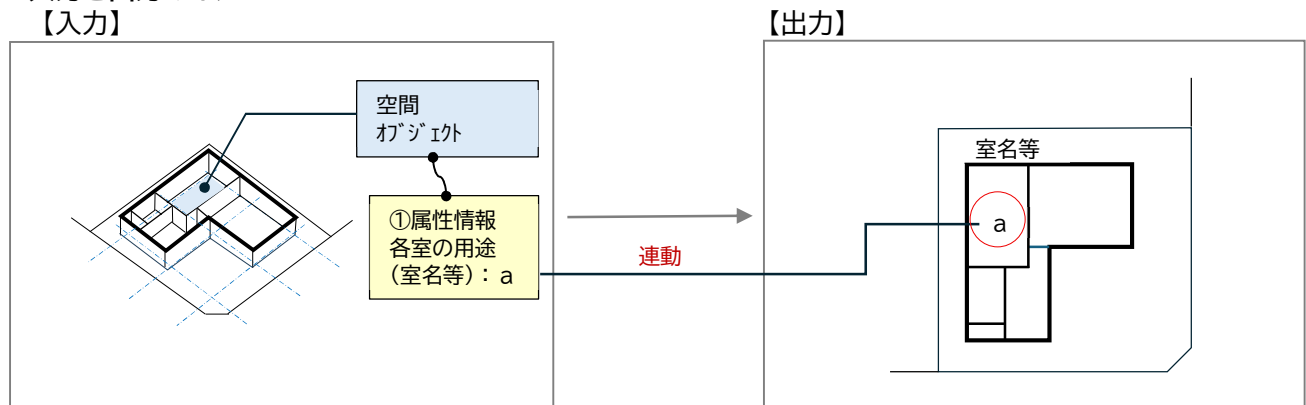
##### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

###### ①各室の用途（室名等）

- 「各室の用途（室名等）」は、居室・非居室の別、採光・換気・排煙等の規定の適用の有無、面積算出等の判断基準として用いられるものをいう。
- 「各室の用途（室名等）」の例としては、居間、事務室、会議室、倉庫、便所等の名称が挙げられる。共同住宅等の場合には、住戸のタイプ名称（例：3LDK-1）も対象となる。
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「各室の用途（室名等）」は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ■入力と出力のイメージ



###### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①各室の用途（室名等）	・空間オブジェクト	・室の名称（用途）	-

###### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①各室の用途（室名等）	・各室の用途(室名等)を、当該空間オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、各室の用途(室名等)が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
①各室の用途（室名等）	・各室の用途(室名等)の表示を、当該空間オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、各室の用途(室名等)が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①各室の用途（室名等）	・室の名称（用途）

## 意-013 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

### 1. 入出力基準

#### <計算>

##### ①建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

- ・ 建築面積並びに当該建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 建築面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線）が令第2条第1項第二号に適合するよう入力し、表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号を属性情報として入力し、表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号とともに表記する。
  - 4) 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
  - 5) 建築面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号、計算式とともに表記する。

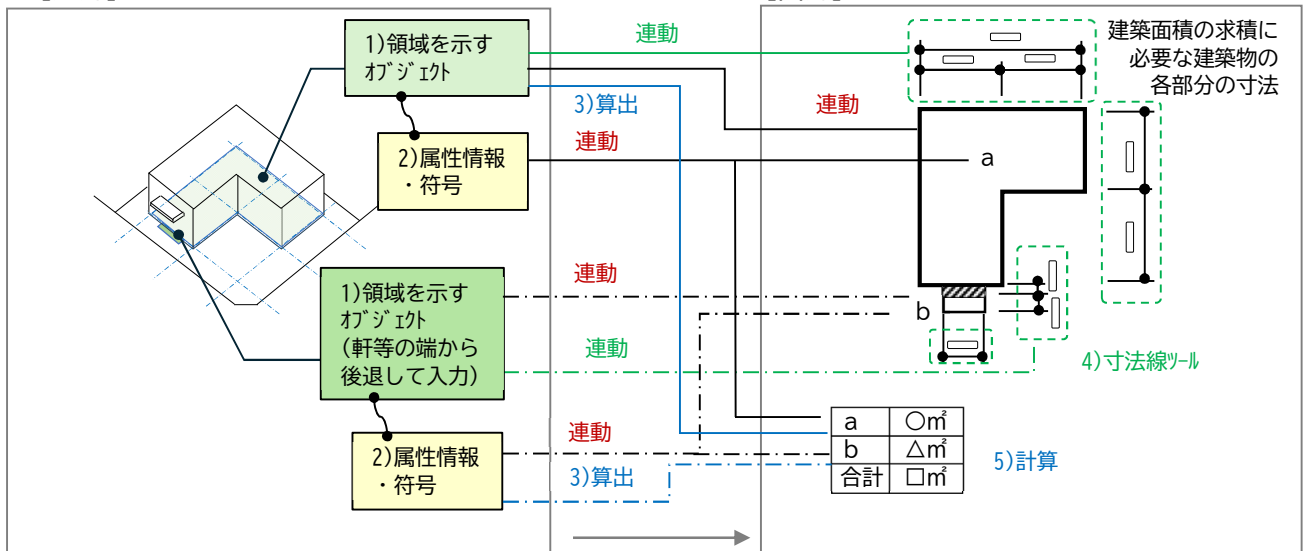
### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

- ・ 複数の図書（図面と図表）において情報及び値が整合する状態とするため、建築面積並びに当該建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 床面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁その他の区画の中心線）が令第2条第1項第二号に適合するよう入力し、建築面積求積図に表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、建築面積求積図に表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに建築面積求積表に表記する。
  - 4) 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し建築面積求積図に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、建築面積求積図に表記する。  
軒、ひさし及びバルコニー等の不算入部分（軒等の先端から1m以内の後退等）がある場合には、軒等の端から床面積の求積に用いる範囲までの長さを算出し建築面積求積図に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。
  - 5) 建築面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに建築面積求積表に表記する。
- ・ 寸法及び算式の標準的な表現方法（数値の端数処理の方法等）については、「建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン 別紙3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準」を参照されたい。
- ・ 建築面積の求積に用いる範囲を変更する場合には、領域を示すオブジェクトの境界を変更し、1)～5)を再度行う。

■入力と出力のイメージ  
【入力】



(2) 使用するオブジェクト、機能等

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・領域を示すオブジェクト	・領域を特定するための符号等	・領域を示すオブジェクトの面積
	・領域を示すオブジェクトと連動して距離を表記する機能(寸法線ツール)	—	・領域を示すオブジェクトの各部分の長さ(寸法)
	・オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能 ・面積の複数の値を計算して合計する機能	・領域を特定するための符号等	・各領域を示すオブジェクトの面積 ・建築面積(領域の面積の合計)

※軒、ひさし及びバルコニー等の不算入部分(軒等の先端から1m以内の後退等)

(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・面積の算出を、令第2条第1項第2号に適合する領域を示すオブジェクトではなく、別の領域を示すオブジェクトから行う	・求積範囲(求積図)と求積表に表示された面積の数値が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・領域を示すオブジェクトから算出された面積の数値を、新たな数値に書き換える	・求積範囲(求積図)と求積表に表示された面積の数値が整合しなくなるため	・BIMの機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと
	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、求積図の各辺の寸法を表現する	・計算による検証が実施できないため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・符号を、当該領域を示すオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該領域を示すオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・寸法線ツールを用いて算出された求積図の各辺の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・計算による検証が実施できないため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・属性情報から出力された値の変更を行うこと
	・領域を示すオブジェクトから算出された面積を集計する機能を改変する ・集計された面積を、新たな数値に書き換える。	・正しい集計ができなくなる可能性があるため ・求積範囲(求積図)と求積表の面積の数値が整合しなくなるため	・BIM の機能によりオブジェクトの情報を用いた計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと
	・領域を示すオブジェクトの境界の変更に追従しない面積値を用いる。	・正しい自動集計ができなくなる可能性があるため	・形状・属性情報と表示(図表現)・表記が整合しないオブジェクトを使用すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

- ・ 計画内容に照らして建築面積の求積範囲(領域を示すオブジェクトの範囲)の設定が適切であるか、また、平面図と建築面積の求積範囲(領域を示すオブジェクトの範囲)が相互に整合しているかについては、建築確認においては整合性確認ではなく法適合の審査事項に該当するため、その確認を省略することはできない。

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
① 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法</li> <li>・ 面積の求積対象領域を特定するための符号等</li> <li>・ 求積対象領域ごとの面積値</li> <li>・ 建築面積の合計</li> </ul>

## 意-014 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

### 1. 入出力基準

#### <計算>

##### ①床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

- ・床面積並びに当該床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 床面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁その他の区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに表記する。
  - 4) 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
  - 5) 床面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに表記する。

#### <属性>

##### ②各階の床面積の容積率の対象内外の別

- ・延べ面積のうち、容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定にあつては、各階の床面積の容積率の対象内外の別（対象外の部分にあつては、その種類）を、当該領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

- ・複数の図書（図面と図表）において情報及び値が整合する状態とするため、床面積並びに当該床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 床面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁その他の区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、床面積求積図に表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、床面積求積図に表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに床面積求積表に表記する。
  - 4) 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し床面積求積図に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、床面積求積図に表記する。

ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等のうち床面積に算入しない部分がある場合には、軒等の端から床面積の求積に用いる範囲までの長さを算出し床面積求積図に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、床面積求積図に表記する。
  - 5) 床面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに床面積求積表に表記する。

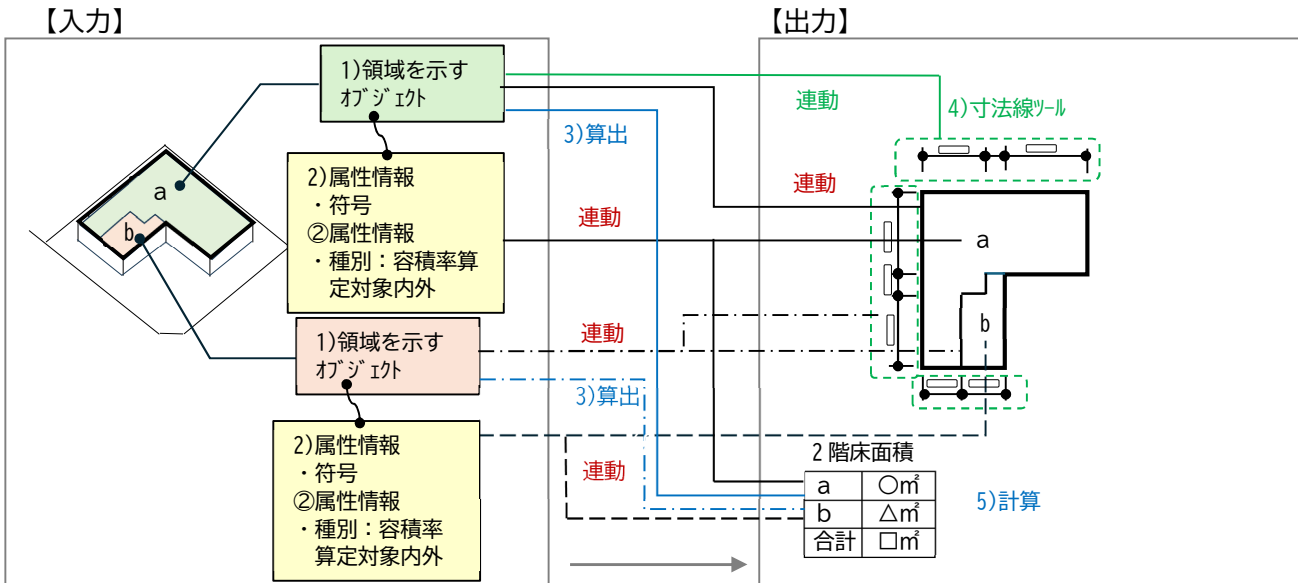
延べ面積のうち、容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定は、当該領域を示すオブジェクトに入力された各階の床面積の容積率の対象内外の別（対象外の部分にあつては、その種類）の属性情報に基づき、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに床面積求積表に表記する。

- 寸法及び算式の標準的な表現方法（数値の端数処理の方法等）については、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン 別紙 3 BIM 図面審査における確認申請図書表現標準」を参照されたい。
- 床面積の求積に用いる範囲を変更する場合には、領域を示すオブジェクトの境界を変更し、1)～5)を再度行う。

## ②各階の床面積の容積率の対象内外の別

- 複数の図書（図面と図表）において情報が整合する状態とするため、延べ面積のうち、容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定にあつては、各階の床面積の容積率の対象内外の別（対象外の部分にあつては、その種類）を、当該領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、当該部分の床面積の求積に用いる範囲とその他の範囲の色の使い分け等により、床面積求積図や床面積求積表に表記する。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①床面積の求積に必要な 建築物の各部分の寸法 及び算式	・領域を示すオブジェクト	・領域を特定するための 符号等	・領域を示すオブジェクトの面積
	・領域を示すオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）	—	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法
	・オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能 ・面積の複数の値を計算して合計する機能	・領域を特定するための 符号等	・各領域を示すオブジェクトの面積 ・床面積（領域の面積の合計）
②各階の床面積の容積率 の対象内外の別	・領域を示すオブジェクト	・各階の床面積の容積率の対象内外の別（対象外の部分にあつては、その種類）※1	—

※1 容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定を行う場合

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・面積の算出を、令第2条第1項第三号に適合する領域を示すオブジェクトではなく、別の領域を示すオブジェクトから行う	・床面積の求積に用いる範囲の変更(領域を示すオブジェクトの変更)に、領域の面積が連動しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号を、当該領域を示すオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当領域を示すオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・寸法線ツールを用いず、数値の直接入力により、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法を表現する	・領域を示すオブジェクトの形状から算出された床面積と、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・領域を示すオブジェクトの境界の変更に追従しない面積値を用いる。	・正しい自動集計ができなくなる可能性があるため	・形状・属性情報と表示(図表現)・表記が整合しないオブジェクトを使用すること
	・寸法線ツールを用いて算出された求積図の各辺の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・計算による検証が実施できないため	・属性情報から表記された寸法値・数値の変更を行うこと ・BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと
	・寸法線ツールを用いて算出された床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法を、新たな数値に書き換える	・領域を示すオブジェクトの形状から算出された床面積と、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法が整合しなくなるため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・属性情報から出力された値の変更を行うこと
	・領域を示すオブジェクトの形状から算出された面積の数値を、手動で新たな数値に書き換える	・領域を示すオブジェクトの形状と領域の面積の数値が整合しなくなるため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと
	・集計ツールの集計機能で用いる計算式を改変する	・領域の面積の合計が正しく行わなくなるため	・BIM の機能によりオブジェクトの情報を用いた計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
②各階の床面積の容積率の対象内外の別	・各階の床面積の容積率の対象内外の別を、当該領域を示すオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・床面積求積図と床面積求積表に表記された各階の床面積の容積率の対象内外の別が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

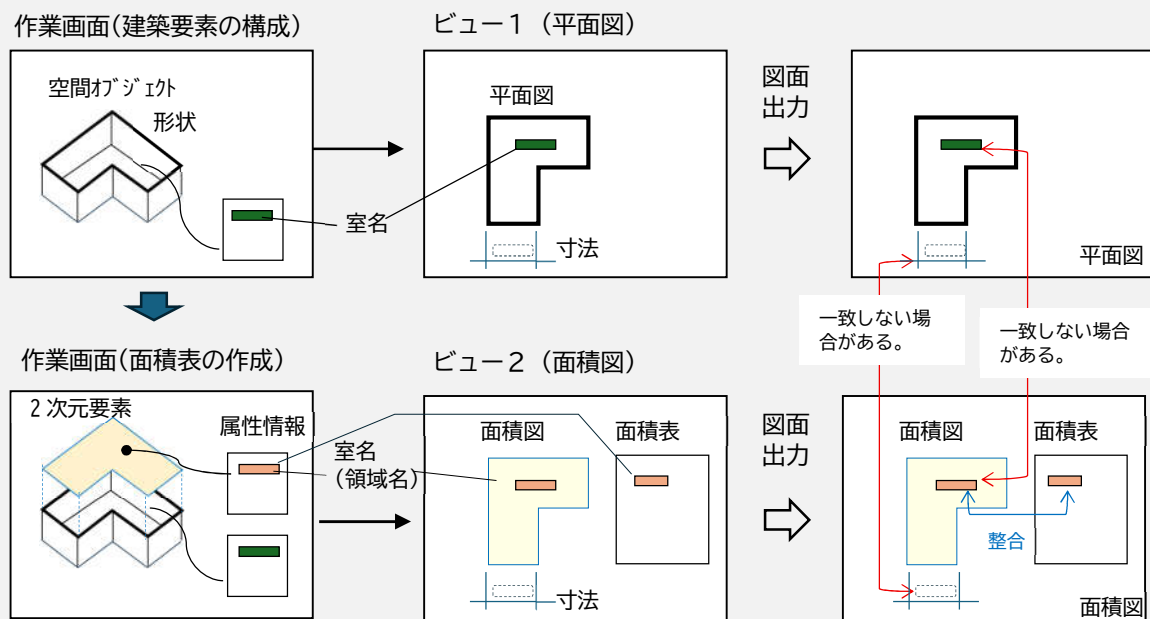
- ・ 計画内容に照らして床面積の求積範囲（領域を示すオブジェクトの範囲）の設定が適切であるか、また、平面図と求積図の求積範囲（領域を示すオブジェクトの範囲）が相互に整合しているかについては、建築確認においては整合性確認ではなく法適合の審査事項に該当するため、その確認を省略することはできない。

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法</li> <li>・面積の求積対象領域を特定するための符号等</li> <li>・求積対象領域ごとの面積値</li> <li>・各階の床面積の合計</li> <li>・建築物全体の床面積の合計</li> </ul>
②各階の床面積の容積率の対象内外の別	・各階の床面積の容積率の対象内外の別

#### ●コラム：室名を空間オブジェクトに属性情報として入力しなかった場合

室名や領域名は、オブジェクトの属性情報として入力せず、異なる図面ごとに個別に名称等の情報を入力した場合、それぞれが連動せず、最初から名称が相違する、又は修正内容が他方に反映されないという不整合が生じる場合があるため留意する。



## 3-1-1-5 防火・避難関係

### 意-015 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）

#### 1. 入出力基準

##### <属性>

##### ①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別

・防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別は、以下のオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

- ・【意-006①】を満たす壁オブジェクト
- ・【意-007①】を満たす壁オブジェクト
- ・【意-008①】を満たす柱オブジェクト
- ・【意-009①】を満たす床オブジェクト
- ・【意-011①】を満たすドア/窓オブジェクト

##### <計算>

##### ②面積

・防火区画等において面積算定が必要となる区画の面積は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 防火区画等の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁及び区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、表示する。
- 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、表記する。
- 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに表記する。
- 4) 防火区画等の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
- 5) 防火区画の面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別

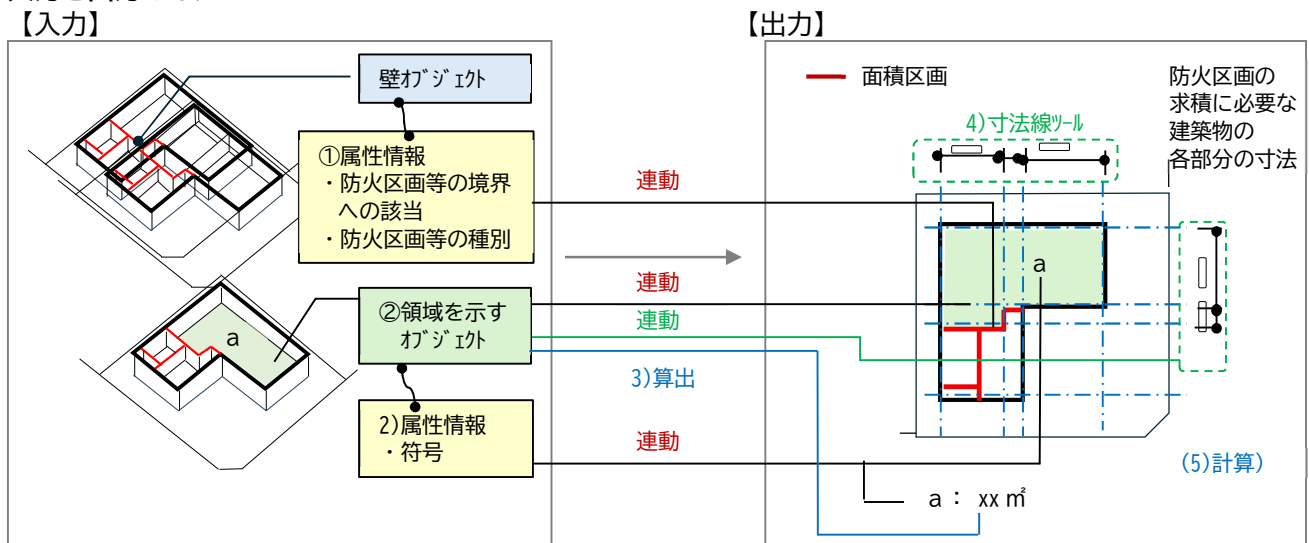
- ・本基準における「防火区画等」とは、建築基準法施行令（以下「令」という。）第112条の防火区画、令第114条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。令第112条の防火区画のうち、面積区画等における対象となる部位は、床、壁、開口部があげられる。
- ・複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「防火区画等の境界への該当及び防火区画の種別」は、壁/床/柱/ドア/窓オブジェクトに属性情報として入力し、当該壁等に色（例：赤色ライン）等を用いて表記し、さらに凡例（図面において使用する記号等の意味の説明）に表記する。
- ・平面図を書き出す際、BIMデータの切断位置（切断高さ）より高い位置に開口部がある場合には、当該開口部の表示が可能な高さで切断した部分平面図を別図として示すこと等により、表示を行う。
- ・オブジェクトのなかには、防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別を色により表示することが難しい建築要素（例：柱オブジェクト）がある。明らかに防火区画としての性能を有している建築要素については、色による表記がなくても防火区画の境界線を構成しているものとして取り扱うこととするなど、対応方針については事前に設計者・審査者間で協議することが考えられる。

##### ②面積

- ・複数の図書（図面と図表）において情報及び値が整合する状態とするため、「面積」は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 防火区画等の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁その他の区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、平面図等に表示する。

- 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、平面図等に表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに面積求積表に表記する。
  - 4) 防火区画等の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し平面図等に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、平面図等に表記する。
  - 5) 防火区画の面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに面積求積表に表記する。
- 防火区画の面積の求積に用いる範囲を変更する場合には、領域を示すオブジェクトの境界を変更し、1)～5)を再度行う。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①防火区画等の境界への 該当及び防火区画等の 種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁オブジェクト</li> <li>・床オブジェクト</li> <li>・柱オブジェクト</li> <li>・ドアオブジェクト</li> <li>・窓オブジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火区画等の境界への 該当</li> <li>・防火区画等の種別</li> </ul>	—
②面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域を示すオブジェクト</li> <li>・オブジェクトの情報を 集計して表形式で出力 する機能</li> <li>・面積の複数の値を計算 して合計する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域を特定するための 符号等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域を示すオブジェクトの 面積</li> <li>・各領域を示すオブジェクトの 面積</li> <li>・防火区画等の面積（領域の 面積の合計）</li> </ul>

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①防火区画等の境界への 該当及び防火区画等の 種別	・防火区画等の境界への 該当及び防火区画等の 種別を、当該壁オブジェ クトの属性情報に連動 しない文字・数値を用い て表記する	・複数の図書（図面又は 図）において防火区画 等の境界への該当及び 防火区画等の種別が整 合しなくなるため	・BIM データと連動しな い2次元加筆により表 現すること
	・防火区画等の境界への 該当及び防火区画等の 種別の表示を、当該壁 オブジェクトではな く、別のオブジェクトか ら行う	・複数の図書（図面又は 図）において防火区画 等の境界への該当及び 防火区画等の種別が整 合しなくなるため	・形状の表示、又は属性 情報やBIMの機能によ る算出・計算結果の表 記を、同一でないオブ ジェクトから行うこと
②面積	・面積の算出を、令第2条 第1項第三号に適合す る領域を示すオブジェ クトではなく、別の領域 を示すオブジェクトか ら行う	・求積範囲（求積図）と求 積表に表示された面積 の数値が整合しなくな るため	・形状の表示、又は属性 情報や BIM の機能によ る算出・計算結果の表 記を、同一でないオブ ジェクトから行うこと
	・符号を、当該領域を示す オブジェクトの属性情 報に連動しない文字・数 値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図 表）において符号が整合 しなくなるため	・BIM データと連動しな い2次元加筆により表 現すること
	・符号の表記を、当該領域を 示すオブジェクトでは なく、別のオブジェクト から行う	・複数の図書（図面又は図 表）において符号が整合 しなくなるため	・形状の表示、又は属性 情報や BIM の機能によ る算出・計算結果の表 記を、同一でないオブ ジェクトから行うこと
	・領域を示すオブジェク トから算出された面積 の数値を、新たな数値に 書き換える	・求積範囲（求積図）と求 積表に表示された面積 の数値が整合しなくな るため	・BIM の機能により算出 された寸法値・数値の 改変を行うこと
	・領域を示すオブジェク トから算出された面積 を集計する機能を改変 する ・集計された面積を、新 たな数値に書き換える	・正しい集計ができなく なる可能性があるため ・求積範囲（求積図）と求 積表の面積の数値が整 合しなくなるため	・BIM の機能によりオブ ジェクトの情報を用い た計算を行う際に、計 算式・計算結果の改変 を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別	・防火区画等の境界への該当 ・防火区画等の種別
②面積	・防火区画等の求積に必要な各部分の寸法 ・防火区画等の求積対象領域を特定するための符号 ・求積対象領域ごとの面積値 ・防火区画等の面積の合計

## 意-016 防煙壁による区画（令第126条の2の規定）

### 1. 入出力基準

#### <属性>

##### ①防煙壁による区画の境界への該当

- ・防煙壁による区画の境界への該当は、【意-007①】を満たす壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <計算>

##### ②面積

- ・防煙壁による区画の面積は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 防煙壁による区画の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁及び区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに表記する。
  - 4) 防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
  - 5) 防煙壁による区画の面積は、符号等、計算式とともに表記する。

#### <属性>

##### ③排煙設備の種別

- ・排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備、適用除外の別）は、領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①防煙壁による区画の境界への該当

- ・複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「防煙区画の境界への該当」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、当該壁に色（例：緑色ライン）等を用いて表記し、さらに凡例に表記する。
- ・平面図を書き出す際、BIMデータの切断位置（切断高さ）より高い位置に開口部がある場合には、当該開口部の表示が可能な高さで切断した部分平面図を別図として示すこと等により、表示を行う。
- ・オブジェクトのなかには、防煙壁による区画の境界への該当色により表示することが難しい建築要素（例：柱オブジェクト）がある。明らかに防煙壁としての性能を有している建築要素については、色による表記がなくても防煙壁による区画の境界線を構成しているものとして取り扱うこととする等、対応方針については事前に設計者・審査者間で協議することが考えられる。

#### ① 面積

- ・複数の図書（図面と図表）において情報及び値が整合する状態とするため、「面積」は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 防煙壁による区画の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁その他の区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、平面図等に表示する。
  - 2) 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力し、平面図等に表記する。
  - 3) 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに面積求積表に表記する。
  - 4) 防煙壁による区画の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し平面図等に表記する、又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、平面図等に表記する。

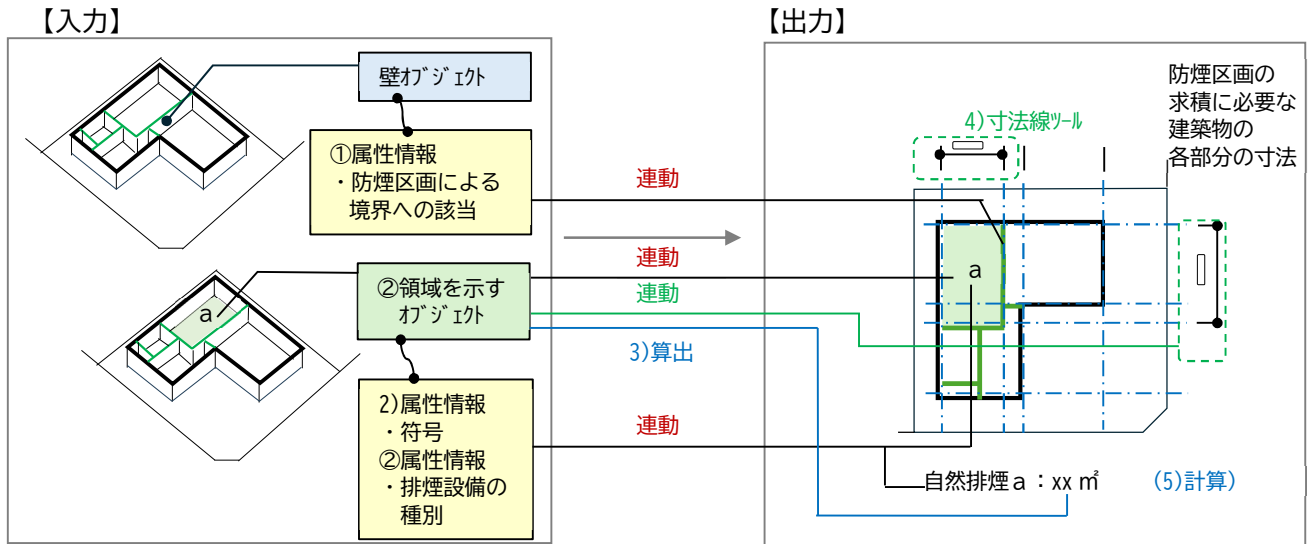
5) 防煙壁による区画の面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号等、計算式とともに面積求積表に表記する。

- 防煙壁による区画の面積の求積に用いる範囲を変更する場合には、領域を示すオブジェクトの境界を変更し、1)～5)を再度行う。

### ③排煙設備の種別

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「排煙設備の種別」は、領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①防煙壁による区画の境界への該当	・壁オブジェクト	・防煙区画の境界への該当	—
②面積	・領域を示すオブジェクト	—	・領域を示すオブジェクトの面積
	・領域を示すオブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）	—	・領域を示すオブジェクトの各部分の長さ、寸法
	・オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能 ・面積の複数の値を計算して合計する機能	・領域を特定するための符号等	・各領域を示すオブジェクトの面積 ・防煙区画の面積（領域の面積の合計）
③排煙設備の種別	・領域を示すオブジェクト	・排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①防煙壁による区画の境界への該当	・防煙壁による区画の境界への該当を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において防煙壁による区画の境界への該当が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・防煙壁による区画の境界への該当の表示を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において防煙壁による区画の境界への該当が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
②面積	・面積の算出を、令第2条第1項第三号に適合する領域を示すオブジェクトではなく、別の領域を示すオブジェクトから行う	・求積範囲（求積図）と求積表に表示された面積の数値が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号を、当該領域を示すオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該領域を示すオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、求積図の各辺の寸法を表現する	・計算による検証が実施できないため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・寸法線ツールを用いて算出された求積図の各辺の寸法の数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・計算による検証が実施できないため	・BIMの機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・属性情報から出力された値の改変を行うこと
	・領域を示すオブジェクトから算出された面積の数値を、新たな数値に書き換える	・求積範囲（求積図）と求積表に表示された面積の数値が整合しなくなるため	・BIMの機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと
	・領域を示すオブジェクトから算出された面積を集計する機能を改変する ・集計された面積を、新たな数値に書き換える	・正しい集計ができなくなる可能性があるため ・求積範囲（求積図）と求積表の面積の数値が整合しなくなるため	・BIMの機能によりオブジェクトの情報を利用した計算を行う際に、計算式・計算結果の改変を行うこと
	・排煙設備の種別を、当該領域を示すオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において排煙設備の種別が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③排煙設備の種別	・排煙設備の種別の表示を、当該領域を示すオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において排煙設備の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①防煙壁による区画の境界への該当	・防煙壁による区画の壁の位置
②面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防煙区画等の求積に必要な各部分の寸法</li> <li>・防煙区画等の求積対象領域を特定するための符号</li> <li>・求積対象領域ごとの面積値</li> <li>・防煙区画等の面積の合計</li> </ul>
③排煙設備の種別	・各室・防煙区画ごとに表記した、自然排煙設備、機械排煙設備、令第126条の2第1項各号、平成12年建設省告示第1436号などの別

# 意-017 防火設備等

## 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①種別、閉鎖方式及び遮煙・遮熱性能の該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火設備の種別等の種別（防火設備、特定防火設備、遮炎時間の別による防火設備、シャッター、不燃戸、戸）、閉鎖方式（常時閉鎖式又は随時閉鎖式）及び遮煙・遮熱性能の該当は、【意-011①】を満たすドア/窓/壁*オブジェクトに属性情報として入力し、表記する、又は属性情報と連動し凡例を表記する機能（凡例表記ツール）を用いて表記する。</li> </ul> <p>（※壁オブジェクト：カーテンウォールにより構成される開口部の場合）</p>
---

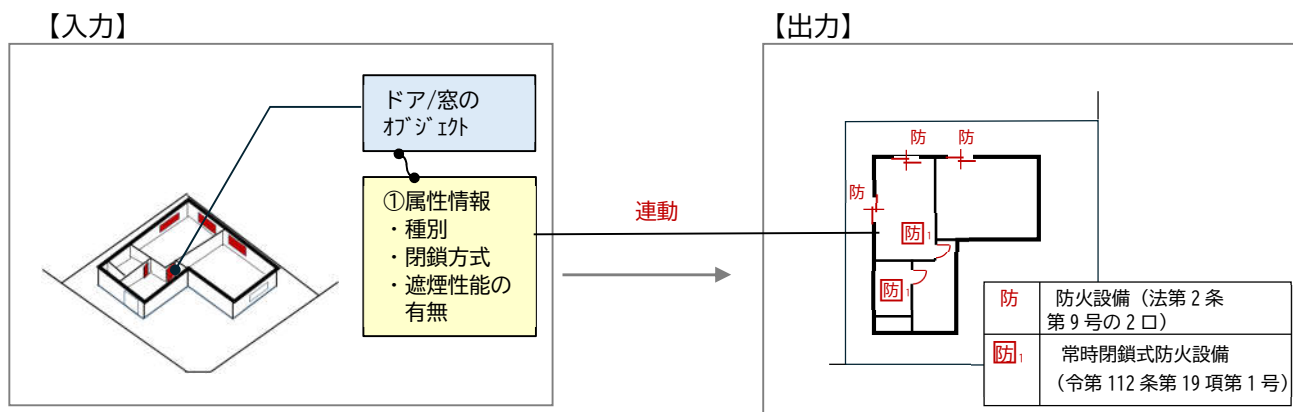
## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①種別、閉鎖方法及び遮煙・遮熱性能の該当

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「防火設備の種別等の種別（防火設備、特定防火設備、遮炎時間の別による防火設備、シャッター、不燃戸、戸）、閉鎖方式（常時閉鎖式又は随時閉鎖式）及び遮煙・遮熱性能の該当」は、【意-011①】を満たすドア/窓オブジェクト、又は壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）に属性情報として入力し、図面の当該防火設備の付近に表記するか、凡例を表記する機能（凡例表記ツール）を用いて図面の当該防火設備の付近に表記する。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①種別、閉鎖方法及び遮煙・遮熱性能の該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアオブジェクト</li> <li>窓オブジェクト</li> <li>壁オブジェクト（カーテンウォールの場合）</li> <li>凡例表記ツール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火設備の種別（防火設備、特定防火設備、遮炎時間の別による防火設備、シャッター、不燃戸、戸）</li> <li>閉鎖方式（常時閉鎖式又は随時閉鎖式）</li> <li>遮煙・遮熱性能の該当</li> </ul>	-

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①種別、閉鎖方法及び遮煙・遮熱性能の該当	・ 防火設備の遮煙性能の有無を、当該窓オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・ 複数の図書（図面又は図）においての遮煙・遮熱性能の種別が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること  ・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 防火設備の遮煙性能の有無の表示を、当該窓オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・ 複数の図書（図面又は図）において遮煙・遮熱性能の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①種別、閉鎖方法及び遮煙・遮熱性能の該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火設備（防火設備、特定防火設備、遮炎時間の別による防火設備、シャッター、不燃戸、戸）の別</li> <li>・ 防火設備等の構造方法のうち、令第112条第19項による常時閉鎖式又は随時閉鎖式の別</li> <li>・ 防火設備等の構造方法のうち、令第112条第19項第2号口の遮煙性能の別</li> </ul>

# 意-018 非常用の進入口等

## 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用の進入口等の種別は、【意-011①】を満たすドア/窓/壁*オブジェクトに属性情報として入力し、表記する、又は属性情報と連動し凡例を表記する機能（凡例表記ツール）を用いて表記する。</li> </ul> <p>(※壁オブジェクト：カーテンウォールにより構成される開口部の場合)</p>
--

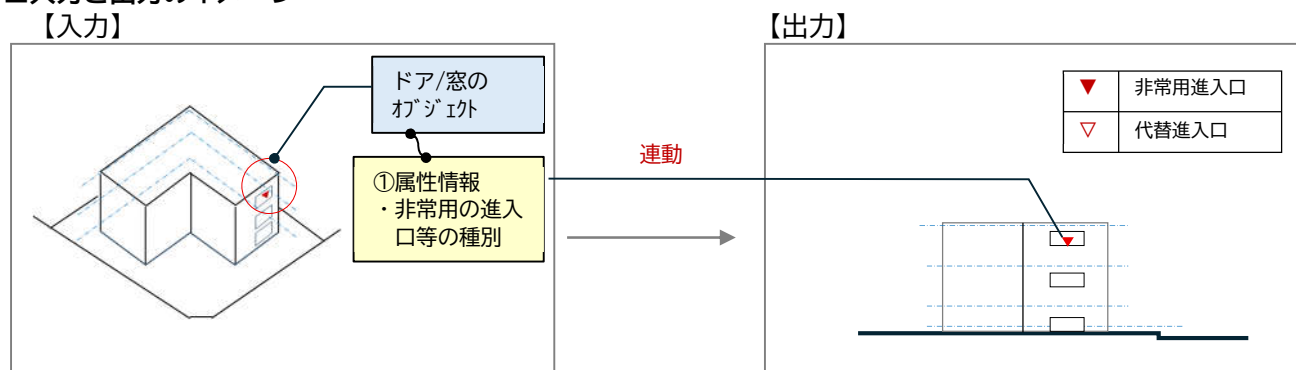
## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①種別

- 非常用の進入口等とは、令第126条の6本文の非常用の進入口及び令第126条の6第二号の窓その他の開口部をいう。
- 複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、非常用の進入口等の種別は、ドア/窓オブジェクト、又は壁オブジェクト（カーテンウォールにより構成される開口部の場合）に属性情報として入力し、図面の当該非常用進入口等の付近に記号等を用いて表記し、さらに凡例に表記する、又は属性情報と連動し凡例を表記する機能（凡例表記ツール）を用いて図面の当該非常用進入口等の付近に記号等を用いて表記し、さらに凡例に表記する。

### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアオブジェクト</li> <li>窓オブジェクト</li> <li>壁オブジェクト(カーテンウォールにより構成される開口部の場合)</li> <li>凡例表記ツール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用の進入口等の種別</li> </ul>	-

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①種別	・非常用進入口の種別を、当該窓オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、非常用進入口の種別が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・非常用進入口の種別の表示を、当該窓オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、非常用進入口の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①種別	・非常用の進入口又は代替進入口の別

## 意-019 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網

### 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び形状は、手すり/壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。</li> </ul> <p>&lt;計算&gt;</p> <p>②床面から上端までの高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面から令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の上端までの高さは、オブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。</li> </ul>
--

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

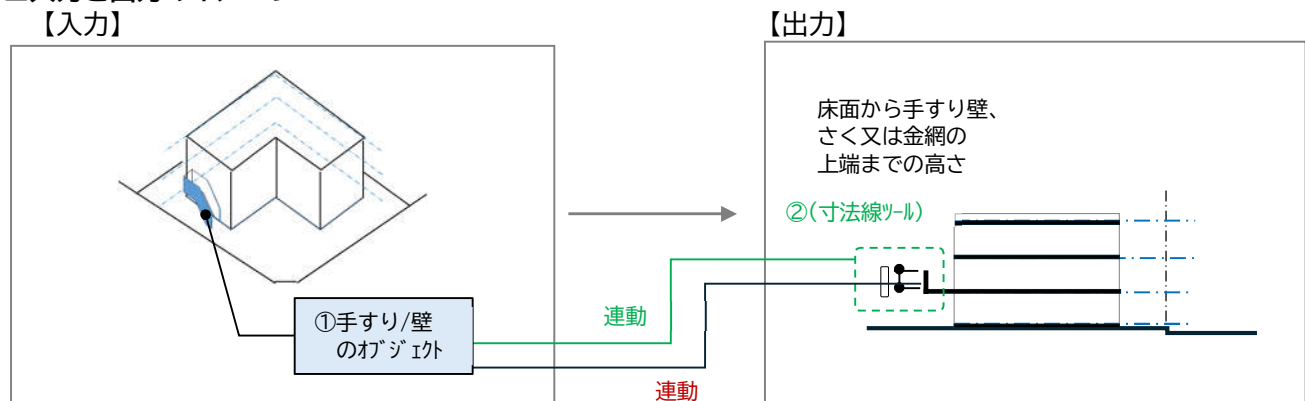
##### ①位置及び形状

- ・複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び形状」は、手すり/壁のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ① 床面から上端までの高さ

- ・複数の図書（図面又は図）において値が整合する状態とするため、また「令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び形状」と「床面から令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の上端までの高さ」が整合する状態とするため、「床面から令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の上端までの高さ」は、オブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ



#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・手すり/壁オブジェクト	-	-
②床面から上端までの高さ	・オブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）	-	・高さ（寸法）

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・ BIM データと連動しない2次元の線を用いて令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網を表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び形状が整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②床面から上端までの高さ	・ 寸法線ツールを用いず、数値の入力により、床面から上端までの高さを表現する	・ 複数の図書（図面又は図）において、令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の床面から上端までの高さが整合しなくなるため	・ BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 寸法線ツールを用いて算出された床面から上端までの高さの数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・ 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び形状の変更と床面から上端までの高さの数値が連動しなくなるため	・ BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・ 属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 手すり壁、さく又は金網（手すり等）の位置 ・ 壁、格子、金網などの手すり等の形状
②床面から上端までの高さ	・ 設置面からの手すり等の高さ（寸法）

## 3-2 構造分野

### 3-2-1 共通事項

#### 1. 入出力基準

##### 共通事項

構造分野に共通する入出力基準として以下を定め、これを「3-2-2 構造分野の入出力基準」に適用する。

### 3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準

#### 1. 入出力基準

##### 【分野間1】

- ・意匠分野の図書を書き出すための BIM データ（以下「意匠 BIM データ」という。）と構造分野の図書を書き出すための BIM データ（以下「構造 BIM データ」という。）の作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- ・意匠 BIM データと構造 BIM データが同一のファイルか否かに応じ、以下の【分野間1-1】又は【分野間1-2】に従い、入出力を行う。

##### 【分野間1-1】 意匠 BIM データと構造 BIM データが、同一のファイルの場合

- ・意匠 BIM データと構造 BIM データは、ファイル内の参照関係にあるものとする。
- ・単一のオブジェクトに意匠分野・構造分野の形状・属性情報を入力し、構造 BIM データには構造分野に係る情報を表示・表記する。
- ・構造分野の図書の書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。

##### 【分野間1-2】 意匠 BIM データと構造 BIM データが、異なるファイルの場合

- ・意匠 BIM データと構造 BIM データは、ファイル間の参照関係にあるものとする。
- ・単一のオブジェクトに意匠分野・構造分野の形状・属性情報を入力し、構造 BIM データには構造分野に係る情報を表示・表記する。
- ・構造分野の図書の書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。

##### 【分野間2】

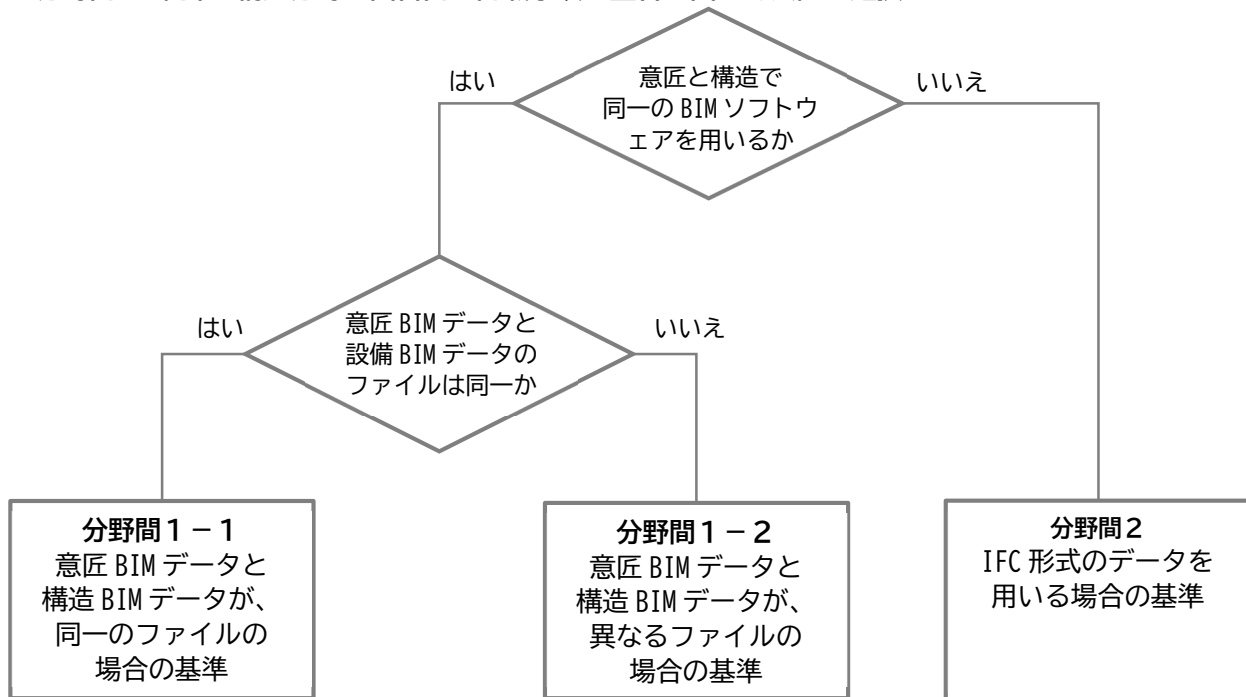
- ・意匠 BIM データと構造 BIM データの作成には、異なる BIM ソフトウェアを用いる。
- ・取り込み先の BIM データの形状・属性情報は、取り込み元の BIM データから書き出した IFC データを用いて、表示・表記する。
- ・具体的には以下の方法で入出力を行う。（以下は、取り込み元：構造 BIM データ、取り込み先：意匠 BIM データの場合を示す。取り込み元と取り込み先が逆の場合には、用語の対応関係を入れ替えて読むこと。）
  - ・構造分野の各基準を満たす構造 BIM データから、IFC データを書き出す。
  - ・当該 IFC データを取り込み、意匠 BIM データを作成する。
  - ・当該 IFC データから取り込んだ形状・属性情報を意匠 BIM データに表示・表記する。
  - ・当該 IFC データのみでは意匠分野の図書の図表現に不足が生じる場合は、構造 BIM データから IFC データを書き出す際に CAD 形式のデータも書き出し、これを IFC データの補完に用いることができる。
  - ・当該 IFC データを意匠 BIM データに取り込んだ後は、構造 BIM データの修正を行わない。

#### 2. 入出力基準の解説

##### 2-1. 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合を図る方法の選択

- ・【分野間1】【分野間2】には、構造 BIM データが意匠 BIM データの形状・属性を参照又は取り込むことで、意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合を図る方法と、その方法毎の基準を定めている。
- ・【分野間1】【分野間2】には、意匠・構造 BIM データを作成する BIM ソフトウェアとファイルの関係性が基準として定められており、BIM ソフトウェアとファイルの関係によって選択できる方法が異なることに留意する。

■分野間1（意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合を図る方法）の選択のフロー



2-2. [分野間1-1]の解説

(1) 解説

- 意匠 BIM データと構造 BIM データの作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- 意匠 BIM データと構造 BIM データは、同一のファイルとする。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の形状・属性情報をファイル内で参照して作成した構造 BIM データから、ファイル内で参照した構造分野の形状・属性情報とともに、構造分野の図書を書き出す。
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、構造分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの変更・修正を行わない。
- 構造分野の図書に影響のある意匠 BIM データの変更・修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データと構造 BIM データの参照を再度、行い、構造分野の図書の変更・修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、構造分野の図書に係る意匠 BIM データの修正を行う場合も同様である。）。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

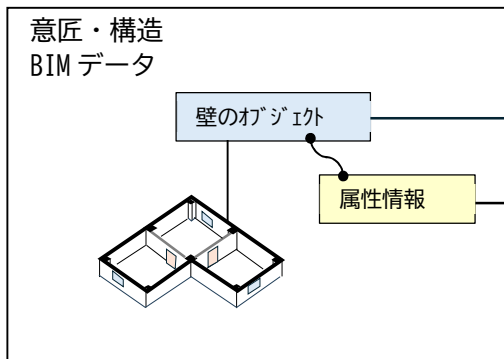
- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

(3) 禁止されている入出力方法の例

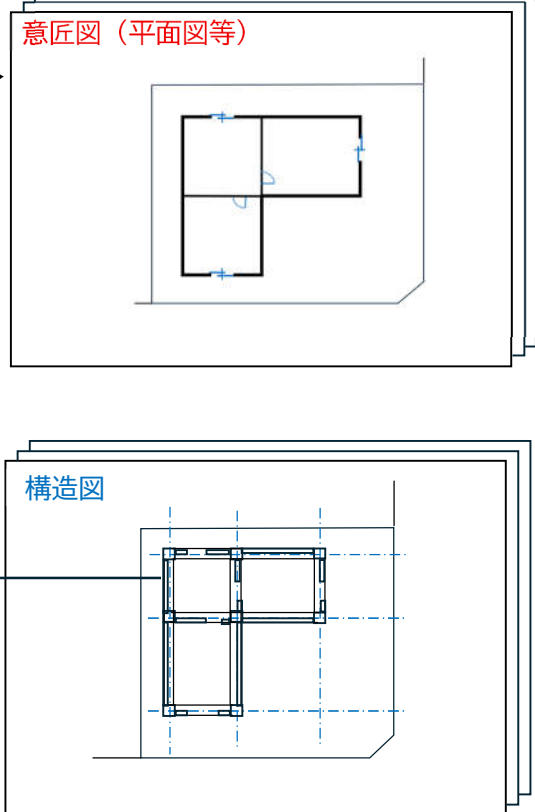
- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

## ■分野間1-1 入力と出力のイメージ

【入力】



【出力】



構造図は、意匠図に含まれる構造部材の情報のみを表示

### 2-3. [分野間1-2]の解説

#### (1) 解説

- 意匠 BIM データと構造 BIM データの作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- 意匠 BIM データと構造 BIM データは、異なるファイルとする。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の図書の書き出しに用いる意匠 BIM データを参照して作成した構造 BIM データから、当該意匠 BIM データから参照した意匠分野の形状・属性情報とともに、構造分野の図書を書き出す。
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、構造分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。
- 構造分野の図書に影響のある意匠 BIM データの変更・修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データと構造 BIM データの参照を再度、行い、構造分野の図書の修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、構造分野に係る意匠 BIM データの変更・修正を行う場合も同様である。）。
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野と構造分野で共通するオブジェクトを関連付けて2つの分野に同期させ、そのオブジェクトに変更があったことを通知する機能を用いる場合は、その変更内容を確認して反映する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

### (3) 禁止されている入出力方法の例

- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

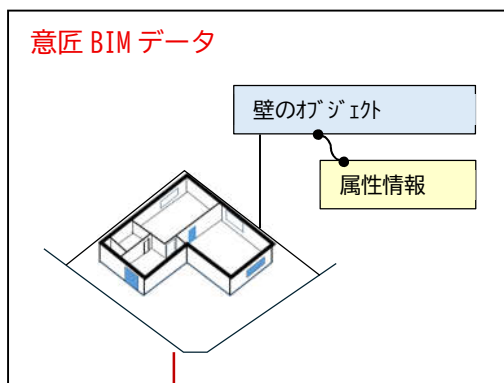
#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
<形状>に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠 BIM データから参照した形状を、構造 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠分野と構造分野の図書間で、形状が整合しなくなるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと</li> </ul>
<属性>に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠 BIM データから参照した属性情報を、構造 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠分野と構造分野の図書間で、属性情報に基づく表記が整合しなくなるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性情報から出力された値の変更を行うこと</li> </ul>

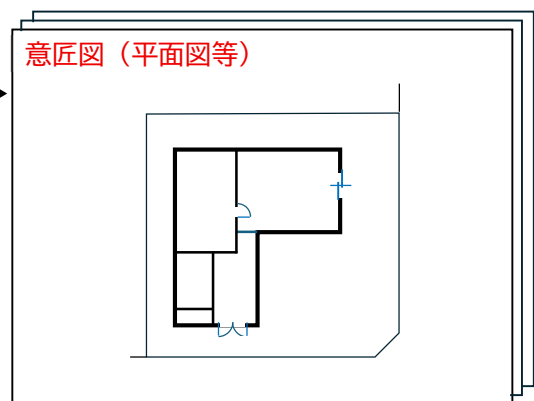
※「2-1-2 禁止事項」を参照

#### ■分野間1-2 入力と出力のイメージ

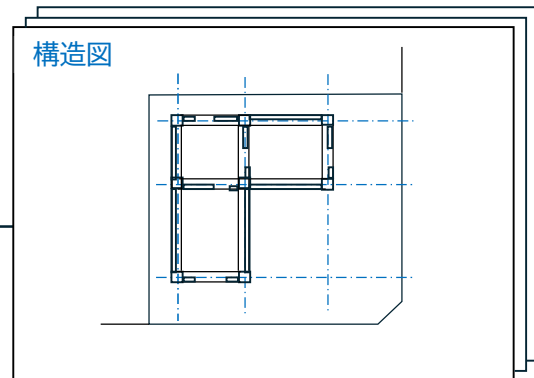
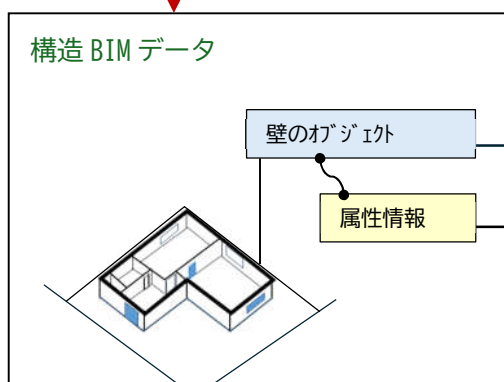
【入力】



【出力】



意匠 BIM データを参照して  
構造 BIM データを作成



意匠図に含まれる形状・属性とともに、  
構造図として表示

## 2-4. [分野間2]の解説

### (1) 解説

- 意匠 BIM データと構造 BIM データの作成には、異なる BIM ソフトウェアを用いる。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）

- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の図書の書き出しに用いる意匠 BIM データから書き出した IFC データを取り込み、構造 BIM データを作成する。さらに構造 BIM データから、当該 IFC データから取り込んだ意匠分野の形状・属性情報とともに、構造分野の図書を書き出す。
- 意匠 BIM データから IFC データを書き出す過程において、形状データに欠落が生じた場合など、意匠 BIM データから書き出した IFC データを取り込むのみでは構造分野の図書の図表現に不足が生じる場合は、意匠 BIM データから書き出した CAD 形式のデータを意匠 BIM データの補完（下図）に用いることができる。
- 意匠分野と構造分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、構造分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの変更・修正を行わない。
- 構造分野の図書に影響のある意匠 BIM データの修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データから IFC データの書き出し・構造 BIM データへの取り込みを再度行い、構造分野の図書の変更・修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、構造分野に係る意匠 BIM データの変更・修正を行う場合も同様である。）。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

(3) 禁止されている入出力方法の例

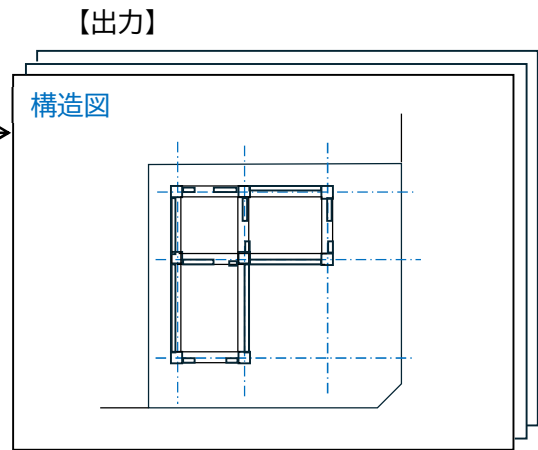
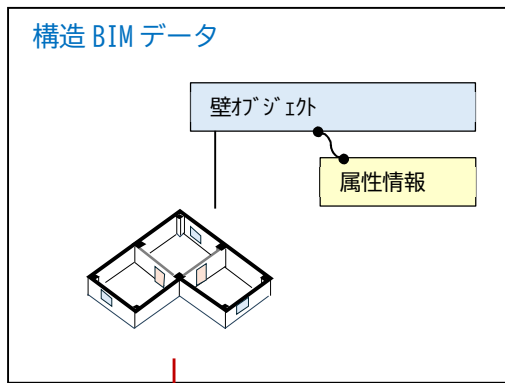
- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

■禁止されている入出力方法の例

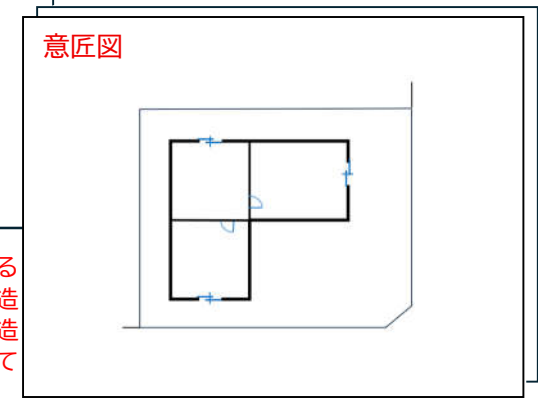
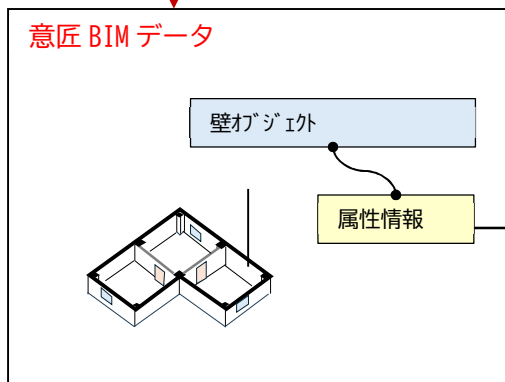
入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
<形状>に関するもの	・意匠 BIM データから参照した形状を、構造 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と構造分野の図書間で、形状が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
<属性>に関するもの	・意匠 BIM データから参照した属性情報を、構造 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と構造分野の図書間で、属性情報に基づく表記が整合しなくなるため	・属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

■分野間2 入力と出力のイメージ  
【入力】



構造 BIM データを参照して  
意匠 BIM データを作成



意匠図に含まれる  
構造部材は、構造  
図を作成する構造  
データを参照して  
作成

## 3-2-1-2 構造分野内の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準

### 1. 入出力基準

#### [分野内]

- ・「3-2-2 構造分野の入出力基準」の各基準の[分野内]に定める。

## 3-2-2 構造分野の入出力基準

構造分野の入出力基準は、以下の通り定める。([分野間1] [分野間2]については「3-2-1 共通事項」も参照。)

### 3-2-2-1 基準線関係

#### 共通-001 通り芯

##### 1. 入出力基準

###### <形状>

###### ①位置及び形状

[分野間1] 通り芯の位置及び形状は、単一の通り芯オブジェクトに入力し、表示する。

[分野間2] 通り芯の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004①】又は以下の【共通-001① [分野内]】を満たす BIM データ」から書き出した IFC データを用いて、表示する。

[分野内] 通り芯の位置及び形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

###### <計算>

###### ②通り芯間の寸法

[分野間1] 通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、単一の通り芯間の寸法として表記する。

[分野間2] 通り芯間の寸法は「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】又は以下の【共通-001② [分野内]】を満たす BIM データ」から書き出した IFC データを用いて、表記する。

[分野内] 通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

###### <属性>

###### ③符号

[分野間1] 通り芯間の符号は、単一の通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

[分野間2] 通り芯の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004③】又は以下の【共通-001③ [分野内]】を満たす BIM データ」から書き出した IFC データを用いて、表記する。

[分野内] 通り芯の符号は、通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

###### ①位置及び形状

###### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### [分野内]

- ・ 本基準における「通り芯」とは、柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
- ・ 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「通り芯の位置及び形状」は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

###### ②通り芯間の寸法

###### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

**【分野内】**

- 複数の図書（図面又は図）において、通り芯を基に算定した水平方向の距離の値が整合する状態とするため、また「通り芯の位置及び形状」と「通り芯間の長さ」が整合する状態とするため、「通り芯間の寸法」は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

**③符号**

**【分野間1】【分野間2】**

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

**【分野内】**

- 複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「通り芯の符号」は通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

**(2) 使用するオブジェクト、機能等**

**【分野間1】【分野間2】**

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

**【分野内】**

- 下表を参照。

**■使用するオブジェクト、機能等**

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・通り芯オブジェクト	—	—
②通り芯間の寸法	・オブジェクトと連動して長さを表記する機能 (寸法線ツール)	—	・長さ(寸法)
③符号	・通り芯オブジェクト	・符号	—

**(3) 禁止されている入出力方法の例**

**【分野間1】【分野間2】**

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

**【分野内】**

- 下表を参照。

**■禁止されている入出力方法の例**

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて通り芯を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、通り芯の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②通り芯間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、通り芯間の寸法を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、通り芯間の寸法が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・寸法線ツールを用いて算出された通り芯間の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・通り芯の位置及び形状の変更と通り芯間の寸法の数値が連動しなくなるため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・属性情報から出力された値の改変を行うこと
③符号	・符号を、通り芯オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③符号	・符号の表示を、当該通り芯オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・通り芯の位置 ・通り芯の形状
②通り芯間の寸法	・通り芯間の寸法
③符号	・通り芯の符号

## 共通-002 各階基準線

### 1. 入出力基準

#### 共通-002 各階基準線

##### <形状>

##### ①位置及び形状

- 【分野間1】 各階基準線の位置及び形状は、単一の基準高さを設定するオブジェクトに入力し、表示する。
- 【分野間2】 各階基準線の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-005①】又は以下の【共通-002①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。
- 【分野内】 各階基準線の位置及び形状は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②各階基準線間の寸法

- 【分野間1】 各階基準線間の寸法は、基準高さを設定するオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、単一の各階基準線間の寸法として表記する。
- 【分野間2】 各階基準線間の寸法は「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】又は以下の【共通-005②【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表記する。
- 【分野内】 各階基準線間の寸法は、基準高さを設定するオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### <属性>

##### ③符号

- 【分野間1】 各階基準線の符号は、単一の基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 【分野間2】 各階基準線の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-005③】又は以下の【共通-002③【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表記する。
- 【分野内】 各階基準線の符号は、基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 【分野内】

- 本基準における「各階基準線」とは、各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。
- 各階基準線には、地盤面の高さ（GL：Ground Level）は含まない。（地盤面の高さについては、意-002 地盤面及び平均地盤面を参照。）
- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「各階基準線の位置及び形状」は、基準高さを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②各階基準線間の寸法

##### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において、各階基準線を基に算定した垂直方向の距離の値が整合する状態とするため、また「各階基準線の位置及び形状」と「各階基準線間の高さ」が整合する状態とするため、「各階基準線間の寸法」は、基準高さを設定するオブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

### ③符号

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「各階基準線の符号」は基準高さを設定するオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・基準高さを設定するオブジェクト	—	—
②各階基準線間の寸法	・オブジェクトと連動して高さを表記する機能（寸法線ツール）	—	・高さ（寸法）
③符号	・基準高さを設定するオブジェクト	・符号	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIM データと連動しない2次元の線を用いて各階基準線を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、各階基準線の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
②各階基準線間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、各階基準線間の寸法を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、各階基準線間の寸法が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること
	・寸法線ツールを用いて算出された各階基準線間の寸法の数値（又は属性情報に基づく数値）を、新たな数値に書き換える	・各階基準線の位置及び形状の変更と各階基準線間の寸法の数値が連動しなくなるため	・BIM の機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・属性情報から出力された値の改変を行うこと
③符号	・符号を、当該基準高さを設定するオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・BIM データと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③符号	・符号の表示を、当該基準高さを設定するオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・各階基準線の位置 ・各階基準線の形状
②各階基準線間の寸法	・各階の基準線間の寸法
③符号	・基準線の符号（FL 等）

## 3-2-2-2 建築要素

### 基礎-001 基礎ぐい

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 基礎ぐいの位置（基礎ぐいの設置の有無及び配置）及び形状（基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ及び長さ）は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクト※を用いて入力し、表示する。

※：「汎用的なオブジェクト」とは、特定の種別（名称）に分類することができないオブジェクトをいう。（以下、共通）

##### <属性>

##### ②符号

【分野内】 基礎ぐいの符号は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③構造方法

【分野内】 基礎ぐいの構造方法（場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭又は木杭等）は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 基礎ぐいの材料の種別（基礎ぐいの使用材料（鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管又は木等）、材料の種別及び強度）は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「基礎ぐいの位置（基礎ぐいの設置の有無及び配置）及び形状（基礎ぐいの外形（円形等）、大きさ及び長さ）」は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「基礎ぐいの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③構造方法

##### 【分野内】

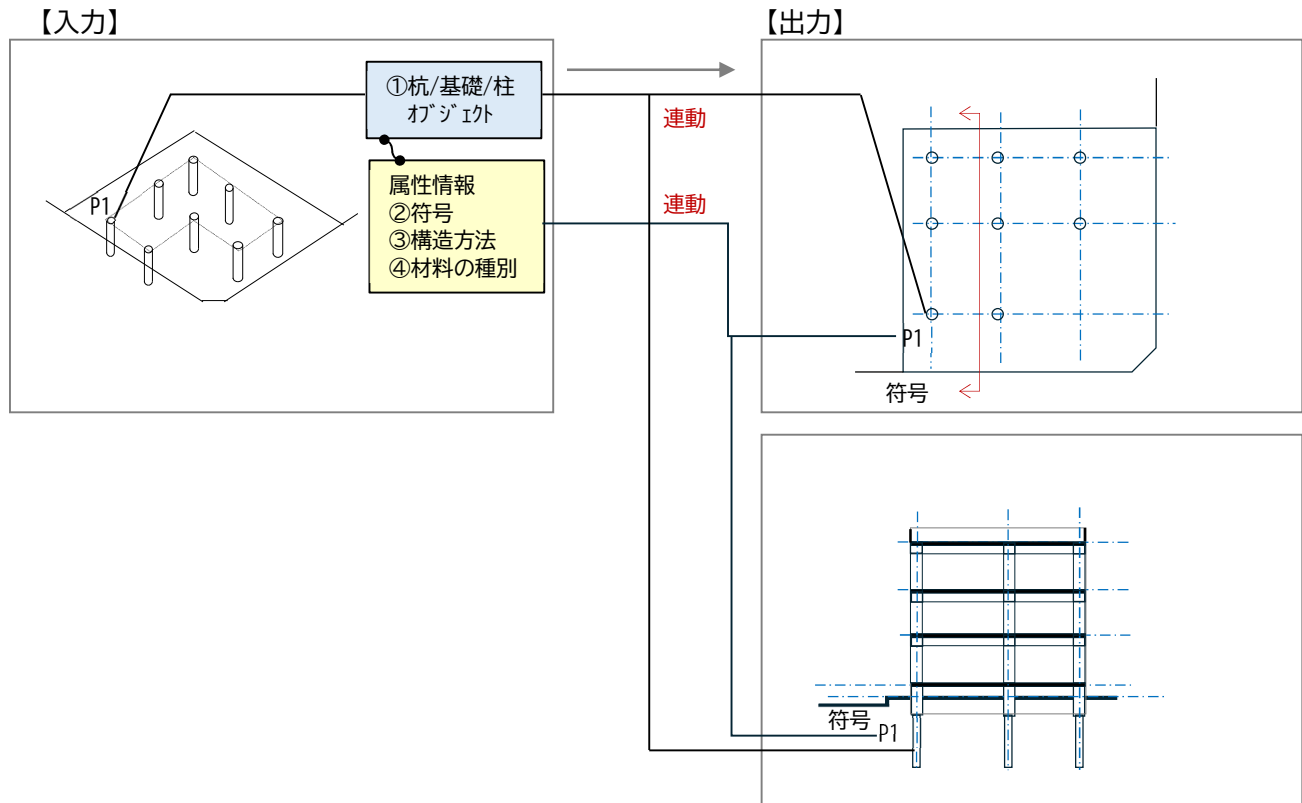
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「基礎ぐいの構造方法（基礎ぐいの構造方法（場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭又は木杭等）」は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「基礎ぐいの材料の種別（基礎ぐいの使用材料（鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管又は木等）、材料の種別及び強度）」は、杭/基礎/柱オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 【分野内】

- 下表を参照。

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭オブジェクト</li> <li>基礎オブジェクト</li> <li>柱オブジェクト</li> <li>汎用的なオブジェクト</li> </ul>	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③構造方法	・同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造方法（場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭又は木杭等）</li> </ul>	—
④材料の種別	・同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料（鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管又は木等）</li> <li>材料の種別及び強度</li> </ul>	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

##### [分野間1][分野間2]

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### [分野内]

- 下表を参照。

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用い基礎ぐいを表現する	・複数の図書(図面又は図)において基礎ぐいの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該杭オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該杭オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③構造方法	・構造方法を、当該杭オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・構造方法の表記を、当該杭オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において構造方法が整合しなくなるため	
④材料の種別	・材料の種別を、当該杭オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別表記を、当該杭オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・基礎ぐいの位置(基礎ぐいの設置の有無及び配置) ・基礎ぐいの形状(基礎ぐいの外形(円形等)、大きさ及び長さ)
②符号	・基礎ぐいの符号
③構造方法	・基礎ぐいの構造方法(場所打ちコンクリート杭、既製コンクリート杭、鋼管杭又は木杭等)
④材料の種別	・基礎ぐいの使用材料(鉄筋コンクリート造、既製コンクリート、鋼管又は木等) ・材料の種別及び強度

## 基礎-002 基礎

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 基礎の位置（基礎の配置）及び形状（基礎の外形（矩形等）、幅及び高さ）は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 基礎の符号は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③構造方法

【分野内】 基礎の構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎又は杭基礎）は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 基礎の材料の種別（基礎の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤鉄筋の構造

【分野内】 基礎の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面または図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「基礎の位置及び形状」は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「基礎の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③構造方法

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「基礎の構造方法（基礎の構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎又は杭基礎))」は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

###### 【分野内】

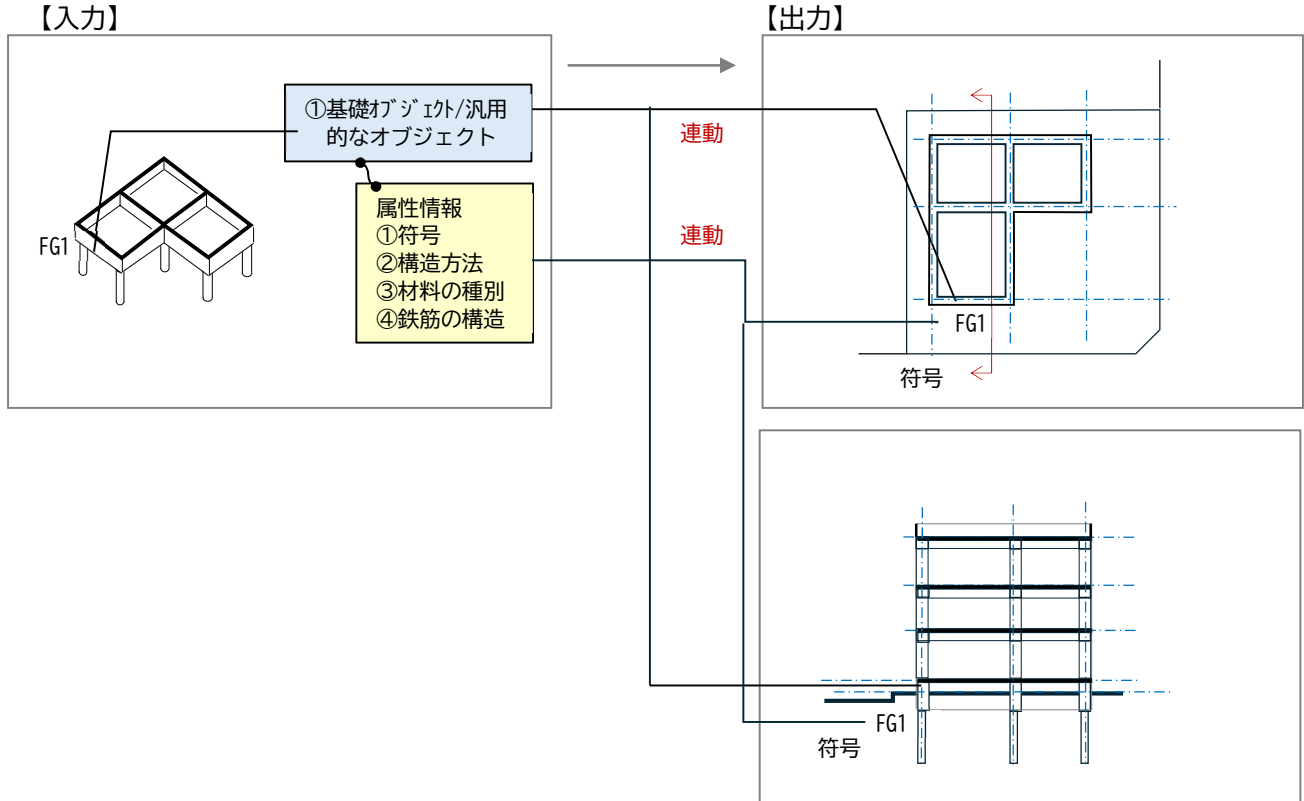
- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「基礎の材料の種別（基礎の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度))」は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ⑤鉄筋の構造

### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「基礎の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、基礎オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

### ■入力と出力のイメージ



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 【分野内】

- 下表を参照。

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・基礎オブジェクト ・汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③構造方法	・同上	・構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎又は杭基礎）	—
④材料の種別	・同上	・コンクリートの種別及び強度 ・鉄筋の種別及び強度	—
⑤鉄筋の構造	・同上	・鉄筋の配置、径及び本数	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### [分野間1] [分野間2]

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### [分野内]

- 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて基礎を表現する	・複数の図書(図面又は図)において基礎の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該基礎オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該基礎オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③構造方法	・構造方法を、当該基礎オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・構造方法の表記を、当該基礎オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④材料の種別	・材料の種別を、当該基礎オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該基礎オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該基礎オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・鉄筋の構造の表記を、当該基礎オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・基礎の位置 ・基礎の形状（基礎の外形（矩形等）、幅及び高さ）
②符号	・基礎の符号
③構造方法	・基礎の構造方法（べた基礎、布基礎、独立基礎又は杭基礎）
④材料の種別	・基礎のコンクリートの種別及び強度 ・基礎の鉄筋の種別及び強度
⑤鉄筋の構造	・基礎の鉄筋の配置、径、本数

## RC-001 柱

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形、矩形等）、せい、幅及び径）は、単一の柱オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形、矩形等）、せい、幅及び径）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】又は以下の【RC-001①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形、矩形等）、せい、幅及び径）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 柱の符号は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 柱の材料の種別（柱の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

【分野内】 柱の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形、矩形等）、せい、幅及び径）」は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

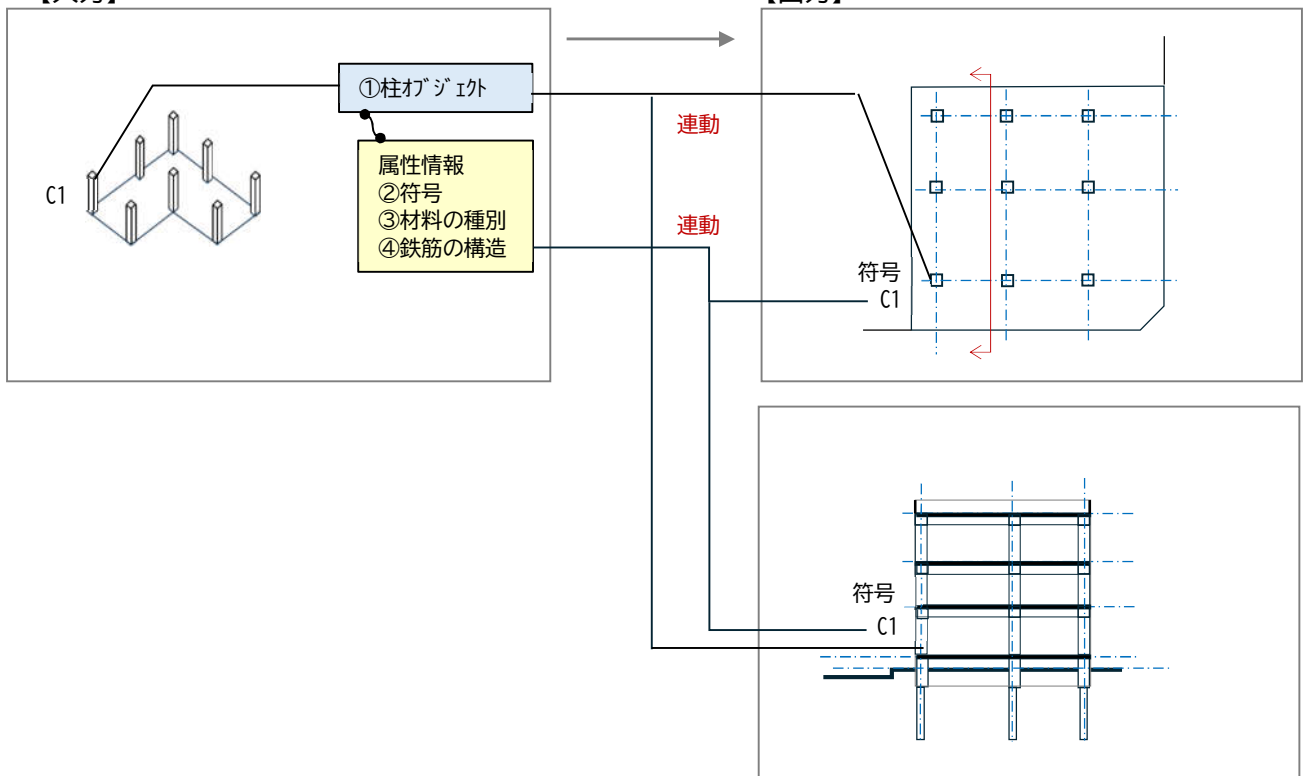
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の材料の種別（柱の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

■分野内 入力と出力のイメージ  
【入力】



(2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・ 柱オブジェクト	—	—
②符号	・ 同上	・ 柱の符号	—
③材料の種別	・ 同上	・ コンクリートの種別及び強度 ・ 鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・ 同上	・ 鉄筋の配置、径及び本数	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて柱を表現する	・複数の図書(図面又は図)において柱の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表示を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・鉄筋の構造の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・柱の位置 ・柱の形状(柱の形状(円形、矩形等)、せい、幅及び径)
②符号	・柱の符号
③材料の種別	・柱のコンクリートの種別及び強度 ・柱の鉄筋の種別及び強度
④鉄筋の構造	・柱の鉄筋の配置、径、本数

# RC-002 大ばり

## 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	<b>[分野内]</b> 大ばりの位置（大ばりの配置）及び形状（大ばりの形状（矩形）、せい及び幅）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	<b>[分野内]</b> 大ばりの符号は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	<b>[分野内]</b> 大ばりの材料の種別（大ばりの使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
④鉄筋の構造	<b>[分野内]</b> 大ばりの鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「大ばりの位置及び形状」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ②符号

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

#### ③材料の種別

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの材料の種別（大ばりの使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ④鉄筋の構造

##### [分野内]

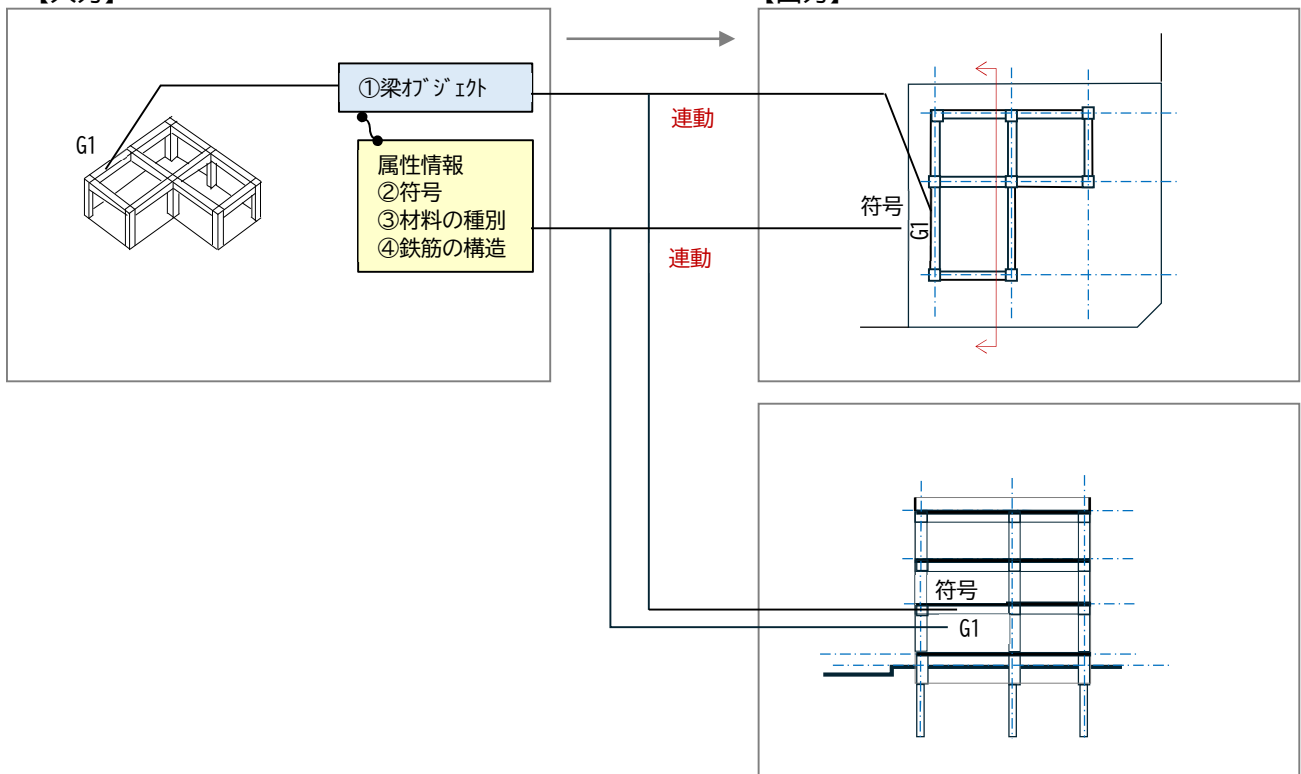
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・ 梁オブジェクト	—	—
②符号	・ 同上	・ 符号	—
③材料の種別	・ 同上	・ コンクリートの種別及び強度 ・ 鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・ 同上	・ 鉄筋の配置、径及び本数	—

■入力と出力のイメージ  
【入力】



(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて大ばりを表現する	・複数の図書(図面又は図)において大ばりの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する ・符号の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため ・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
③材料の種別	・材料の種別の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
	を用いて表記する	め	
	・鉄筋の構造の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
① 位置及び形状	・大ばりの位置(大ばりの有無及び配置) ・大ばりの形状(大ばりの形状(矩形)、せい及び幅)
② 符号	・大ばりの符号
③ 材料の種別	・大ばりのコンクリートの種別及び強度 ・大ばりの鉄筋の種別及び強度
④ 鉄筋の構造	・大ばりの鉄筋の配置、径及び本数

# RC-003 小ばり

## 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
<b>[分野内]</b>	小ばりの位置（小ばりの配置）及び形状（小ばりの形状（矩形）、せい及び幅）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
<b>[分野内]</b>	小ばりの符号は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
<b>[分野内]</b>	小ばりの材料の種別（小ばりの使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
④鉄筋の構造	
<b>[分野内]</b>	小ばりの鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「小ばりの位置及び形状」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ②符号

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

#### ③材料の種別

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの材料の種別（小ばりの使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ④鉄筋の構造

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
① 位置及び形状	・ 梁オブジェクト	—	—
② 符号	・ 同上	・ 梁の符号	—
③ 材料の種別	・ 同上	・ コンクリートの種別及び強度 ・ 鉄筋の種別及び強度	—
④ 鉄筋の構造	・ 同上	・ 鉄筋の配置、径及び本数	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて小ばり柱を表現する	・複数の図書(図面又は図)において小ばりの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・鉄筋の構造の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
① 位置及び形状	・小ばりの位置(小ばりの有無及び配置) ・小ばりの形状(小ばりの形状(矩形)、せい及び幅)
② 符号	・小ばりの符号
③ 材料の種別	・小ばりのコンクリートの種別及び強度 ・小ばりの鉄筋の種別及び強度
④ 鉄筋の構造	・小ばりの鉄筋の配置、径及び本数

## RC-004 床版(デッキ床含む)

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 床版の符号は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 床版の材料の種別（床版の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

【分野内】 床版の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状>

##### ⑤開口部の位置及び形状

【分野内】 床版の開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び形状（床開口部の外形）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）」は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の材料の種別（床版の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

###### 【分野内】

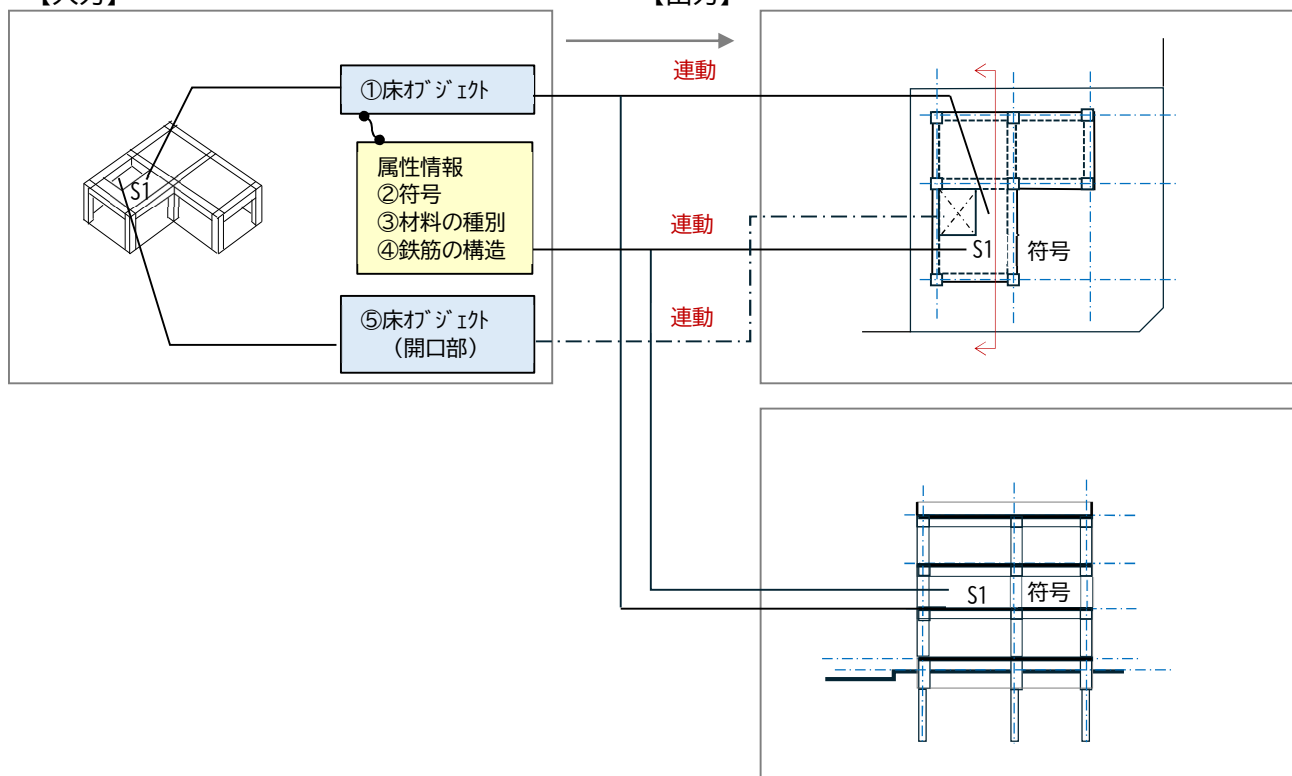
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤開口部の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「床版の開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び形状（床開口部の外形）」は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

■入力と出力のイメージ  
【入力】



(2) 使用するオブジェクト、機能等

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・床オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・コンクリートの種別及び強度 ・鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・同上	・鉄筋の配置、径及び本数	—
⑤開口部の位置及び形状	・同上	—	—

(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて床版を表現する	・複数の図書(図面又は図)において床版の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③材料の種別	・材料の種別を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・鉄筋の構造の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて床版の開口部を表現する	・複数の図書（図面又は図）において床版の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・床版の位置 ・床版の形状
②符号	・床版の符号
③材料の種別	・床版のコンクリートの種別及び強度 ・床版の鉄筋の種別及び強度
④鉄筋の構造	・床版の鉄筋の配置、径及び本数
⑤開口部の位置及び形状	・床版の開口部の位置（床開口部の有無及び配置） ・床版の開口部の形状（床開口部の外形）

## RC-005 屋根版

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	屋根版の位置（屋根版の有無及び配置）及び形状（屋根版の形状及び厚さ）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	屋根版の符号は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	屋根版の材料の種別（屋根版の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
④鉄筋の構造	
【分野内】	屋根版の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「屋根版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）」は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「屋根版の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「屋根版の材料の種別（床版の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「屋根版の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・床オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・コンクリートの種別及び強度 ・鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・同上	・鉄筋の配置、径及び本数	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて屋根版を表現する	・複数の図書(図面又は図)において屋根版の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該床オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・鉄筋の構造の表記を、当該床オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・屋根版の位置(屋根版の有無及び位置) ・屋根版の形状(屋根版の形状及び厚さ)
②符号	・屋根版の符号
③材料の種別	・屋根版のコンクリートの種別及び強度 ・屋根版の鉄筋の種別及び強度
④鉄筋の構造	・屋根版の鉄筋の配置、径及び本数

## RC-006 耐力壁

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 耐力壁の位置（耐力壁の有無及び配置）及び形状（耐力壁の形状及び厚さ）は、単一の壁オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 耐力壁の位置（耐力壁の有無及び配置）及び形状（耐力壁の形状及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】【意-007①】又は以下の【RC-006①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 耐力壁の位置（耐力壁の有無及び配置）及び形状（耐力壁の形状及び厚さ）は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 耐力壁の符号は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 耐力壁の材料の種別（耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

【分野内】 耐力壁の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状>

##### ⑤開口部の位置及び形状

【分野内】 耐力壁の開口部の位置（耐力壁の開口部の有無及び配置）及び形状（耐力壁の開口部の外形）は、壁/ドア/窓オブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「耐力壁の位置（耐力壁の有無及び配置）及び形状（耐力壁の形状及び厚さ）」は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁の材料の種別（耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

###### 【分野内】

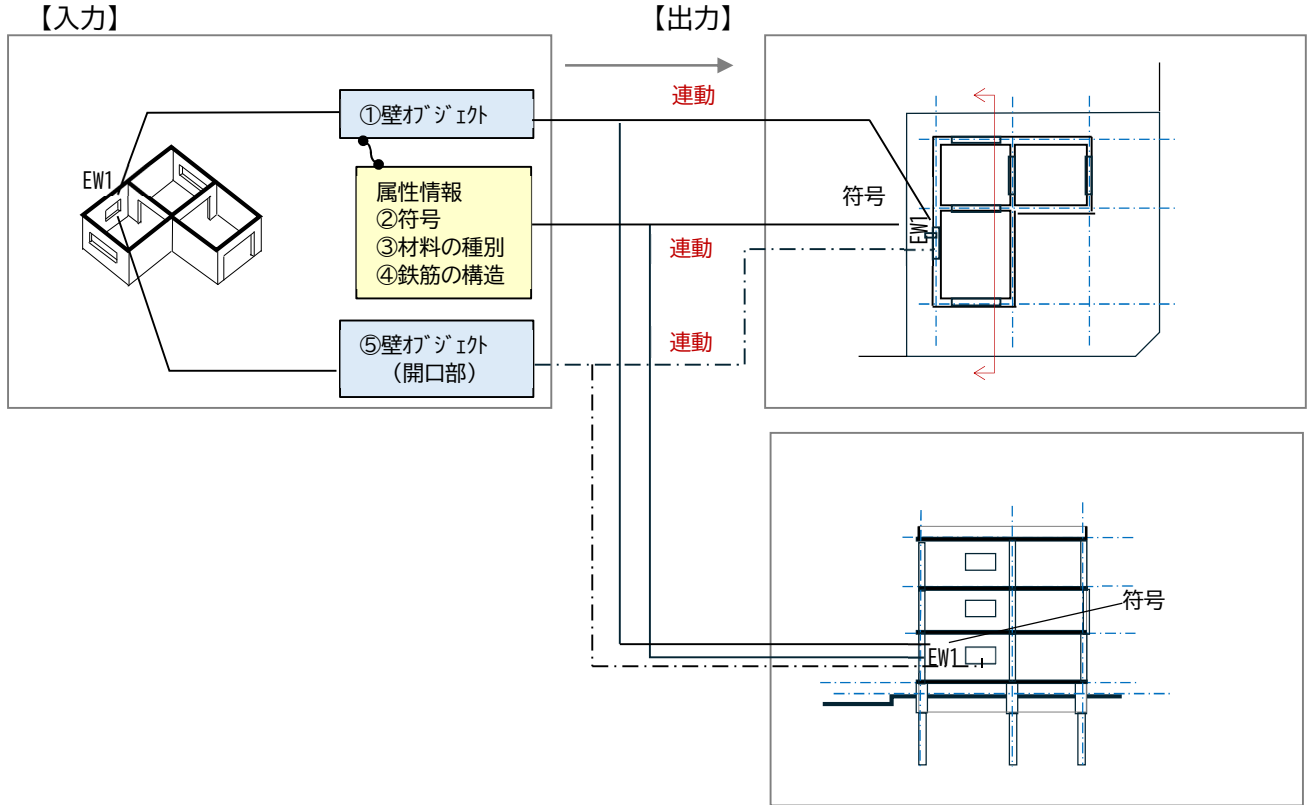
- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ⑤開口部の位置及び形状

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「耐力壁の開口部の位置（耐力壁の開口部の有無及び配置）及び形状（耐力壁の開口部の外形）」は、壁/ドア/窓オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ■入力と出力のイメージ



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・壁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・コンクリートの種別及び強度 ・鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・同上	・鉄筋の配置、径及び本数	—
⑤開口部の位置及び形状	・壁/ドア/窓オブジェクト	—	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて耐力壁を表現する	・複数の図書（図面又は図）において耐力壁の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
②符号	・符号を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・鉄筋の構造の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて耐力壁の開口部を表現する	・複数の図書(図面又は図)において耐力壁の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・耐力壁の位置(耐力壁の有無及び位置) ・耐力壁の形状(耐力壁の形状及び厚さ)
②符号	・耐力壁の符号
③材料の種別	・耐力壁のコンクリートの種別及び強度 ・耐力壁の鉄筋の種別及び強度
④鉄筋の構造	・耐力壁の鉄筋の配置、径及び本数
⑤開口部の位置及び形状	・耐力壁の開口部の位置(耐力壁の開口部の有無及び配置) ・耐力壁の開口部の形状(耐力壁の開口部の外形)

## RC-007 非耐力壁

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

- [分野間1] 非耐力壁の位置（非耐力壁の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の形状及び厚さ）は、単一の壁オブジェクトに入力し、表示する。
- [分野間2] 非耐力壁の位置（非耐力壁の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の形状及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】【意-007①】又は以下の【RC-007①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。
- [分野内] 非耐力壁の位置（非耐力壁の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の形状及び厚さ）は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

- [分野内] 非耐力壁の符号は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

- [分野内] 非耐力壁の材料の種別（非耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度））は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

- [分野内] 非耐力壁の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状>

##### ⑤開口部の位置及び形状

- [分野内] 非耐力壁の開口部の位置（非耐力壁の開口部の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の開口部の外形）は、壁/ドア/窓オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ⑥構造スリットの位置

- [分野内] 構造スリットの位置（構造スリットの有無及び配置）は、壁/ドア/窓のオブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### [分野間1] [分野間2]

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「非耐力壁の位置（非耐力壁の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の形状及び厚さ）」は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「非耐力壁の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「非耐力壁の材料の種別（非耐力壁の使用材料（コンクリートの種別及び強度、鉄筋の種別及び強度）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④鉄筋の構造

###### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「非耐力壁の鉄筋の構造（鉄筋の配置、径及び本数）」は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ⑤開口部の位置及び形状

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「非耐力壁の開口部の位置（非耐力壁の開口部の有無及び配置）及び形状（非耐力壁の開口部の外形）」は、壁/ドア/窓オブジェクトを用いて入力し、表示する。

### ⑥構造スリットの位置

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「構造スリットの位置（構造スリットの有無及び配置）」は、壁/ドア/窓オブジェクトを用いて入力し、表示する。

## （2）使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・壁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・コンクリートの種別及び強度 ・鉄筋の種別及び強度	—
④鉄筋の構造	・同上	・鉄筋の配置、径及び本数	—
⑤開口部の位置及び形状	・壁/ドア/窓オブジェクト	—	—
⑥構造スリットの位置	・壁/ドア/窓オブジェクト	—	—

## （3）禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて非耐力壁を表現する	・複数の図書（図面又は図）において非耐力壁の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブ

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
			ジェクトから行うこと
④鉄筋の構造	・鉄筋の構造を、当該壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・鉄筋の構造の表記を、当該壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において鉄筋の構造が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて非耐力壁の開口部を表現する	・複数の図書（図面又は図）において非耐力壁の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
⑥構造スリットの位置	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて構造スリットを表現する	・複数の図書（図面又は図）において構造スリットの位置が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・非耐力壁の位置（非耐力壁の有無及び位置） ・非耐力壁の形状（非耐力壁の形状及び厚さ）
②符号	・非耐力壁の符号
③材料の種別	・非耐力壁のコンクリートの種別及び強度 ・非耐力壁の鉄筋の種別及び強度
④鉄筋の構造	・非耐力壁の鉄筋の配置、径及び本数
⑤開口部の位置及び形状	・非耐力壁の開口部の位置（非耐力壁の開口部の有無及び配置） ・非耐力壁の開口部の形状（非耐力壁の開口部の外形）
⑥構造スリットの位置	・構造スリットの有無及び配置

## S-001 柱

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、単一の柱オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】又は以下の【S-001①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

【分野内】 柱の継手の位置（継手の配置）及び形状は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ③符号

【分野内】 柱の符号は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 柱の材料の種別（柱の使用材料（鉄骨の種別及び強度））は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

【分野内】 柱の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑥柱脚の構造方法

【分野内】 柱脚の構造方法（柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚又は埋込み形式柱脚））は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「柱の位置（柱（間柱含む）の配置）及び形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）」は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「柱の継手の位置（継手の配置）及び形状」は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ③符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ④材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の材料の種別（柱の使用材料（鉄骨の種別及び強度）」）は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ⑤継手及び仕口の構造方法

### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ⑥柱脚の構造方法

### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱脚の構造方法（柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚又は埋込み形式柱脚）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## （2）使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・柱オブジェクト	—	—
②継手の位置及び形状	・同上	—	—
③符号	・同上	・符号	—
④材料の種別	・同上	・鉄骨の種別及び強度	—
⑤継手及び仕口の構造方法	・同上	・柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚又は埋込み形式柱脚）	—
⑥柱脚の構造方法	・同上	・柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚又は埋込み形式柱脚）	—

## （3）禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて柱を表現する	・複数の図書（図面又は図）において柱の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②継手の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて継手を表現する	・複数の図書（図面又は図）において継手の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
③符号	・符号を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
④材料の種別	・材料の種別を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
④材料の種別	・材料の種別の表示を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤継手及び仕口の構造方法	・継手及び仕口の構造方法を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・継手及び仕口の構造方法の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑥柱脚の構造方法	・柱脚の構造方法を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において柱脚の構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・柱脚の構造方法の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において柱脚の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・柱（間柱含む）の位置 ・柱の形状（柱の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ
②継手の位置及び形状	・柱の継手の位置（継手の配置） ・柱の継手の形状
③符号	・柱の符号
④材料の種別	・柱の使用材料（鉄骨の種別及び強度）
⑤継手及び仕口の構造方法	・柱の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）
⑥柱脚の構造方法	・柱脚の工法（露出形式柱脚、根巻形式柱脚又は埋込み形式柱脚）

## S-002 大ばり

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 大ばりの位置（大ばりの配置）及び形状（大ばりの断面形状（H形等）、せい、幅及び厚さ）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

【分野内】 大ばりの継手の位置（継手の配置）及び形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ③符号

【分野内】 大ばりの符号は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 大ばりの材料の種別（大ばりの使用材料（鉄骨の種別及び強度））は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

【分野内】 大ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑥端部接合方法

【分野内】 大ばりの端部接合方法（剛接合又はピン接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状>

##### ⑦横補剛材の位置及び形状

【分野内】 大ばりの横補剛材（方づえ等）の位置（横補剛材の配置）及び形状（横補剛材の断面形状（山形鋼等）、せい、幅及び厚さ）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「大ばりの位置（大ばりの配置）及び形状（大ばりの断面形状（H形等）、せい、幅及び厚さ）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「大ばりの継手の位置（継手の配置）及び形状」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ③符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ④材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの材料の種別（大ばりの使用材料（鉄骨の種別及び強度）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ⑤継手及び仕口の構造方法

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ⑥端部接合方法

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの端部接合方法（剛接合又はピン接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ⑦横補剛材の位置及び形状

#### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「大ばりの横補剛材（方づえ等）の位置（横補剛材の配置）及び形状（横補剛材の断面形状（山形鋼等）、せい、幅及び厚さ）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

## （２）使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・梁オブジェクト	－	－
②継手の位置及び形状	・同上	－	－
③符号	・同上	・符号	－
④材料の種別	・同上	・使用材料（鉄骨の種別 及び強度）	－
⑤継手及び仕口の構造方法	・同上	・継手及び仕口の構造方法 （高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）	－
⑥端部接合方法	・同上	・端部接合方法（剛接合 又はピン接合）	－
⑦横補剛材の位置及び形状	・同上	－	－

## （３）禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて大 ばりを表現する	・複数の図書（図面又は 図）において大ばりの位 置及び形状が整合しな くなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
②継手の位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて継 手を表現する	・複数の図書（図面又は 図）において継手の位 置及び形状が整合しな くなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
③符号	・符号を、当該梁オブ ジェクトの属性情報に連 動しない文字・数値を用 いて表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が 整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
	・符号の表記を、当該梁 オブジェクトではなく、別 のオブジェクトから行 う	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が 整合しなくなるため	

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
④材料の種別	・材料の種別を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表示を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑤継手及び仕口の構造方法	・継手及び仕口の構造方法を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・継手及び仕口の構造方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑥端部接合方法	・大ばりの端部接合方法を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において大ばりの端部接合方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・大ばりの端部接合方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において大ばりの端部接合方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑦横補剛材の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて横補剛材(を表現する	・複数の図書(図面又は図)において横補剛材の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・大ばりの位置 ・大ばりの形状(大ばりの断面形状(H形等)、せい、幅及び厚さ)
②継手の位置及び形状	・大ばりの継手の位置 ・大ばりの継手の形状
③符号	・大ばりの符号
④材料の種別	・大ばりの使用材料(鉄骨の種別及び強度)
⑤継手及び仕口の構造方法	・大ばりの継手及び仕口の構造方法(高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合)
⑥端部接合方法	・大ばりの端部接合方法(剛接合又はピン接合)
⑦横補剛材の位置及び形状	・大ばりの横補剛材(方づえ等)の位置(横補剛材の配置) ・大ばりの横補剛材(方づえ等)の形状(横補剛材の断面形状(山形鋼等)、せい、幅及び厚さ)

## S-003 小ばり

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 小ばりの位置（小ばりの配置）及び形状（小ばりの断面形状（H形等）、せい、幅及び厚さ）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

【分野内】 小ばりの継手の位置（継手の配置）及び形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ③符号

【分野内】 小ばりの符号は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 小ばりの材料の種別（小ばりの使用材料（鉄骨の種別及び強度））は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

【分野内】 小ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑥端部接合方法

【分野内】 小ばりの端部接合方法（剛接合又はピン接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「小ばりの位置（小ばりの配置）及び形状（小ばりの断面形状（H形等）、せい、幅及び厚さ）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「小ばりの継手の位置（継手の配置）及び形状」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ③符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ④材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの材料の種別（小ばりの使用材料（鉄骨の種別及び強度））」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ⑥端部接合方法

### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの端部接合方法（剛接合又はピン接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## （２）使用するオブジェクト、機能等

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・梁オブジェクト	－	－
②継手の位置及び形状	・同上	－	－
③符号	・同上	・符号	－
④材料の種別	・同上	・使用材料（鉄骨の種別 及び強度）	－
⑤継手及び仕口の構造方法	・同上	・継手及び仕口の構造方法 (高力ボルト、ボルト 又は溶接等の接合)	－
⑥端部接合方法	・同上	・端部接合方法（剛接合 又はピン接合）	－

## （３）禁止されている入出力方法の例

### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて小 ばりを表現する	・複数の図書（図面又は 図）において小ばりの位 置及び形状が整合しな くなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
②継手の位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて継 手を表現する	・複数の図書（図面又は 図）において継手の位 置及び形状が整合しな くなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
③符号	・符号を、当該梁オブ ジェクトの属性情報に連 動しない文字・数値を用 いて表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が 整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
	・符号の表記を、当該 梁オブジェクトではなく、 別のオブジェクトから 行う	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が 整合しなくなるため	・形状の表示、又は属 性情報やBIMの機能に よる算出・計算結果の 表記を、同一でない オブジェクトから行う こと
④材料の種別	・材料の種別を、当該 梁オブジェクトの属性 情報に連動しない文字・ 数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において材料の 種別が整合しなくなる ため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
④材料の種別	・材料の種別の表示を、 当該梁オブジェクトで はなく、別のオブジェ クトから行う	・複数の図書（図面又は 図表）において材料の 種別が整合しなくなる ため	・形状の表示、又は属 性情報やBIMの機能に よる算出・計算結果の 表記を、同一でない オブジェクトから行う こと

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
⑤継手及び仕口の構造方法	・継手及び仕口の構造方法を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・継手及び仕口の構造方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑥端部接合方法	・小ばりの端部接合方法を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において小ばりの端部接合方法を、が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・小ばりの端部接合方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において小ばりの端部接合方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・小ばりの位置 ・小ばりの形状(小ばりの断面形状(H形等)、せい、幅及び厚さ)
②継手の位置及び形状	・小ばりの継手の位置 ・小ばりの継手の形状
③符号	・小ばりの符号
④材料の種別	・小ばりの使用材料(鉄骨の種別及び強度)
⑤継手及び仕口の構造方法	・小ばりの継手及び仕口の構造方法(高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合)
⑥端部接合方法	・小ばりの端部接合方法(剛接合又はピン接合)

## S-004 斜材

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 斜材の位置（斜材の有無及び配置（K型、V型又はX型等））及び形状（斜材の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

【分野内】 斜材の継手の位置（継手の配置）及び形状は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ③符号

【分野内】 斜材の符号は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④材料の種別

【分野内】 斜材の材料の種別（斜材の使用材料（鉄骨の種別及び強度））は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

【分野内】 斜材の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑥端部接合方法

【分野内】 斜材の端部接合方法（剛接合又はピン接合）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「斜材の位置（斜材の有無及び配置（K型、V型又はX型等））及び形状（斜材の外形（H形、円形又は矩形）、せい、幅、径及び厚さ）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②継手の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「斜材の継手の位置（継手の配置）及び形状」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ③符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「斜材の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ④材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「斜材の材料の種別（斜材の使用材料（鉄骨の種別及び強度））」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ⑤継手及び仕口の構造方法

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「斜材の継手及び仕口の構造方法（高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## ⑥端部接合方法

### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「斜材の端部接合方法（剛接合又はピン接合）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### （２）使用するオブジェクト、機能等

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・梁オブジェクト	－	－
②継手の位置及び形状	・同上	－	－
③符号	・同上	・符号	－
④材料の種別	・同上	・使用材料（鉄骨の種別 及び強度）	－
⑤継手及び仕口の構造方 法	・同上	・継手及び仕口の構造方 法（高力ボルト、ボルト 又は溶接等の接合）	－
⑥端部接合方法	・同上	・端部接合方法（剛接合 又はピン接合）	－

### （３）禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない ２次元の線を用いて斜 材を表現する	・複数の図書（図面又は 図）において斜材の位置 及び形状が整合しなく なるため	・BIMデータと連動しない ２次元加筆により表現 すること
②継手の位置及び形状	・BIMデータと連動しない ２次元の線を用いて継 手を表現する	・複数の図書（図面又は 図）において継手の位置 及び形状が整合しなく なるため	・BIMデータと連動しない ２次元加筆により表現 すること
③符号	・符号を、当該梁オブジ ェクトの属性情報に連動 しない文字・数値を用い て表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が整 合しなくなるため	・BIMデータと連動しない ２次元加筆により表現 すること
	・符号の表記を、当該梁 オブジェクトではなく、別 のオブジェクトから行 う	・複数の図書（図面又は 図表）において符号が整 合しなくなるため	
④材料の種別	・材料の種別を、当該梁 オブジェクトの属性情報 に連動しない文字・数値 を用いて表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において材料の種 別が整合しなくなるた め	・BIMデータと連動しない ２次元加筆により表現 すること
	・材料の種別の表示を、 当該梁オブジェクトでは なく、別のオブジェク トから行う	・複数の図書（図面又は 図表）において材料の種 別が整合しなくなるた め	
⑤継手及び仕口の構造方 法	・継手及び仕口の構造方 法を、当該梁オブジェ クトの属性情報に連動し ない文字・数値を用いて 表記する	・複数の図書（図面又は 図表）において継手及び 仕口の構造方法が整合 しなくなるため	・BIMデータと連動しない ２次元加筆により表現 すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
⑤継手及び仕口の構造方法	・継手及び仕口の構造方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において継手及び仕口の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
⑥端部接合方法	・斜材脚の構造方法を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において斜材の構造方法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・斜材脚の構造方法の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において斜材の構造方法が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・斜材の位置(K型、V型又はX型等) ・斜材の形状(斜材の断面形状(H形等)、せい、幅及び厚さ)
②継手の位置及び形状	・斜材の継手の位置 ・斜材の継手の形状
③符号	・斜材の符号
④材料の種別	・斜材の使用材料(鉄骨の種別及び強度)
⑤継手及び仕口の構造方法	・斜材の継手及び仕口の構造方法(高力ボルト、ボルト又は溶接等の接合)
⑥端部接合方法	・斜材の端部接合方法(剛接合又はピン接合)

# W共通-001 土台

## 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	土台の位置（土台の配置）及び形状（土台の断面形状（矩形）、せい及び幅）は、土台/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	土台の符号は、土台/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	土台の使用材料（木材の材種）は、土台/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「土台の位置（土台の配置）及び形状（土台の断面形状（矩形）、せい及び幅）」は、土台/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ②符号

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「土台の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、土台/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

#### ③材料の種別

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「土台の使用材料（木材の材種）」は、土台/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-002 大ばり」を参照。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### 【分野内】

- 下表を参照。

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・土台/梁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・土台の符号	—
③材料の種別	・同上	・木材の材種	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて土台を表現する	・複数の図書(図面又は図)において土台の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該土台/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該土台/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該土台/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表示を、当該土台/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・土台の位置(土台の配置) ・土台の形状(土台の断面形状(矩形)、せい及び幅)
②符号	・土台の符号
③材料の種別	・土台の木材の材種

## W共通-002 床版

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

※「汎用的なオブジェクト」とは、特定の種別（名称）に分類することができないオブジェクトをいう。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 床版の符号は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 床版の使用材料（床版の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状>

##### ④開口部の位置及び形状

【分野内】 開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（床開口部の外形）は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）」は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の材料の種別（床版の使用材料（床版の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）」は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④開口部の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床版の開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（床開口部の外形）」は、床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-004 床版(デッキ床含む)」を参照。

## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### 【分野内】

- ・ 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・床オブジェクト又は汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・床版の材料種別及び厚さ ・釘の種類及び釘打ち間隔	—
④開口部の位置及び形状	・同上	—	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて床版を表現する	・複数の図書（図面又は図）において床版の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
③材料の種別	・材料の種別の表記を、当該床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて床版の開口部を表現する	・複数の図書（図面又は図）において床版の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
① 位置及び形状	・床版の位置 ・床版の形状
② 符号	・床版の符号
③ 材料の種別	・床版の材料種別及び厚さ ・床版の釘の種類及び釘打ち間隔
④ 開口部の位置及び形状	・床版の開口部の位置 (床開口部の有無及び配置) ・床版の開口部の形状 (床開口部の外形)

## W共通-003 耐力壁（面材）

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置）、形状（耐力壁（面材）の形状（矩形）、幅、高さ及び厚さ）は、単一の耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置）、形状（耐力壁（面材）の形状（矩形）、幅、高さ及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】【意-007①】又は以下の【W共通-003①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置）、形状（耐力壁（面材）の形状（矩形）、幅、高さ及び厚さ）は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 耐力壁（面材）の符号は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 耐力壁（面材）の使用材料（耐力壁（面材）の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置）、形状（耐力壁（面材）の形状（矩形）、幅、高さ及び厚さ）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁（面材）の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁（面材）の材料の種別（耐力壁（面材）の使用材料（耐力壁（面材）の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-006 耐力壁」を参照。

## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
① 位置及び形状	・耐力壁/壁オブジェクト 又は汎用的なオブジェクト	—	—
② 符号	・同上	・耐力壁（面材）の符号	—
③ 材料の種別	・同上	・耐力壁（面材）の材料種別及び厚さ ・釘の種別及び釘打ち間隔	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて耐力壁（面材）を表現する	・複数の図書（図面又は図）において耐力壁（面材）の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
① 位置及び形状	・耐力壁（面材）の位置（耐力壁（面材）の配置） ・耐力壁（面材）の形状（(矩形)、幅、高さ及び厚さ）
② 符号	・耐力壁（面材）の符号
③ 材料の種別	・耐力壁（面材）の材料種別及び厚さ ・耐力壁（面材）の釘の種別及び釘打ち間隔

## W共通-004 耐力壁（筋かい）

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 耐力壁（筋かい）の位置（耐力壁（筋かい）の配置）及び形状（耐力壁（筋かい）の形状（矩形）、幅及び高さ）は、単一の耐力壁/壁オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 耐力壁（筋かい）の位置（耐力壁（筋かい）の配置）、形状（耐力壁（筋かい）の形状（矩形）、幅及び高さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】【意-007①】又は以下の【W共通-004①【分野内】】を満たすBIMデータ」から書き出したIFCデータを用いて、表示する。

【分野内】 耐力壁（筋かい）の位置（耐力壁（筋かい）の配置）、形状（耐力壁（筋かい）の形状（矩形）、幅及び高さ）は、耐力壁/壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 耐力壁（筋かい）の符号は、耐力壁/壁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 耐力壁（筋かい）の使用材料（耐力壁（筋かい）の等級及び厚さ、金物の種別）は、耐力壁/壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「耐力壁（筋かい）の位置（耐力壁（筋かい）の配置）、形状（耐力壁（筋かい）の形状（矩形）、幅、及び高さ）」は、耐力壁/壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁（筋かい）の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、耐力壁/壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「耐力壁（筋かい）の材料の種別（耐力壁（筋かい）の使用材料（耐力壁（筋かい）の等級及び厚さ、金物の種別）」は、耐力壁/壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-006 耐力壁」を参照。

□

## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### [分野内]

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・耐力壁/壁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・耐力壁（筋かい）の等級及び厚さ ・耐力壁（筋かい）の金物の種別	—

## (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて耐力壁（筋かい）を表現する	・複数の図書（図面又は図）において耐力壁（筋かい）の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該耐力壁/壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該耐力壁/壁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・耐力壁（筋かい）の位置（耐力壁（筋かい）の配置） ・耐力壁（筋かい）の形状（耐力壁（筋かい）の形状（矩形）、幅、及び高さ）
②符号	・耐力壁（筋かい）の符号
③材料の種別	・耐力壁（筋かい）の等級及び厚さ ・耐力壁（筋かい）の金物の種別

## W共通-005 準耐力壁等（面材）

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 準耐力壁等（面材）の位置（準耐力壁等（面材）の配置）及び形状（準耐力壁等（面材）の形状、幅、高さ及び厚さ）は、単一の壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 準耐力壁等（面材）の位置（準耐力壁等（面材）の配置）、形状（準耐力壁等（面材）の形状、幅、高さ及び厚さ）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】【意-007①】又は以下の【W共通-005①【分野内】】を満たす BIM データ」から書き出した IFC データを用いて、表示する。

【分野内】 準耐力壁等（面材）の位置（準耐力壁等（面材）の配置）、形状（準耐力壁等（面材）の形状、幅、高さ及び厚さ）は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 準耐力壁等（面材）の符号は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 準耐力壁等（面材）の使用材料（準耐力壁等（面材）の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状（準耐力壁等（面材）の開口部）>

##### ④開口部の位置及び形状

【分野内】 開口部の位置（準耐力壁等（面材）の開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（準耐力壁等（面材）の開口部の外形）は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「準耐力壁等（面材）の位置（準耐力壁等（面材）の配置）、形状（準耐力壁等（面材）の形状、幅、高さ及び厚さ）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「準耐力壁等（面材）の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「準耐力壁等（面材）の材料の種別（準耐力壁等（面材）の使用材料（準耐力壁等（面材）の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ④開口部の位置及び形状

##### [分野内]

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「準耐力壁等（面材）の開口部の位置（準耐力壁等（面材）の開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（準耐力壁等（面材）の開口部の外形）」は、耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-006 耐力壁」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### [分野内]

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・準耐力壁等（面材）の材料種別及び厚さ ・準耐力壁等（面材）の釘の種別及び釘打ち間隔	—
④開口部の位置及び形状	・同上	—	—

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて準耐力壁等（面材）を表現する	・複数の図書（図面又は図）において準耐力壁等（面材）の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
③材料の種別	・材料の種別の表記を、当該耐力壁/壁オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
④開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて準耐力壁等(面材)の開口部を表現する	・複数の図書(図面又は図)において準耐力壁等(面材)の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準耐力壁等(面材)の位置(準耐力壁等(面材)の配置)</li> <li>・準耐力壁等(面材)の形状(準耐力壁等(面材)の形状、幅、高さ、及び厚さ)</li> </ul>
②符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準耐力壁等(面材)の符号</li> </ul>
③材料の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準耐力壁等(面材)の材料種別及び厚さ</li> <li>・準耐力壁等(面材)の釘の種別及び釘打ち間隔</li> </ul>
④開口部の位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準耐力壁等(面材)の位置(準耐力壁等(面材)の開口部の有無及び配置)</li> <li>・準耐力壁等(面材)の開口部の形状(準耐力壁等(面材)の開口部の外形)</li> </ul>

## W共通-006 アンカーボルト

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	アンカーボルトの位置（アンカーボルトの配置）及び形状（アンカーボルトの径及び長さ）は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	アンカーボルトの符号は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	アンカーボルトの使用材料（アンカーボルトの径、材質及び埋め込み長さ）は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「アンカーボルトの位置（アンカーボルトの配置）及び形状（アンカーボルトの径及び長さ）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「アンカーボルトの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「アンカーボルトの材料の種別（アンカーボルトの使用材料（アンカーボルトの径、材質及び埋め込み長さ）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・アンカーボルトの径 ・アンカーボルトの材質 ・アンカーボルトの埋め込み長さ	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いてアンカーボルトを表現する	・複数の図書(図面又は図)においてアンカーボルトの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・アンカーボルトの位置 ・アンカーボルトの形状(アンカーボルトの径及び長さ)
②符号	・アンカーボルトの符号
③材料の種別	・アンカーボルトの径 ・アンカーボルトの材質 ・アンカーボルトの埋め込み長さ

# W共通-007 金物

## 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	金物の位置（金物の配置）及び形状（金物の形状）は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	金物の符号は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	金物の使用材料（接合部の品質及び種類）は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「金物の位置（金物の配置）及び形状（金物の形状）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ②符号

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「金物の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

#### ③材料の種別

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「金物の材料の種別（金物の使用材料（接合部の品質及び種類）」は、金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・接合部の品質及び種類	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて金物を表現する	・複数の図書(図面又は図)において金物の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該金物オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・金物の位置 ・金物の形状
②符号	・金物の符号
③材料の種別	・金物の接合部の品質及び種類

## W共通-008 屋根版

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野内】 屋根版の位置（屋根版の有無及び配置）及び形状（屋根版の形状及び厚さ）は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 屋根版の符号は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 屋根版の使用材料（屋根版の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### <形状（屋根版の開口部）>

##### ④開口部の位置及び形状

【分野内】 開口部の位置（屋根開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（屋根開口部の外形）は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「屋根版の位置（屋根版の有無及び配置）及び形状（屋根版の形状及び厚さ）」は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「屋根版の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「屋根版の材料の種別（屋根版の使用材料（屋根版の材料種別及び厚さ、釘の種別及び釘打ち間隔）」は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④開口部の位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「屋根版の開口部の位置（屋根開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（屋根開口部の外形）」は、屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-004 床版(デッキ床含む)」を参照。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・屋根/床オブジェクト 又は汎用的なオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・屋根版の材料種別及び 厚さ ・屋根版の釘の種別及び 釘打ち間隔	—
④開口部の位置及び形状	・屋根/床オブジェクト 又は汎用的なオブジェクト	—	—

(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて屋根版を表現する	・複数の図書（図面又は図）において屋根版の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該屋根/床オブジェクト又は汎用的なオブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	
④開口部の位置及び形状	・BIMデータと連動しない 2次元の線を用いて屋根版の開口部を表現する	・複数の図書（図面又は図）において屋根版の開口部の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現すること

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・屋根版の位置（屋根版の有無及び位置） ・屋根版の形状（屋根版の形状及び厚さ）
②符号	・屋根版の符号
③材料の種別	・屋根版の材料種別及び厚さ ・屋根版の釘の種別及び釘打ち間隔
④開口部の位置及び形状	・屋根版の開口部の位置（床開口部の有無及び配置） ・屋根版の開口部の形状（床開口部の外形）

## W軸組-001 柱

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形又は矩形等）、せい及び幅又は径）は、単一の柱オブジェクトに入力し、表示する。

【分野間2】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形又は矩形等）、せい及び幅又は径）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】又は以下の【W軸組-001①【分野内】】を満たす BIM データ」から書き出した IFC データを用いて、表示する。

【分野内】 柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形又は矩形等）、せい及び幅又は径）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### <属性>

##### ②符号

【分野内】 柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。

##### ③材料の種別

【分野内】 柱の使用材料（木材の材種及び強度）は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④柱の種別

【分野内】 柱の種別（通し柱又は管柱などの別）は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野間1】【分野間2】

「3-2-1-1 意匠-構造分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「柱の位置（柱の配置）及び形状（柱の形状（円形又は矩形等）、せい及び幅又は径）」は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の材料の種別（柱の使用材料（木材の材種及び強度）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

##### ④柱の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「柱の種別（通し柱又は管柱などの別）」は、柱オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-001 柱」を参照。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・柱オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・木材の材種及び強度	—
④柱の種別	・同上	・通し柱又は管柱などの別	—

(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて柱を表現する	・複数の図書(図面又は図)において柱の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	
④柱の種別	・柱の種別を、当該柱オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において柱の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・柱の種別の表記を、当該柱オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において柱の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・柱の位置（柱の有無及び配置） ・柱の形状（柱の形状及び厚さ）
②符号	・柱の符号
③材料の種別	・柱の木材の材種及び強度
④柱の種別	・通し柱又は管柱などの別

## W軸組-002 大ばり

### 1. 入出力基準

<p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <p>【分野内】 大ばりの位置（大ばりの配置）及び形状（大ばりの形状（矩形）、せい及び幅）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。</p> <p>&lt;属性&gt;</p> <p>②符号</p> <p>【分野内】 大ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。</p> <p>③材料の種別</p> <p>【分野内】 大ばりの使用材料（木材の材種及び強度）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。</p>
--

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「大ばりの位置（大ばりの配置）及び形状（大ばりの形状（矩形）、せい及び幅）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「大ばりの材料の種別（大ばりの使用材料（木材の材種及び強度）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

- 「RC-002 大ばり」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・大ばりオブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・木材の材種及び強度	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて大ばりを表現する	・複数の図書(図面又は図)において大ばりの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・大ばりの位置(大ばりの有無及び配置) ・大ばりの形状(大ばりの形状(矩形)、せい及び幅)
②符号	・大ばりの符号
③材料の種別	・大ばりの木材の材種及び強度

## W軸組-003 小ばり

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	小ばりの位置（小ばりの配置）及び形状（小ばりの形状（矩形）、せい及び幅）は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	小ばりの符号は、梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	小ばりの使用材料（木材の材種及び強度）は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「小ばりの位置（小ばりの配置）及び形状（小ばりの形状（矩形）、せい及び幅）」は、梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小ばりの材料の種別（小ばりの使用材料（木材の材種及び強度）」は、梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・ 梁オブジェクト	—	—
②符号	・ 同上	・ 符号	—
③材料の種別	・ 同上	・ 木材の材種及び強度	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて小ばりを表現する	・複数の図書(図面又は図)において小ばりの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・小ばりの位置(小ばりの有無及び配置) ・小ばりの形状(小ばりの形状(矩形)、せい及び幅)
②符号	・小ばりの符号
③材料の種別	・小ばりの木材の材種及び強度

## W軸組-004 火打ち材

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	火打ち材の位置（火打ち材の配置）及び形状（火打ち材の形状（矩形）、せい及び幅）は、火打ち/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	火打ち材の符号は、火打ち/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	火打ち材の使用材料（木製又は鋼製）は、火打ち/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「火打ち材の位置（火打ち材の配置）及び形状（火打ち材の形状（矩形）、せい及び幅）」は、火打ち/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「火打ち材の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、火打ち/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「火打ち材の材料の種別（火打ち材の使用材料（木製又は鋼製）」は、火打ち/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・火打ち/梁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・火打ち材の使用材料 (木製又は鋼製)	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて火打ち材を表現する	・複数の図書(図面又は図)において火打ち材の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該火打ち/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・符号の表記を、当該火打ち/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	
③材料の種別	・材料の種別を、当該火打ち/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること  ・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・材料の種別の表記を、当該火打ち/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・火打ち材の位置(火打ち材の有無及び配置) ・火打ち材の形状(火打ち材の形状(矩形)、せい及び幅)
②符号	・火打ち材の符号
③材料の種別	・火打ち材の使用材料(木製、鋼製の別)

## W軸組-005 小屋組

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	小屋組の位置（小屋組の配置）及び形状（小屋組の形状（矩形）、せい、幅）は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	小屋組の符号は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	小屋組の使用材料（木材の材種及び強度）は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「小屋組の位置（小屋組の配置）及び形状（小屋組の形状（矩形）、せい、幅）」は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小屋組の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「小屋組の材料の種別（小屋組の使用材料（木材の材種及び強度）」は、小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・小屋梁/小屋束/柱/梁 オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・木材の材種及び強度	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状  ②符号	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて小屋組を表現する	・複数の図書(図面又は図)において小屋組の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号を、当該小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該小屋梁/小屋束/柱/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・小屋組の位置(小屋組の配置) ・小屋組の形状(小屋組の形状(矩形)、せい、幅)
②符号	・小屋組の符号
③材料の種別	・小屋組の木材の材種及び強度

# W枠組-001 床根太

## 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	床根太の位置（床根太の配置）及び形状（床根太の形状（矩形等）、せい及び幅）は、根太/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	床根太の符号は、根太/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	床根太の使用材料（床根太の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）は、根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

#### ①位置及び形状

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「床根太の位置（床根太の配置）及び形状（床根太の形状（矩形等）、せい及び幅）」は、根太/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

#### ②符号

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床根太の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

#### ③材料の種別

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「床根太の材料の種別（床根太の使用材料（床根太の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）」は、根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・根太/梁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・床根太の材料種別及び厚さ ・床根太の釘の種類及び釘打ち間隔	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて根太を表現する	・複数の図書(図面又は図)において根太の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該根太/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該根太/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該根太/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該根太/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・床根太の位置(床根太の配置) ・床根太の形状(床根太の形状(矩形等)、せい及び幅)
②符号	・床根太の符号
③材料の種別	・床根太の木材の材種及び強度 ・床根太の釘の種類及び釘打ち間隔

## W枠組-002 開口部（まぐさ及びまぐさ受け）

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	まぐさ及びまぐさ受けの位置（まぐさ及びまぐさ受けの配置）、形状（まぐさ及びまぐさ受けの形状（矩形）、せい、幅及び厚さ）は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	まぐさ及びまぐさ受けの符号は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	まぐさ及びまぐさ受けの使用材料（木材の種別及び強度）は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「まぐさ及びまぐさ受けの位置（まぐさ及びまぐさ受けの配置）、形状（まぐさ及びまぐさ受けの形状（矩形）、せい、幅及び厚さ）」は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「まぐさ及びまぐさ受けの符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「まぐさ及びまぐさ受けの材料の種別（まぐさ及びまぐさ受けの使用材料（木材の種別及び強度）」は、まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・まぐさ/まぐさ受け/梁 オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・木材の種別及び強度	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いてまぐさ及びまぐさ受けを表現する	・複数の図書(図面又は図)においてまぐさ及びまぐさ受けの位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該まぐさ/まぐさ受け/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書(図面又は図表)において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・まぐさ及びまぐさ受けの位置(まぐさ及びまぐさ受けの配置) ・まぐさ及びまぐさ受けの形状(まぐさ及びまぐさ受けの形状(矩形)、せい、幅及び厚さ)
②符号	・まぐさ及びまぐさ受けの符号
③材料の種別	・まぐさ及びまぐさ受けの木材の種別及び強度

## W枠組-003 小屋組

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野内】	たるき、天井根太の位置（たるき、天井根太の配置）及び形状（たるき、天井根太の形状（矩形）、せい、幅）は、たるき/天井根太/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②符号	
【分野内】	たるき、天井根太の符号は、たるき/天井根太/梁オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。
③材料の種別	
【分野内】	たるき、天井根太の使用材料（たるき、天井根太の材料種別、たるき、天井根太に用いる釘の種別及び釘打ち間隔）は、たるき/天井根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「たるき、天井根太の位置（たるき、天井根太の配置）及び形状（たるき、天井根太の形状（矩形）、せい、幅）」は、たるき/天井根太/梁オブジェクトを用いて入力し、表示する。

##### ②符号

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「たるき、天井根太の符号（当該部材を識別するための記号又は番号）」は、たるき/天井根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 符号は、その属性情報を表記する機能（属性表記ツール）を用いて表記する。

##### ③材料の種別

###### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図表）において情報が整合する状態とするため、「たるき、天井根太の使用材料（たるき、天井根太の材料種別、たるき、天井根太に用いる釘の種別及び釘打ち間隔）」は、たるき/天井根太/梁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

###### 【分野内】

- 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①位置及び形状	・たるき/天井根太/梁オブジェクト	—	—
②符号	・同上	・符号	—
③材料の種別	・同上	・たるき、天井根太の材料種別 ・たるき、天井根太に用いる釘の種別及び釘打ち間隔	—

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いてたるき、天井根太を表現する	・複数の図書（図面又は図）においてたるき、天井根太の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
②符号	・符号を、当該たるき/天井根太/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・符号の表記を、当該たるき/天井根太/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
③材料の種別	・材料の種別を、当該たるき/天井根太/梁オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・材料の種別の表記を、当該たるき/天井根太/梁オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図表）において材料の種別が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たるき、天井根太の位置（たるき、天井根太の配置）</li> <li>・たるき、天井根太の形状（たるき、天井根太の形状及び厚さ）</li> </ul>
②符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たるき、天井根太の符号</li> </ul>
③材料の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たるき、天井根太の材料種別</li> <li>・たるき、天井根太に用いる釘の種別及び釘打ち間隔</li> </ul>

## 3-3 設備分野

### 3-3-1 共通事項

#### 1. 入出力基準

##### 共通事項

設備分野に共通する入出力基準として以下を定め、これを「3-3-2 機械設備分野の入出力基準」及び「3-3-3 電気設備分野の入出力基準」に適用する。

### 3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準

#### 1. 入出力基準

##### 【分野間1】

- ・意匠 BIM データと設備分野の図書を書き出すための BIM データ（以下「設備 BIM データ」という。）の作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- ・意匠 BIM データと設備 BIM データが同一のファイル否かに応じ、以下の[分野間1-1]又は[分野間1-2]に従い、入出力を行う。

##### 【分野間1-1】 意匠 BIM データと設備 BIM データが、同一のファイルの場合

- ・意匠 BIM データと設備 BIM データは、ファイル内の参照関係にあるものとする。
- ・単一のオブジェクトに意匠分野の形状・属性情報を入力し、設備 BIM データに表示・表記する。
- ・設備分野の図書の書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。

##### 【分野間1-2】 意匠 BIM データと設備 BIM データが、異なるファイルの場合

- ・意匠 BIM データと設備 BIM データは、ファイル間の参照関係（単方向の参照関係とし、意匠 BIM データを設備 BIM データが参照する。）にあるものとする。
- ・意匠 BIM データの意匠分野の形状・属性情報を参照し、設備 BIM データに表示・表記する。
- ・設備分野の図書の書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。

##### 【分野間2】

- ・意匠 BIM データと設備 BIM データの作成には、異なる BIM ソフトウェアを用いる。
- ・意匠分野の形状・属性情報は、3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データから書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式<sup>※1</sup>のデータ）を用いて、表示・表記する。

※1：中間ファイル形式とは、異なる BIM ソフトウェア間で BIM データを受け渡すための中立の共通ファイル形式をいう。

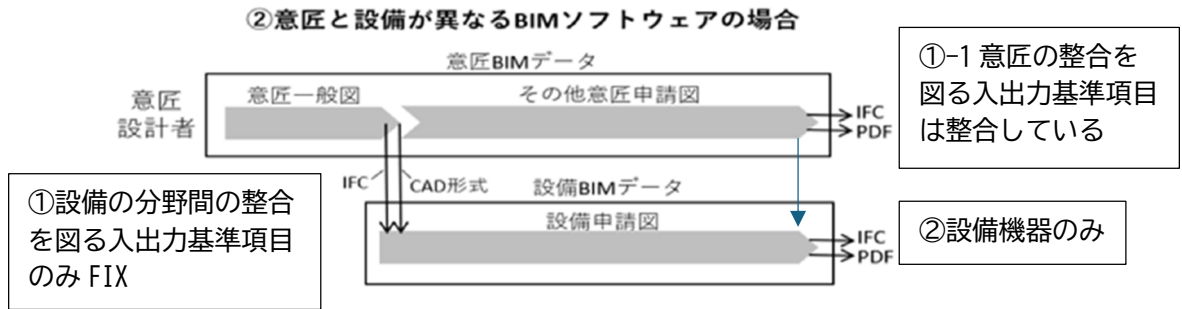
- ・具体的には以下の方法で入出力を行う。
  - ・意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データから、IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を書き出す。
  - ・当該 IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を取り込み、下図<sup>※2</sup>として用いて、設備 BIM データを作成する。
  - ・当該 IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）から取り込んだ形状・属性情報を設備 BIM データに表示・表記する。
  - ・当該 IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）のみでは設備分野の図書の図表現に不足が生じる場合は、意匠 BIM データから IFC データを書き出す際に CAD 形式のデータも書き出し、これを IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）の補完に用いることができる。
  - ・当該 IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を設備 BIM データに取り込んだ後は、意匠 BIM データの修正を行わない。

※2：「下図」とは、図面作成において、既存の図面を利用する場合に利用される図のことをいう。設備図を作成する場合、一般に意匠の平面図等の上に設備の機器や器具、ダクト・配管・ラック・配線などを配置し設備図を作成する。ここでは、その際に利用される意匠図を下図と表現している。

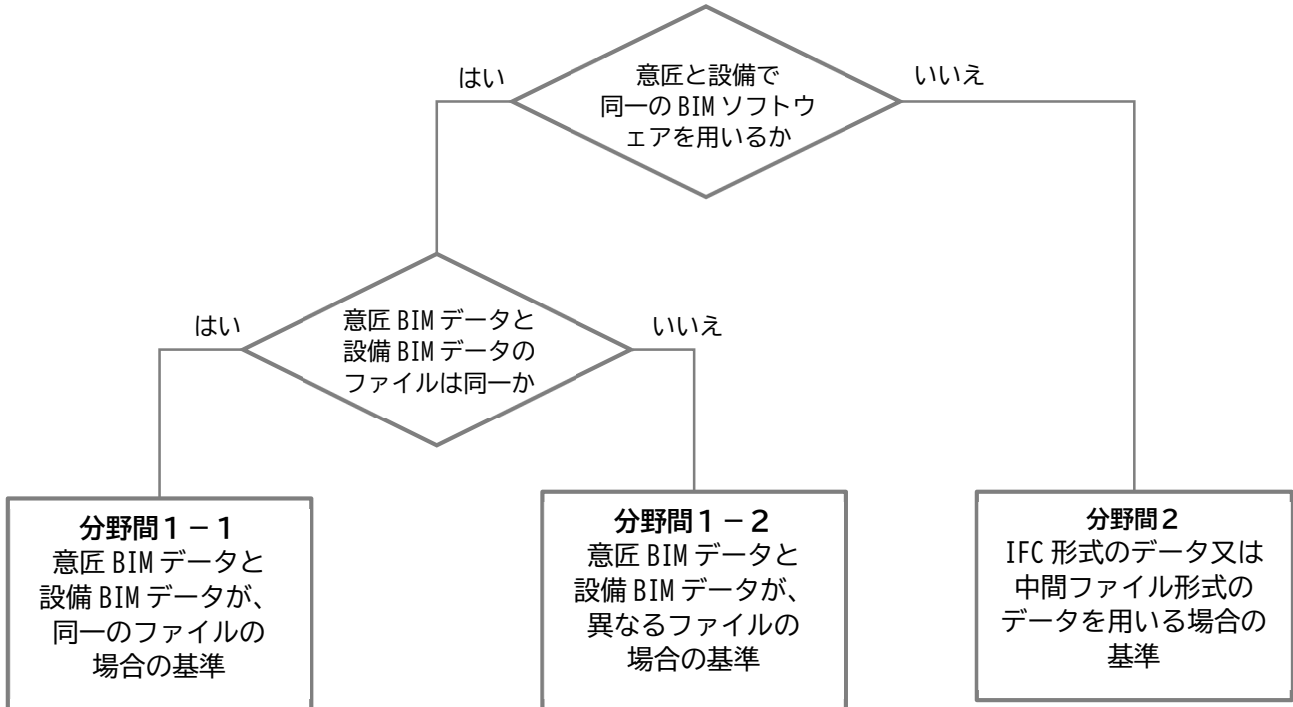
## 2. 入出力基準の解説

### 2-1. 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合を図る方法の選択

- [分野間1] [分野間2]には、設備 BIM データが意匠 BIM データの形状・属性を参照又は取り込むことで、意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合を図る方法と、方法毎の基準を定めている。
- [分野間1] [分野間2]には、意匠・設備 BIM データを作成する BIM ソフトウェアとファイルの関係性が基準として定められており、BIM ソフトウェアとファイルの関係によって選択できる方法が異なることに留意する。



### ■分野間1-1、1-2、2（意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合を図る方法）の選択のフロー



## 2-2. [分野間1-1]の解説

### (1) 解説

- 意匠 BIM データと設備 BIM データの作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- 意匠 BIM データと設備 BIM データは、同一のファイルとする。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の形状・属性情報をファイル内で参照して作成した設備 BIM データから、ファイル内で参照した意匠分野の形状・属性情報とともに、設備分野の図書を書き出す。
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、設備分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの変更・修正を行わない。
- 設備分野の図書に影響のある意匠 BIM データの変更・修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データと設備 BIM データの参照を再度行い、設備分野の図書の変更・修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、設備分野に係る意匠 BIM データの修正を行う場合も同様である。）。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

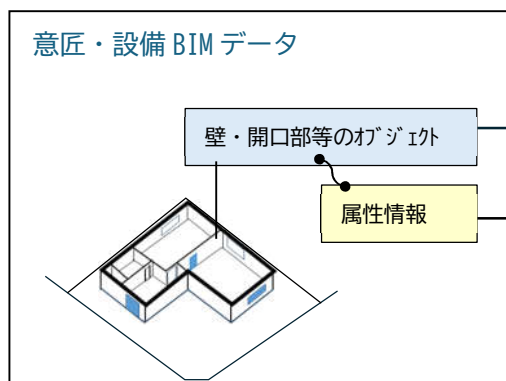
- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

### (3) 禁止されている入出力方法の例

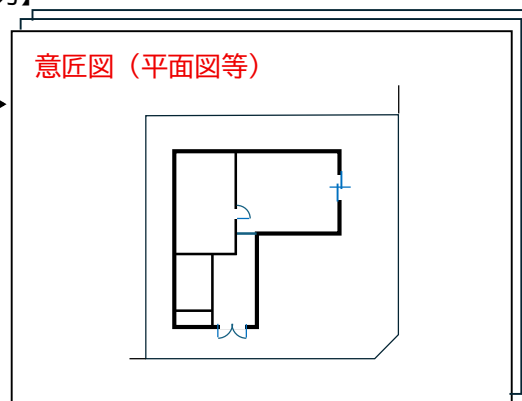
- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

## ■分野間 1-1 入力と出力のイメージ

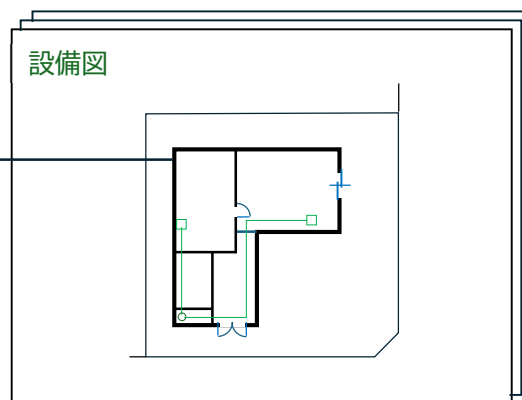
【入力】



【出力】



意匠図に含まれる形状  
情報・属性情報ととも  
に、設備図として表示



## 2-3. [分野間1 - 2]の解説

### (1) 解説

- 意匠 BIM データと設備 BIM データの作成には、同一の BIM ソフトウェアを用いる。
- 意匠 BIM データと設備 BIM データは、異なるファイルとする。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の図書の書き出しに用いる意匠 BIM データを参照して作成した設備 BIM データから、当該意匠 BIM データから参照した意匠分野の形状・属性情報とともに、設備分野の図書を書き出す。
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、設備分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの修正を行わない。
- 設備分野の図書に影響のある意匠 BIM データの変更・修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データと設備 BIM データの参照を再度、行い、設備分野の図書の修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、設備分野の図書に係る意匠 BIM データの変更・修正を行う場合も同様である。）。
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野と設備分野で共通するオブジェクトを関連付けて2つの分野に同期させ、そのオブジェクトに変更があったことを通知する機能を用いる場合は、その変更内容を確認して反映する。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

### (3) 禁止されている入出力方法の例

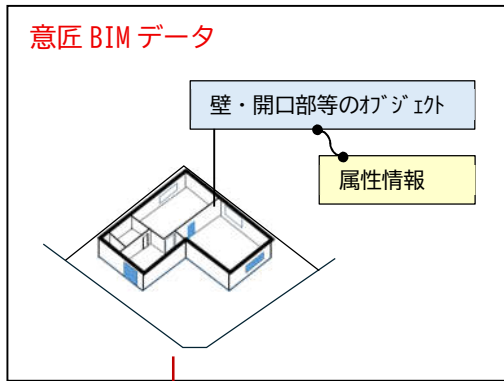
- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

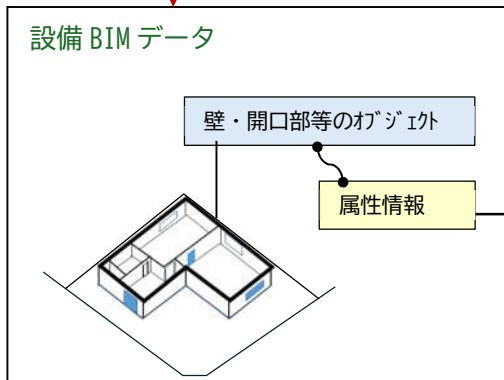
入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
<形状>に関するもの	・意匠 BIM データから参照した形状を、設備 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と設備分野の図書間で、形状が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
<属性>に関するもの	・意匠 BIM データから参照した属性情報を、設備 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と設備分野の図書間で、属性情報に基づく表記が整合しなくなるため	・属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

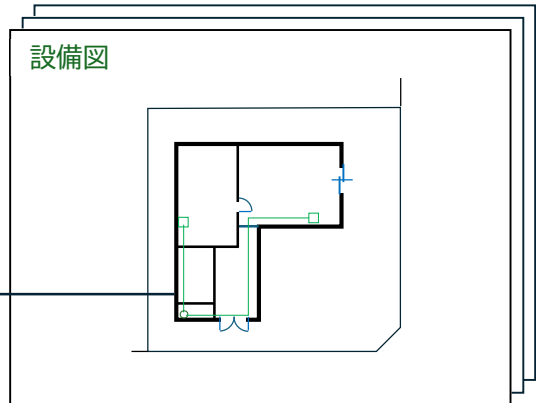
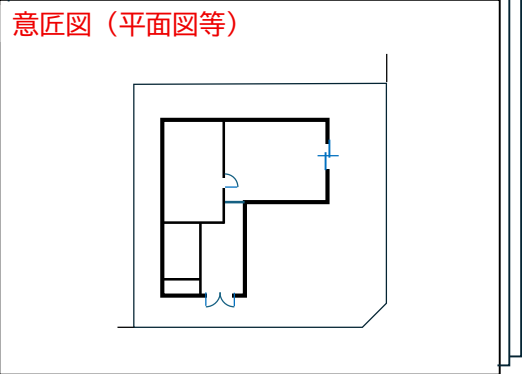
■分野間1-2 入力と出力のイメージ  
【入力】



意匠 BIM データを参照して  
設備 BIM データを作成



【出力】



意匠図に含まれる形状・属性とともに、  
設備図として表示

## 2-4. [分野間2]の解説

### (1) 解説

- 意匠 BIM データと設備 BIM データの作成には、異なる BIM ソフトウェアを用いる。
- 各基準に関する意匠分野の情報（形状・属性に関する情報）が、「3-1-1 に示す意匠分野の各基準を満たす意匠 BIM データ」に適合しているかについて、あらかじめ確認する。（確認方法の例としては、意匠分野における誓約書の記載項目の確認による方法が考えられる。）
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、意匠分野の図書の書き出しに用いる意匠 BIM データから書き出した IFC データを取り込み下図として用い、設備 BIM データを作成する。さらに設備 BIM データから、当該 IFC データから取り込んだ意匠分野の形状・属性情報とともに、設備分野の図書を書き出す。
- 意匠 BIM データから IFC データを書き出す過程において、形状データに欠落が生じた場合など、意匠 BIM データから書き出した IFC データを取り込むのみでは設備分野の図書の図表現に不足が生じる場合は、意匠 BIM データから書き出した CAD 形式のデータを意匠 BIM データの補完（下図）に用いることができる。
- 意匠分野と設備分野の図書の記載事項が整合する状態とするため、設備分野の図書への書き出し後は、意匠 BIM データの変更・修正を行わない。
- 設備分野の図書に影響のある意匠 BIM データの修正を行う場合、修正後の意匠 BIM データから IFC データの書き出し・設備 BIM データへの取り込みを再度行い、設備分野の図書の変更・修正を行う（審査者からの補正等の求めに対応し、設備分野の図書に係る意匠 BIM データの変更・修正を行う場合も同様である。）。

### (2) 使用するオブジェクト、機能等

- 意匠分野の各基準については、各基準の「使用するオブジェクト、機能等」を参照。

### (3) 禁止されている入出力方法の例

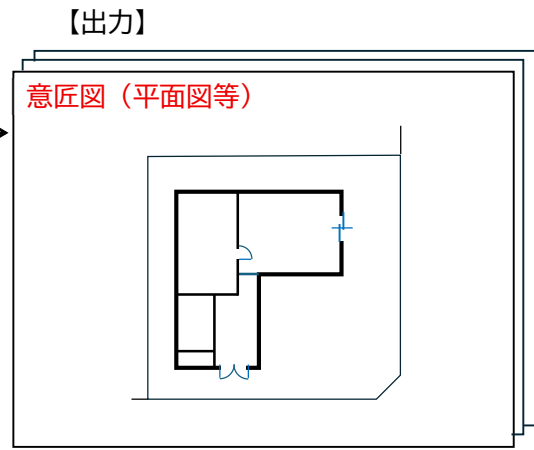
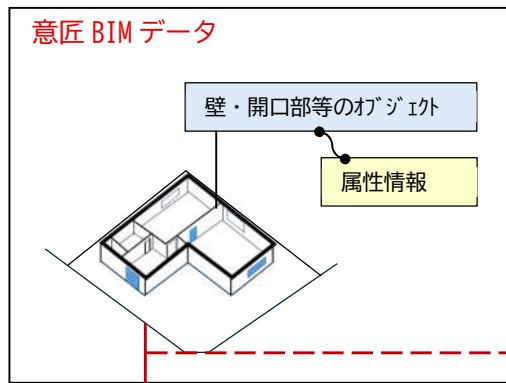
- 意匠分野の各基準については、各基準の「禁止されている入出力方法の例」を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

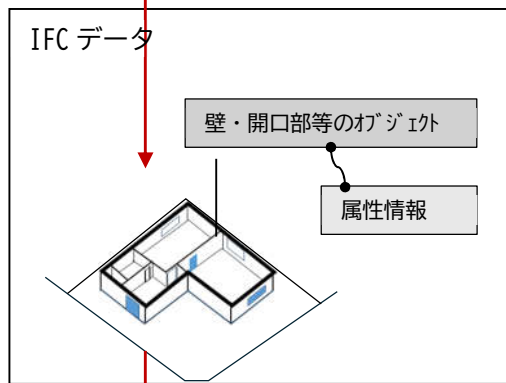
入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
<形状>に関するもの	・意匠 BIM データから書き出した IFC データの形状を、設備 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と設備分野の図書間で、形状の表示が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報や BIM の機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと ・BIM データと連動しない 2 次元加筆により表現すること
	・意匠 BIM データから書き出した CAD 形式のデータ以外の CAD データを用いて、意匠 BIM データから書き出した IFC データを補完する	・意匠分野と設備分野の図書間で、形状の表示が整合しなくなるため	
<属性>に関するもの	・意匠 BIM データから書き出した IFC データの属性情報を、設備 BIM データ上で書き換えたり、書き加えたりする	・意匠分野と設備分野の図書間で、属性情報に基づく表記が整合しなくなるため	・属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

■分野間2 入力と出力のイメージ  
【入力】

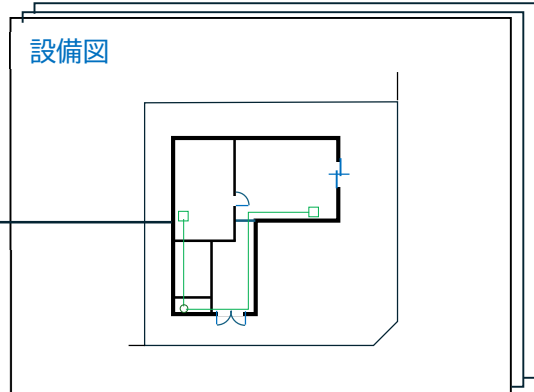
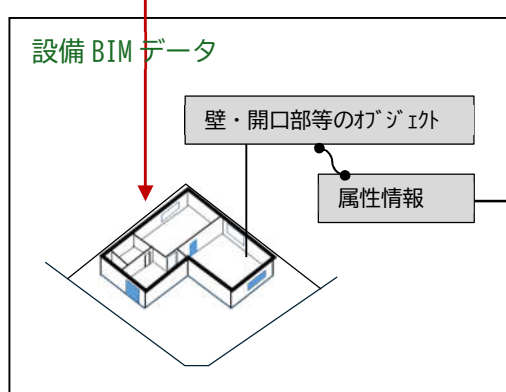


IFC データの書き出し



必要に応じて CAD 形式の  
データを書き出し、  
IFC データを補完

IFC データの取り込み



意匠の IFC データに含まれる形状情報・属性情報とともに、設備図として表示

## 3-3-1-2 設備分野内の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準

### 1. 入出力基準

#### [分野内]

- ・「3-3-2 機械設備分野の入出力基準」及び「3-3-3 電気設備分野の入出力基準」の各基準の[分野内]に定める。

## 3-3-2 機械設備分野の入出力基準

### 1. 入出力基準

機械設備分野の入出力基準は、以下の通り定める。（[分野間1][分野間2]については「3-3-1 共通事項」も参照。）

## 3-3-2-1 敷地関係

### 機-001 敷地境界線

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

[分野間1] 敷地境界線の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

[分野間2] 敷地境界線の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

##### <属性>

##### ②種別

[分野間1] 敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001④】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

[分野間2] 敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001④】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②種別

##### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### [分野間1] [分野間2]

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・敷地の位置 ・敷地の形状（敷地境界線の各辺で囲まれた形状）
②種別	・道路境界線や隣地境界線など敷地境界線の種別

## 3-3-2-2 基準線関係

### 機-002 通り芯

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

- 【分野間1】 通り芯の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004①】」を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。
- 【分野間2】 通り芯の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004①】」を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

##### <計算>

##### ②通り芯間の寸法

- 【分野間1】 通り芯間の寸法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】」を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。
- 【分野間2】 通り芯間の寸法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】」を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。
- 【分野内】 通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### <属性>

##### ③符号

- 【分野間1】 通り芯の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004③】」を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。
- 【分野間2】 通り芯の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004③】」を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②通り芯間の寸法

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において、通り芯を基に算定した水平方向の距離の値が整合する状態とするため、また「通り芯の位置及び形状」と「通り芯間の長さ」が整合する状態とするため、「通り芯間の寸法」は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### ③符号

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
②通り芯間の寸法	・オブジェクトと連動して長さを表記する機能 (寸法線ツール)	—	・長さ(寸法)

(3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
②通り芯間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、通り芯間の寸法を表現する	・複数の図書(図面又は図)において、通り芯間の寸法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること ・BIMの機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと ・属性情報から出力された値の変更を行うこと
	・寸法線ツールを用いて算出された通り芯間の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・通り芯の位置及び形状の変更と通り芯間の寸法の数値が連動しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

3. 図書間において相互に整合する記載事項

■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯の位置</li> <li>・通り芯の形状</li> </ul>
②通り芯間の寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯間の寸法</li> </ul>
③符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通り芯の符号</li> </ul>

## 3-3-2-3 建築要素

### 機-003 外壁

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 外壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 外壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 外壁の位置 ・ 建築物の外周に設ける外壁の形状

## 機-004 間仕切壁

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 間仕切壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-007①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 間仕切壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-007①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間仕切壁の位置</li> <li>・ 建築物内部の空間を区画するために設けられる壁</li> </ul>

## 機-005 柱

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 柱の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 柱の位置 ・ 柱の形状

## 機-006 開口部

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
<b>[分野間1]</b>	開口部に設ける建具の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。
<b>[分野間2]</b>	開口部に設ける建具の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②開閉方法	
<b>[分野間1]</b>	開口部に設ける建具の開閉方法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011②】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。
<b>[分野間2]</b>	開口部に設ける建具の開閉方法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011②】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

**[分野間1] [分野間2]**

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②開閉方法

**[分野間1] [分野間2]**

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

**[分野間1] [分野間2]**

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

**[分野間1] [分野間2]**

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

**[分野間1] [分野間2]**

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部の位置（取付の位置、取付の高さ）</li> <li>・ 開口部の形状（開口部の幅、開口部の高さ）</li> </ul>
②開閉方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部（建具）の開閉方法</li> </ul>

## 3-3-2-4 領域・空間要素

### 機-007 各室の用途

#### 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①各室の用途（室名等）</p> <p>【分野間1】 各室の用途（室名等）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-012①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。</p> <p>【分野間2】 各室の用途（室名等）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-012①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。</p>
--

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①各室の用途（室名等）

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①各室の用途（室名等）	・ 室の名称（用途）

## 3-3-2-5 防火・避難関係

### 機-008 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）

#### 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別</p> <p>【分野間1】 防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-015①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。</p> <p>【分野間2】 防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-015①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。</p>
--

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火区画等の境界への該当</li> <li>・ 防火区画等の種別</li> </ul>

## 機-009 防煙壁による区画（令第126条の2の規定）

### 1. 入出力基準

#### <属性>

#### ①防煙壁による区画の境界への該当

【分野間1】 防煙壁による区画の境界への該当は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-016①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。

【分野間2】 防煙壁による区画の境界への該当は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-016①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

#### ①防煙壁による区画の境界への該当

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### 【分野間1】【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と機械設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①防煙壁による区画の境界への該当	・防煙壁による区画の壁の位置

## 3-3-2-6 設備要素

### 機-010 給気機及び排気機

#### 1. 入出力基準

<属性、計算>

①機器番号及び機器番号ごとの設置数

[分野内] 給気機及び排気機の位置、機器番号及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 給気機及び排気機の位置は、機械設備オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 2) 給気機及び排気機の機器番号は、機械設備オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 3) 給気機及び排気機の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、給気機及び排気機の機器番号ごとに表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

①機器番号及び機器番号ごとの設置数

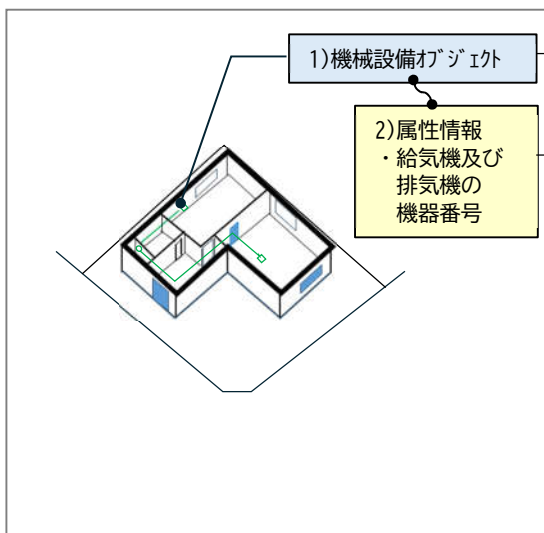
[分野内]

- 図面と図表において情報及び値が整合する状態とするため、給気機及び排気機の位置、機器番号及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 給気機及び排気機の位置は、機械設備オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 2) 給気機及び排気機の機器番号は、機械設備オブジェクトに属性情報として入力し、平面図等の図面の給気機及び排気機の付近に表記する。
- 3) 給気機及び排気機の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、給気機及び排気機の機器番号ごとに機器表等の図表に表記する。

#### ■入力と出力のイメージ

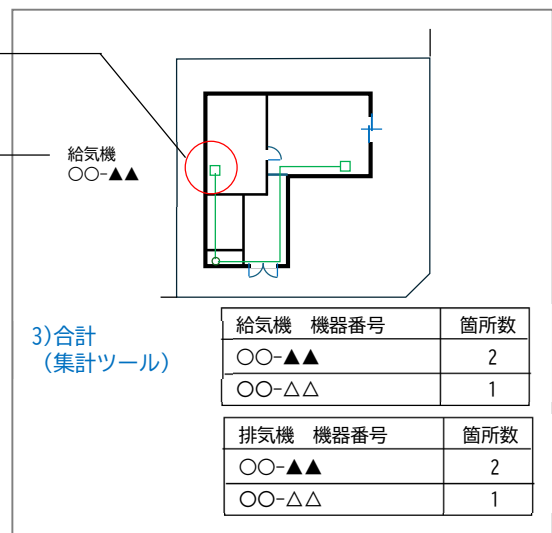
【入力】



連動

連動

【出力】



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①機器番号及び機器番号 ごとの設置数	・ 機械設備オブジェクト	・ 給気機の機器番号 ・ 排気機の機器番号	・ 機器番号ごとの設置数

## (3) 禁止されている入出力方法の例

### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①機器番号及び機器番号 ごとの設置数	・ 給気機の機器番号を、当 該機械設備オブジェク トの属性情報に連動し ない文字・数値を用いて 表記する	・ 複数の図書（図面又は 図）において、給気機の 機器番号が整合しなく なるため	・ BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
	・ 給気機の機器番号を、当 該機械設備のオブジェ クトではなく、別のオブ ジェクトから行う	・ 複数の図書（図面又は 図）において、給気機の 機器番号の種別が整合 しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性 情報やBIMの機能によ る算出・計算結果の表 記を、同一でないオブ ジェクトから行うこと
	・ 機器表における給気機 の機器番号ごとの設置 数の算出を、当該機械設 備オブジェクトではな く、別の機械設備オブ ジェクトから行う	・ 図面と機器表に表記さ れた設置数の数値が整 合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性 情報やBIMの機能によ る算出・計算結果の表 記を、同一でないオブ ジェクトから行うこと
	・ 集計ツールを用いず、数 値の入力により、給気機 の機器番号ごとの設置 数を表現する	・ 図面と機器表に表記さ れた設置数の数値が整 合しなくなるため	・ BIMデータと連動しない 2次元加筆により表現 すること
	・ 集計ツールを用いて算 出された給気機の機器 番号ごとの設置数を、新 たな数値に書き換える	・ 図面と機器表に表記さ れた設置数の数値が整 合しなくなるため	・ BIMの機能により算出さ れた寸法値・数値の改 変を行うこと ・ 属性情報から出力され た値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	機械設備分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①機器番号及び機器番号ごとの設置数	・ 給気機及び排気機の機器番号 ・ 給気機及び排気機の機器番号ごとの設置数

# 機-011 排煙設備

## 1. 入出力基準

<属性、計算>

### ①機器番号及び機器番号ごとの設置数

【分野内】 排煙設備の位置、機器番号及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 排煙設備の位置は、機械設備オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 2) 排煙設備の機器番号は、機械設備オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 3) 排煙設備の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、排煙設備の機器番号ごとに表記する。

## 2. 入出力基準の解説

### (1) 解説

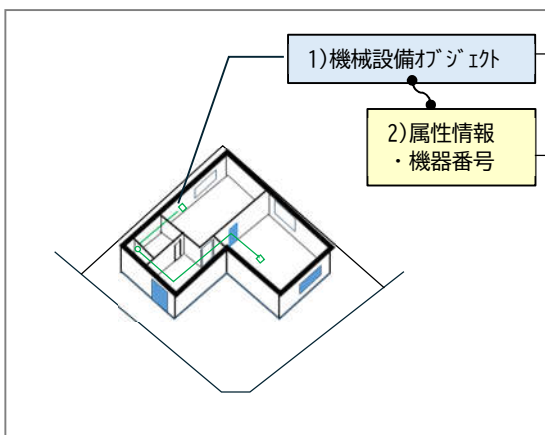
#### ①機器番号及び機器番号ごとの設置数

【分野内】

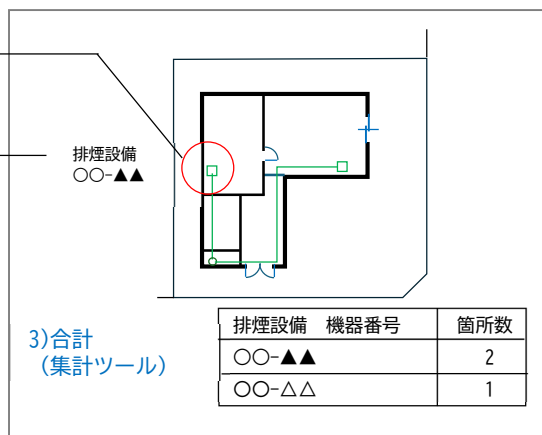
- 図面と図表において情報及び値が整合する状態とするため、排煙設備の位置、機器番号及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 排煙設備の位置は、機械設備オブジェクトを用いて入力し、表示する。
  - 2) 排煙設備の機器番号は、機械設備オブジェクトに属性情報として入力し、平面図等の図面の排煙設備の付近に表記する。
  - 3) 給気機及び排気機の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、給気機及び排気機の機器番号ごとに機器表等の図表に表記する。

### ■入力と出力のイメージ

【入力】



【出力】



### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野内】

- 下表を参照。

### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用するオブジェクト、 機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①機器番号及び機器番号 ごとの設置数	・ 機械設備オブジェクト	・ 排煙設備の機器番号	・ 機器番号ごとの設置数

### (3) 禁止されている入出力方法の例

#### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①機器番号及び機器番号ごとの設置数	・ 排煙設備の機器番号を、当該機械設備オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・ 複数の図書（図面又は図）において、排煙設備の機器番号が整合しなくなるため	・ BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 排煙設備の機器番号を、当該機械設備オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・ 複数の図書（図面又は図）において、排煙設備の機器番号の種別が整合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 機器表における排煙設備の機器番号ごとの設置数の算出を、当該機械設備オブジェクトではなく、別の機械設備オブジェクトから行う	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 集計ツールを用いず、数値の入力により、排煙設備の機器番号ごとの設置数を表現する	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 集計ツールを用いて算出された排煙設備の機器番号ごとの設置数を、新たな数値に書き換える	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ BIMの機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・ 属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	機械設備分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①機器番号及び機器番号ごとの設置数	・ 排煙設備の機器番号 ・ 排煙設備の機器番号ごとの設置数

### 3-3-3 電気設備分野の入出力基準

#### 1. 入出力基準

電気設備分野の入出力基準は、以下の通り定める。（[分野間1][分野間2]については「3-3-1 共通事項」も参照。）

### 3-3-3-1 敷地関係

#### 電-001 敷地境界線

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 敷地境界線の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 敷地境界線の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

##### <属性>

##### ②種別

【分野間1】 敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001④】を満たす意匠 BIM モデル」を参照し、表記する。

【分野間2】 敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-001④】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②種別

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の位置</li> <li>敷地の形状（敷地境界線の各辺で囲まれた形状）</li> </ul>
②種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路境界線や隣地境界線など敷地境界線の種別</li> </ul>

## 3-3-3-2 基準線関係

### 電-002 通り芯

#### 1. 入出力基準

##### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 通り芯の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 通り芯の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

##### <計算>

##### ②通り芯間の寸法

【分野間1】 通り芯間の寸法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。

【分野間2】 通り芯間の寸法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004②】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

【分野内】 通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### <属性>

##### ③符号

【分野間1】 通り芯の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004③】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。

【分野間2】 通り芯の符号は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-004③】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①位置及び形状

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②通り芯間の寸法（通り芯を基に算定した水平方向の距離）

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 【分野内】

- 複数の図書（図面又は図）において値が整合する状態とするため、また「通り芯の位置及び形状」と「通り芯間の長さ」が整合する状態とするため、「通り芯間の寸法」は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

##### ③符号

##### 【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

(2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

【分野内】

- ・ 【分野内】の場合は、下表を参照。

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
②通り芯間の寸法	・オブジェクトと連動して長さを表記する機能 (寸法線ツール)	—	・長さ(寸法)

(3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

【分野内】

- ・ 下表を参照。

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
②通り芯間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、通り芯間の寸法を表現する	・複数の図書(図面又は図)において通り芯間の寸法が整合しなくなるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること</li> <li>・BIMの機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと</li> <li>・属性情報から出力された値の変更を行うこと</li> </ul>
	・寸法線ツールを用いて算出された通り芯間の寸法の数値(又は属性情報に基づく数値)を、新たな数値に書き換える	・通り芯の位置及び形状の変更と通り芯間の寸法の数値が連動しなくなるため	

※「2-1-2 禁止事項」を参照

3. 図書間において相互に整合する記載事項

■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・通り芯の位置
③符号	・通り芯の符号

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
②通り芯間の寸法	・通り芯間の寸法

### 3-3-3-3 建築要素

#### 電-003 外壁

##### 1. 入出力基準

###### <形状>

###### ①位置及び形状

【分野間1】 外壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 外壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-006①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

##### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

###### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

###### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 外壁の位置 ・ 建築物の外周に設ける外壁の形状

## 電-004 間仕切壁

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 間仕切壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-007①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 間仕切壁の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-007①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"><li>間仕切壁の位置</li><li>建築物内部の空間を区画するために設けられる壁の形状</li></ul>

## 電-005 柱

### 1. 入出力基準

#### <形状>

##### ①位置及び形状

【分野間1】 柱の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。

【分野間2】 柱の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-008①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	・ 柱の位置 ・ 柱の形状

## 電-006 開口部

### 1. 入出力基準

<b>&lt;形状&gt;</b>	
①位置及び形状	
【分野間1】	開口部に設ける建具の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表示する。
【分野間2】	開口部に設ける建具の位置及び形状は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表示する。
<b>&lt;属性&gt;</b>	
②開閉方法	
【分野間1】	開口部に設ける建具の開閉方法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011②】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。
【分野間2】	開口部に設ける建具の開閉方法は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-011②】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

### 2. 入出力基準の解説

#### (1) 解説

##### ①位置及び形状

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### ②開閉方法

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。
- ・

#### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①位置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部の位置（取付の位置、取付の高さ）</li> <li>・ 開口部の形状（開口部の幅、開口部の高さ）</li> </ul>
②開閉方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部（建具）の開閉方法</li> </ul>

## 3-3-3-4 領域・空間要素

### 電-007 各室の用途

#### 1. 入出力基準

##### <属性>

##### ①各室の用途（室名等）

【分野間1】 各室の用途（室名等）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-012①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。

【分野間2】 各室の用途（室名等）は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-012①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。

#### 2. 入出力基準の解説

##### (1) 解説

##### ①各室の用途（室名等）

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### (3) 禁止されている入出力方法の例

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

#### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

##### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①各室の用途（室名等）	・ 室の名称（用途）

### 3-3-3-5 防火・避難関係

#### 電-008 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）

##### 1. 入出力基準

<p>&lt;属性&gt;</p> <p>①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別</p> <p>【分野間1】 防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別は、3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-015①】を満たす意匠 BIM データ」を参照し、表記する。</p> <p>【分野間2】 防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別は、「3-1-1 意匠分野の入出力基準【意-015①】を満たす意匠 BIM データ」から書き出した IFC データ（又は IFC データ以外の中間ファイル形式のデータ）を用いて、表記する。</p>
---

##### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

###### ①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### (2) 使用するオブジェクト、機能等

【分野間1】 【分野間2】

- ・ 「3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

###### (3) 禁止されている入出力方法の例

「【分野間1】 【分野間2】

- ・ 3-3-1-1 意匠-設備分野の図書間の記載事項の整合に係る入出力基準」を参照。

##### 3. 図書間において相互に整合する記載事項

###### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	意匠分野と電気設備分野の図書間において 相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①防火区画等の境界への該当及び防火区画等の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火区画等の境界への該当</li> <li>・ 防火区画等の種別</li> </ul>

### 3-3-3-6 設備要素

#### 電-009 非常用の照明装置

##### 1. 入出力基準

<属性、計算>

①種類（器具記号又は形式）及び種類（器具記号又は形式）ごとの設置数

【分野内】 非常用の照明装置の位置、種類（器具記号又は形式）及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 1) 非常用の照明装置の位置は、照明器具オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- 2) 非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）は、照明器具オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- 3) 非常用の照明設備の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）ごとに表記する。

##### 2. 入出力基準の解説

###### (1) 解説

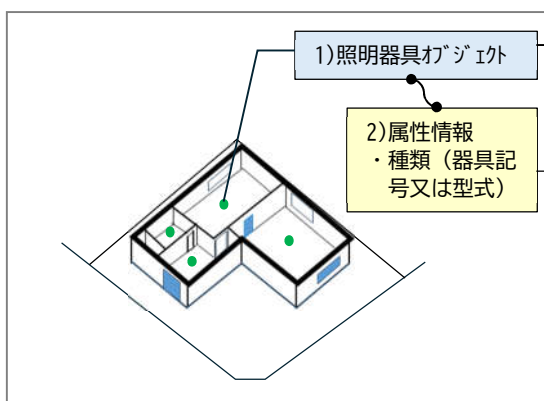
①種類（器具記号又は形式）及び種類（器具記号又は形式）ごとの設置数

【分野内】

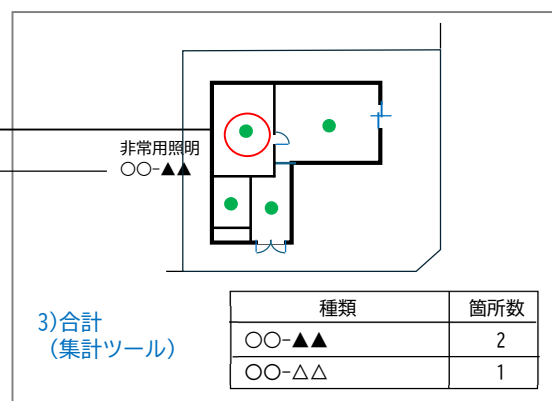
- 下表を参照。
- 図面と図表において情報及び値が整合する状態とするため、非常用の照明装置の位置、種類（器具記号又は形式）及び設置数は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。
  - 1) 非常用の照明装置の位置は、照明器具オブジェクトを用いて入力し、表示する。
  - 2) 非常用の照明装置の種類（器具記号又は形式）は、照明器具オブジェクトに属性情報として入力し、平面図等の図面の排煙設備の付近に表記する。
  - 3) 非常用の照明装置の設置数は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、非常用の照明装置の種類（器具記号又は形式）ごとに機器表等の図表に表記する。

##### ■入力と出力のイメージ

【入力】



【出力】



## (2) 使用するオブジェクト、機能等

### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	使用する オブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により 算出・計算する数値
①非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）及び非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）ごとの設置数	・ 照明器具オブジェクト	・ 非常用の照明装置の器具記号又は照明器具形式	・ 非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）ごとの設置数

## (3) 禁止されている入出力方法の例

### [分野内]

- ・ 下表を参照。

#### ■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	禁止されている入出力方法の例		該当する禁止事項※
	入出力方法	理由	
①非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）及び非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）ごとの設置数	・ 非常用照明の器具記号を、当該照明器具オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・ 複数の図書（図面又は図）において、非常用照明の器具記号が整合しなくなるため	・ BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 非常用照明の器具記号を、当該照明器具オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・ 複数の図書（図面又は図）において、非常用照明の器具記号の種別が整合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 機器表における非常用照明の器具記号ごとの設置数の算出を、当該照明器具オブジェクトではなく、別の照明器具オブジェクトから行う	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと
	・ 集計ツールを用いず、数値の入力により、非常用照明の器具記号ごとの設置数を表現する	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ BIMデータと連動しない2次元加筆により表現すること
	・ 集計ツールを用いて算出された非常用照明の器具記号ごとの設置数を、新たな数値に書き換える	・ 図面と機器表に表記された設置数の数値が整合しなくなるため	・ BIMの機能により算出された寸法値・数値の改変を行うこと ・ 属性情報から出力された値の改変を行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

## 3. 図書間において相互に整合する記載事項

#### ■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

入出力基準の細目 (明示すべき事項等)	電気設備分野の図書間において相互に整合する記載事項 (誓約に基づく整合性確認省略の対象)
①非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）及び非常用の照明設備の種類（器具記号又は形式）ごとの設置数	・ 非常用の照明装置の器具記号又は照明器具形式 ・ 非常用の照明装置の器具記号又は照明器具形式ごとの設置数

(白紙)

## 参考資料 入出力基準の項目と図書に明示すべき事項との対応関係整理表

ここでは、建築基準法施行規則第1条の3をもとに、出力基準の項目と図書に明示すべき事項との対応関係を整理して示す。

### <意匠分野>

#### 3-1-1-1 敷地関係

##### 意-001 敷地境界線

##### ■敷地境界線を記載する図書の種類

表		規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
一	(い)			配置図	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第一項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
二	(十八)	法第四十三条の規定が適用される建築物		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
二	(十九)	法第四十四条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	敷地境界線
二	(二十)	法第四十七条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	敷地境界線
二	(二十三)	法第五十二条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(二十三)	法第五十二条の規定が適用される建築物	法第五十二条第八項の規定が適用される建築物	法第五十二条第八項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図	敷地境界線
二	(二十三)	法第五十二条の規定が適用される建築物	法第五十二条第九項の規定が適用される建築物	法第五十二条第九項に規定する特定道路（以下単に「特定道路」という。）の配置図	敷地境界線
二	(二十四)	法第五十三条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

表		規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二十五)	法第五十三条の二の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の六第一項第一号の規定により想定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図	敷地境界線
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の七第一項第一号の規定により想定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図	敷地境界線
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の七第一項第一号の規定により想定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図	令第一百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の八第一項の規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	敷地境界線
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		日影図	敷地境界線
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		日影図	法第五十六条の二第一項の水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下「測定線」という。）
二	(三十三)	法第五十七条の五の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(三十五)	法第五十九条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(三十七)	法第六十条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(三十八)	法第六十条の二の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(三十九)	法第六十条の三の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

表		規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	配置図	隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置
二	(四十二)	法第六十三条の規定が適用される建築物		配置図	隣地境界線の位置
二	(四十五)	法第六十七条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(四十六)	法第六十八条の規定が適用される建築物		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(五十三)	法第八十四条の二の規定が適用される建築物		配置図	敷地境界線の位置
二	(六十一)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令百三十七条の七の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
二	(六十一)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令百三十七条の九の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

#### 意-002 地盤面及び平均地盤面

##### ■地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
一	(い)			配置図	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
一	(ろ)			二面以上の断面図	地盤面
一	(ろ)			地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
一	(ろ)			地盤面算定表	地盤面を算定するための算式
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		配置図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	地盤面の異なる区域の境界線

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の七第一項第一号の規定により想定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	地盤面
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	令第一百三十五条の八第一項の規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	地盤面
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		日影図	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	平均地盤面
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
二	(三十二)	法第五十七条の四の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(三十四)	法第五十八条の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(三十七)	法第六十条の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(三十九)	法第六十条の三の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
二	(四十六)	法第六十八条の規定が適用される建築物		配置図	地盤面の異なる区域の境界線

### 2-1-1-1 基準線関係

#### 意-003 方位

##### ■方位を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
一	(い)			配置図	縮尺及び方位
一	(い)			各階平面図	縮尺及び方位
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角
一	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		日影図	縮尺及び方位

### 3-1-1-3 建築要素

#### 意-006 外壁

##### ■外壁を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	各階平面図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	各階平面図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令百十二条第十六項に規定する外壁の位置及び構造
二	(二十)	法第四十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(二十六)	法第五十四条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
二	(三十五)	法第五十九条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十七)	法第六十条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八)	法第六十条の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	配置図	隣地境界線、道路中心線及び同一敷地内の他の建築物の外壁の位置
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(四十五)	法第六十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十六)	法第六十八条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(六十六)	消防法第十五条の規定が適用される建築物		構造詳細図	映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(八十五の二)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十条第一項の規定が適用される建築物（同法第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物を除く。）		立面図	外壁の位置

#### 意-007 間仕切壁

##### ■間仕切壁を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置

意-008 柱

■柱を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	通し柱及び開口部の位置
一	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	施工方法等計画書	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	令第百十五条の二第一項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造
二	(二十)	法第四十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(二十六)	法第五十四条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
二	(三十五)	法第五十九条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十七)	法第六十条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八)	法第六十条の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十五)	法第六十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十六)	法第六十八条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置

意-009 各階の床、屋根、軒及びひさし等

■各階の床、屋根、軒及びひさし等を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(ろ)			二面以上の断面図	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
二	(二十四)	法第五十三条の規定が適用される建築物		令第二条第一項第二号に規定する特例軒等に該当することの確認に必要な図書	令第二条第一項第二号に規定する特例軒等に該当することを確認するために必要な事項
二	(二十九)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物		配置図	軒の高さ

意-010 各階の天井

■各階の天井を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(ろ)			二面以上の断面図	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
二	(十二)	法第三十条の規定が適用される建築物	法第三十条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	天井の位置、構造及び遮音性能
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	各階平面図	強化天井の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	強化天井の位置
二	(六十六)	消防法第十五条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	映写室の天井の高さ
二	(八十五の二)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十条第一項の規定が適用される建築物（同法第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物を除く。）		断面図又は矩計図	各階の天井の構造

設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備		エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離
----	-----	---------------------	--	------------------------	---------------------------------

意-011 開口部

■開口部を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	通し柱及び開口部の位置
一	(ろ)			二面以上の立面図	開口部の位置
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物		各階平面図	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二	(十一)	法第二十九条の規定が適用される建築物		各階平面図	令第二十二条の二第一号イに規定する開口部、令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調節する設備の位置
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物		各階平面図	令第一百六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物		各階平面図	令第一百六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十四)	法第三十五条の二の規定が適用される建築物		各階平面図	令第百二十八条の三の二第一項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積
二	(十五)	法第三十五条の三の規定が適用される建築物		各階平面図	令第百十一条第一項に規定する窓その他の開口部の面積
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	開口部の面積、位置、構造、形状及び寸法
二	(五十三)	法第八十四条の二の規定が適用される建築物		各階平面図	壁及び開口部の位置
二	(五十三)	法第八十四条の二の規定が適用される建築物		二面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置
二				各階平面図	開口部の位置及び寸法
二	(九十)	令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた特定主要構造部を有する建築物		各階平面図	開口部の位置及び寸法
設一	(一)	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備		各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
設一	(七)	法第三十四条第一項の規定が適用される昇降機		各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	令第百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部の位置
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部（排煙口を除く。）に設ける戸の構造
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	二面以上の断面図	給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置
設一	(十二)	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六十二条の規定が適用される消費機器		各階平面図	給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造

### 3-1-1-4 領域・空間要素

#### 意-012 各室の用途

##### ■室名等を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	間取、各室の用途及び床面積

#### 意-013 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

##### ■建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二十四)	法第五十三条の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(三十三)	法第五十七条の五の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(三十五)	法第五十九条の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(三十八)	法第六十条の二の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(三十九)	法第六十条の三の規定が適用される建築物		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(六十一)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令第三百三十七条の七の規定が適用される建築物	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(六十一)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令第三百三十七条の九の規定が適用される建築物	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第六節の規定が適用される非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第六節の規定が適用される非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備	地下道の床面積求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式

意-014 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

■床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	間取、各室の用途及び床面積
一	(い)			床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(九)			開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積
二	(十一)			開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	居室の床面積

二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第六節の規定が適用される建築物	地下道の床面積求積図	地下道の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第六節の規定が適用される建築物	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積
二	(二十三)	法第五十二条の規定が適用される建築物		床面積求積図	蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二	(二十六)	法第五十四条の規定が適用される建築物		配置図	令第三百三十五条の二十二に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		配置図	令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
二	(二十八)	法第五十六条の規定が適用される建築物		二面以上の断面図	令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
二	(八十五の二)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十条第一項の規定が適用される建築物（同法第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物を除く。）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号又は第二項の規定が適用される建築物	用途別床面積表	用途別の床面積
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積が千平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置

設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第百二十九条の四から第百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の十三の二及び第百二十九条の十三の三の規定が適用される非常用エレベーター	床面積求積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

### 3-1-1-5 防火・避難関係

#### 意-015 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）

##### ■防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	防火区画の位置及び面積
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁及び防火床による区画の位置及び面積
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項本文の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	防火床による区画の位置
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十五条の二第一項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	各階平面図	防火区画の位置及び面積
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	防火区画の位置及び面積

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	各階平面図	防火区画の位置及び面積
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十二条第十八項に規定する区画に用いる壁の構造
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令第百十二条第十八項に規定する区画に用いる床の構造
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	各階平面図	給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	防火区画の位置
二	(八十九)	令第百八条の三に規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する建築物		各階平面図	当該主要構造部を区画する床及び壁の位置
二	(九十一)	令第百二十八条の七第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物		区画避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(九十二)	令第百二十九条第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物		階避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
二	(九十三)	令第百二十九条の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物		全館避難安全検証法により検証した際の平面図	防火区画の位置及び面積
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の位置
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	床面積求積図	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の四の規定が適用される配管設備	各階平面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の四の規定が適用される配管設備	二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の四の規定が適用される配管設備	配管設備の系統図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置

意-016 防煙壁による区画（令第126条の2）

■防煙壁による区画（令第126条の2）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の位置

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	床面積求積図	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
設一	(九)	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	二面以上の断面図	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置

#### 意-017 防火設備

##### ■防火設備を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項本文の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火壁及び防火床並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十五条の二第一項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	令百十三条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	令百十三条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	防火壁又は防火床を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	令百十三条第二項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第二項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	特定部分の主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(八)	法第二十七条の規定が適用される建築物	法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別並びに戸の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令百十二条第十九項第一号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第十九項第一号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第十九項第二号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別並びに戸の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第十九項第一号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置
二	(十六)	法第三十六条の規定が適用される建築物	令第百十四条の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁及び天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
二	(四十)	法第六十一条の規定が適用される建築物	法第六十一条第一項本文の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法
二	(六十一)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十四の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(六十六)	消防法第十五条の規定が適用される建築物		各階平面図	特定防火設備の位置及び構造
二				各階平面図	防火設備の位置及び種別
二				耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
二	(九十)	令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により法第二条第九号のニイ(2)に該当するものであることを確かめた特定主要構造部を有する建築物		各階平面図	防火設備の種別
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の四の規定が適用される配管設備	風道の構造詳細図	防火設備及び特定防火設備の位置
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の十三の二及び第百二十九条の十三の三の規定が適用される非常用エレベーター	各階平面図	非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備

#### 意-018 非常用の進入口等

##### ■非常用の進入口等を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第五節の規定が適用される建築物	各階平面図	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	非常用進入口又は令第百二十六条の六第二号に規定する窓その他の開口部の構造
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造

意-019 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網

■令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百二十六条第一項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ

## ＜構造分野＞

### 3-2-2-1 建築要素

#### 基礎-001 基礎ぐい

##### ■基礎ぐいを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

#### 基礎-002 基礎

##### ■基礎を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(ろ)			二面以上の断面図	基礎
—	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第二節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	基礎の構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第二節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第四節の規定が適用される建築物	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第四節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	構造詳細図	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(八十五の二)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十条第一項の規定が適用される建築物（同法第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物を除く。）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号又は第二項の規定が適用される建築物	断面図又は矩計図	床、床下及び基礎の構造

## RC-001 柱

### ■柱を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(い)			各階平面図	通し柱及び開口部の位置
一	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
					置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	令第百十五条の二第一項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造
二	(二十)	法第四十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(二十六)	法第五十四条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
二	(三十五)	法第五十九条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十七)	法第六十条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八)	法第六十条の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(三十八の二)	法第六十条の二の二の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十五)	法第六十七条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
二	(四十六)	法第六十八条の規定が適用される建築物		配置図	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置

## RC-002 大ばり

## ■大ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(七)	法第二十六条の規定が適用される建築物	法第二十六条第一項ただし書の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	令百十五条の二第一項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに百二十九条の四から百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離

## RC-003 小ばり

## ■小ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### RC-004 床版（デッキ床含む）

##### ■床版（デッキ床含む）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
					置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### RC-005 屋根版（デッキ床含む）

##### ■屋根版を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
				図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	

## RC-006 耐力壁

### ■耐力壁を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	配置図	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第七節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置

## RC-007 非耐力壁

### ■非耐力壁を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	法第二十一条第一項本文の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置

## S-001 柱

### ■柱を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法

二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

## S-002 大ばり

## ■大ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

### S-003 小ばり

#### ■小ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### S-004 斜材

##### ■斜材を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第五節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

### W共通-001 土台

#### ■土台を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法

表	番号	規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	
			(特定木造建築物に限る。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
			(特定木造建築物を除く。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

### W共通-002 床版

#### ■床版を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

### W共通-003 耐力壁（面材）

#### ■耐力壁（面材）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W共通-004 耐力壁（筋かい）

##### ■耐力壁（筋かい）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	
			(特定木造建築物に限る。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W共通-005 準耐力壁（面材）

##### ■準耐力壁（面材）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	
			(特定木造建築物に限る。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物に限る。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。)	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W共通-006 アンカーボルト

##### ■アンカーボルトを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

## W共通-007 金物

### ■金物を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	
			(特定木造建築物を除く。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W共通-008 屋根版

##### ■屋根版を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

### W軸組-001 柱

#### ■柱を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W軸組-002 大ばり

##### ■大ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W軸組-003 小ばり

##### ■小ばりを記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W軸組-004 火打ち材

##### ■火打ち材を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W軸組-005 小屋組

##### ■小屋組を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

#### W枠組-001 床根太

##### ■床根太を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物に限る。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

W枠組-002 開口部（まぐさ及びまぐさ受け）

■開口部（まぐさ及びまぐさ受け）を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
一	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
一	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
			(特定木造建築物を除く。)		
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物 (特定木造建築物を除く。)	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

W枠組-003 小屋組

■小屋組を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
—	(は)			各階床伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			小屋伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
—	(は)			構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	小屋伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	二面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第三節の規定が適用される建築物（特定木造建築物を除く。）	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
二	(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	令第三章第八節の規定が適用される建築物	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法

## ＜設備分野＞

### 3-3-2-6 設備要素

#### 機-010 吸気機及び排気機

##### ■吸気機及び排気機を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十)	法第二十八条の二の規定が適用される建築物		各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置
設一	(一)	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備		各階平面図	給気機又は給気口の位置
設一	(一)	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備		各階平面図	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
設一	(一)	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備		二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置
設一	(一)	法第二十八条第二項から第四項までの規定が適用される換気設備		二面以上の断面図	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の五の規定が適用される換気設備	各階平面図	給気口又は給気機の位置
設一	(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第百二十九条の二の五の規定が適用される換気設備	二面以上の断面図	給気口又は給気機の位置

機-011 排煙設備

■排煙設備を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
二	(十三)	法第三十五条の規定が適用される建築物	令第五章第六節の規定が適用される建築物	非常用の排煙設備の構造詳細図	排煙設備の構造、材料の配置及び種別

3-3-3-5 防災・避難関連

電-009 非常用の照明装置

■非常用の照明装置を記載する図書の種類

表	番号	規定が適用される建築物		図書の種類	明示すべき事項
設一	(五)	法第三十二条の規定が適用される電気設備		各階平面図	非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置